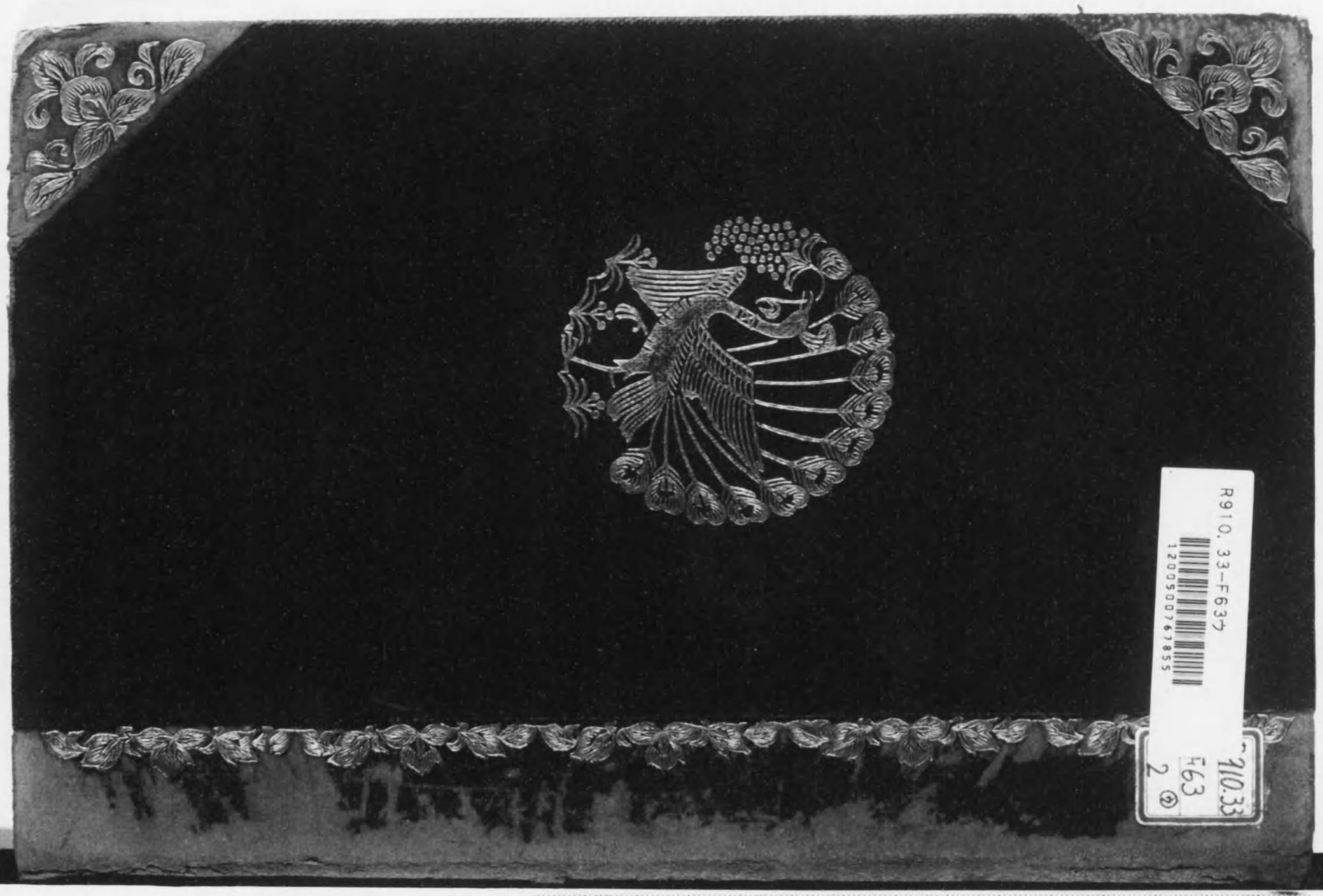
R910.33-F63
1200590767855
910.33
F63
2

脊

第二巻増補訂正表追加

頁	段・行	誤	正
二〇	二ノ五	說說	說
二九	四ノ二五	（字脱）	（脱字又は誤字）
四四	二ノ五	苞苴「七絃琴」	「苞苴子絃琴」
六七	四ノ三	「琴棋書画」	「古今琴棋書画」
八五	四ノ三五	常說說	常說說
八七	四ノ二〇	（脱字又は誤字）	（脱字又は誤字）
九一	二ノ一八	明治二十七年	明治三十七年
一〇五	一ノ二七	（字脱）	（文字の脱落）
一四九	三ノ二二	愛元文弘ノ文ノ書	愛子二年弘十六
一四九	三ノ二六	長子庄川氏、弘十二年を屬す	（脱）
一四九	三ノ三	（文字の誤字）	（文字の誤字）一倍
一四九	三ノ三	○蘭花図	○〇（文字の誤字）蘭花図
一四九	四ノ一	（文字の誤字）ノ文ニ書	○〇のうちヒ（文字の誤字）三百四十四年）（文字の誤字）
一五三	三ノ四	「卯花」「春今宵」	「卯花」「春今宵」
一七〇	二ノ三	「春三元大切」	「春三元大切」
一八七	三ノ二八	後鳥羽院御抄	後鳥羽院御抄・御歌御抄
一九三	二ノ七	「雨夜」「客」	「雨夜」「客」
一九四	三ノ三	（字脱）	（脱字又は誤字）
二二二	四ノ三四	「雨夜」とも書かしなりでもある。	「雨夜」は書は京都の地田寺その書や同治二年に刊行されてゐる。
二四三	二ノ二二	〇浮世草子「西行法師恋歌」（字脱）	（脱）

頁	段・行	誤	正
二四三	二ノ二三	〇浮世草子「西行法師恋歌」ニ書	西行法師恋歌（浮世草子）（脱字又は誤字）
二五三	二ノ二八	勝手新宮	勝手新宮
二五三	二ノ三一	新勝寺	（脱）
二五三	二ノ三二	文安三年（三ノ七）正月二日図。享年八十二	文安三年（三ノ八）正月二日図。享年八十三
二八三	二ノ三〇	定信	定信
二八六	二ノ三五	（字脱）	（字脱）
三〇七	四ノ二四	寛永六年刊	寛永六年刊
三一〇	四ノ九	市橋家	市橋家
三一三	三ノ一四	「安倍元光」	（脱）
三一六	三ノ二三	「山伏」	「山伏」
三一六	三ノ二五	「西行法師恋歌」	「西行法師恋歌」
三一九	二ノ八	お春は	お春は
三二八	二ノ二二	「音曲」	「音曲」
三四八	四ノ八	「文学の分類」	「文学」
三七二	二ノ二三	皆しかし	そもそも文学とは
三七二	二ノ二四	これは貴方の関係でもあるこだ。	「文学論」のようなものの書名の脱落もそれである。
三八二	三ノ二八	谷口雅川	来谷雅川
三八七	二ノ二九	巻頭巻	巻頭巻
三八八	三ノ二二	慶安十二年	慶安元年
三八九	三ノ二四	七十四	七十九
四〇三	四ノ四	春日宗	春日宗春
四四七	二ノ四	文学書	文学書
四四九	二ノ七	長崎屋手代三の河口家方合	石川雅望手代三の河口家方合
四四九	二ノ二〇	金陵生巻	金陵生巻
四七一	二ノ三	「雅楽」	「雅楽全書」
四七一	二ノ二二	【生図】ノ書ニ書	百々子・高崎宗・高橋宗
四七一	二ノ二三	文学図	芝居図
四七一	三ノ四	文学図ノ芝居図である。	文学図ノ芝居（字脱）。
四七一	三ノ六	○義太夫ノ書ニ書	○義太夫のみ（字脱十二年刊）
四七一	三ノ八	十四年刊）ノ書ニ書	○高崎宗春（字脱三年刊）
四八四	三ノ二二	芝居とは	芝居とは
四八四	四ノ九	とある。	とあり、「歌舞伎」（字脱十八年刊）の歌色の歌の書とつけ足した。
四八四	四ノ二〇	歌舞ノ歌舞ノ歌（字脱年刊）	（脱）
五〇二	四ノ七	寛永二年	寛永二年
五〇四	四ノ一九	「寛永文日人」	「寛永文日人」
五〇四	四ノ二〇	辻寛春	辻寛春
五〇七	二ノ一〇	「春小袖子の日の遊」	「文学文学論」
五二八	二ノ二	「春春」	（脱）
五三七	三ノ二四	（文学図書）	（脱の図書）

頁	段・行	誤	正
五三八	四ノ一〇	後春六島。	後春五島（字脱文字）。
五四七	一ノ二八	「恋思遊」	「恋思遊」
五四七	四ノ一〇	寛永十五年	寛永十四年
五八一	四ノ八	慶長三年	慶長十四年
五九一	一ノ一〇	英家	英宗
五九六	二ノ二三	狂歌子月図書	狂歌子月図書
五九四	三ノ一六	文書ノ書ニ書	文書ノ書
六〇七	二ノ三二	歌子内図	歌子図書
六一五	三ノ七	後乙二	の乙二
六一六	三ノ二二	江馬春	江馬春
六二五	一ノ八	「文学」	「新学会」
六三二	一ノ二四	「文学論学書」	「文学論学書」
六五二	二ノ五	四二十五年	明治三十五年
六五六	一ノ二	「春夏冬式」	「春夏冬式日」
六五九	一ノ三二	家綱	綱利
六六二	四ノ二七	年齢表の年	年齢表の年
六六四	四ノ二四	「四年年齢表」	「四年年齢表」
六六四	四ノ九	「高橋年表」（字脱）	「高橋年表」（字脱）
七七二	二ノ九	春夏	春夏二年
七七二	二ノ一〇	天保十四	天保七年頃、享年七十歳。
七七二	四ノ九	享年九年	享年九年
七七二	四ノ一九	「春夏天分記」	「春夏天分記」
七七四〇	一ノ二六	春夏四春人	春夏四春人
七七四〇	一ノ二二	春公	春公
七七四八	二ノ二三	新宮学問時代	新宮学問時代
七七四八	三ノ二四	一天寛寛	一天寛寛
七七五八	一ノ三〇	寺田訪旗	寺田訪旗
七七〇	四ノ一八	寺多竹竹	寺田竹竹
七七四	一ノ二〇	年年図	年年図
七七八〇	三ノ六	年齢四十一年	年齢天年十一年
八八〇二	二ノ二二	「宿」	「宿春」
八八一九	三ノ二六	谷三春三	春春三
八八二二	二ノ二六	三代宗七春七	三代宗七春七
八八四六	一ノ四四	「高春」	「高春」
八八四六	四ノ一一	田代宗春	田代宗春
八八四七	二ノ四二	「春学」	「学春」
八八五三	一ノ二四	「春夏天文学年表」	「春年表」
八八六二	一ノ二二	「春の春春」	「春春春」
八八八六	二ノ二四	「春宿」	「春宿春」
八八八八	四ノ二八	國女	國女
八九九二	三ノ二八	春は宗学	春は宗学
八九九二	四ノ四	春夏	春夏
八九三	一ノ一九	ある。ノ書ニ書	「春日宗春日記」（字脱）日記書である。
八九八	二ノ六	【年表】	【年表】
九〇四	四ノ二二	大春春	大春春
九二二	二ノ六	大春宗	大春宗

R910.33
F63
(2)

日本學

第二卷

文學博士
藤村作編

新潮社版

顧問

早稲田大學名譽教授 文學博士 坪内逍遙

東京帝國大學名譽教授 文學博士 上田萬年

國立圖書館
昭和 23. 9. 8
購入

挿畫目次

合卷(一)……三
合卷(二)……三
好色一代男……二六
古今和歌集古寫本(一)……六八
古今和歌集古寫本(二)……六八
滑稽本(一)……一九八
滑稽本(二)……一九八
西鶴(肖像及び墓)……二四四
西鶴(筆蹟)……二四四
挿繪(奈良繪本・丹繪本)……二九八
挿繪……二九八
西本願寺本三十六人家集……三二八
芝居番附(一)……四四〇
芝居番附(二)……四四〇
寫經(一)……四九八
寫經(二)……四九八
酒落本(一)……四七三
酒落本(二)……四七三
淨瑠璃正本……五七六
常用漢字表……六六二
書籍目錄(一)……六〇四
書籍目錄(二)……六〇四
書道(一)……六〇六
書道(二)……六〇六
書道(三)……六〇六
書道(四)……六〇六
新古今和歌集古寫本(一)……六四四
新古今和歌集古寫本(二)……六四四
神代文字(一)……六八六
神代文字(二)……六八六
新聞(一)……七〇四
新聞(二)……七〇四
前句附及雜俳……八四〇
川柳(觀世寺句合・柳樽・初篇・地本柳樽)……八四〇
藏書印……八五六
裝飾經(一)(平家納經)……八五八
裝飾經(二)……八五八
曾我物語(一)……八七〇
曾我物語(二)……八七〇
太平記(一)……八二六
太平記(二)……八二六
近松門左衛門(肖像及び筆蹟)……一〇二二
貞德(肖像及び筆蹟)……一一二八
田樂(一)……一一四〇
田樂(二)……一一四〇

裝幀　吉村忠夫

日本文學大辭典　第二卷

（一）子の須磨戰死の報を聞いた北の方は、源氏の搜索を憚れて、產み落した若君を刀を添へて捨てたが、賀茂參詣の歸り途なる法然上人に拾はれ養育されるうち、同じ上人の許で佛門に入つた熊谷入道は、己が討つた敦盛に生寫しのこの孤兒を訝り憐れんでゐると、稚兒は常に父母を戀ひ慕ひ、病み臥すまでに至つた。上人說法の時、この子の憐れな身の上を談るのを聞いて、聽衆の中から怪へきれず名告り出たのは彼の北の方で、涙の中に母子の再會が遂げられた。若君は父にも逢ひたいと賀茂明神に詣でて祈ると、滿願の日「津國生田を尋ねよ」との託宣があつた。急ぎ一の谷に下つて、雪雨の夜、小堂で敦盛と名告る父の靈に對面し、夢覺めて枕にしてゐた骨を携へて都へ歸つた。北の方も尼となつて、共の菩提を弔うた。謠曲「生田敦盛」（敦盛物の謠曲參照）と同材。父子對面の場は特に能がかりである。なほ捨てられた敦盛の遺孤が法然に拾はれたといふ言ひ傳へは、「薩州府志」（卷八）にも載せてある。【影響】正保二年及び享保二年刊「こゐつもり」、寛政七年刊「黃表紙「子敦盛」等。說經節にも蓮生物語の段がある。【附記】薩摩琵琶古曲の「小敦盛」は、幸若舞曲から出たもので、この草子と直接の關係はない。（敦盛參照）　（島津）

語彙　言語學・國語學【解說】或る種の單語の總體をいふ。一國語又は一言語に用ひる單語の總體をも云ひ（英語の語彙・廣見爲方言の語彙、近松の語彙など）、或る種類に屬する單語の總體をもいふ（動物に關する語彙・天文に關する語彙など）。かやうにして、一の語彙の中に各種の語彙を含むことが可能である（國語の語彙中に、天文に關する語彙・植物に關する語彙その他がある類）。【分類】一國語又は一言語の語彙は、（一）單語の意味によつて分類する事が出來る。天文・地理・動物・植物その他に部類するのであつて、辭書の類にはこの種の分類を用ひたものが多いが、併しこの方法で、語彙の全範圍を盡すべき分類法はまだ確立しない。又なるべく廣い意味を有する語の下に、これに從屬する狹い意味を有する語を集める方法や、意味の類似した諸語（類義語）及びこれと相對する意味を有つ諸語（對義語）を一團とする方法もあるが、これ等の方法では、なほ更、語彙全部を盡す事は困難である。（二）單語の音によつて分類する方法。これは、各々の單語をこれを構成する音の單位（單音又は音節）に分解して、まづ最初に位する音單位の異同によつて分類し、更に第二第三の音單位に及べば、あらゆる單語を細かに分類する事が出來る。或は逆に最後に存する音單位からはじめて、次第に上の音單位に及ぶ方法も可能である。（三）文字に書いた形によつて分類する方法。單語を書きあらはした文字を、一つ〳〵に分解し、又は一つ〳〵の文字の構成要素（漢字ならば偏傍など）に分解して、その最初の文字又は文字の構成要素の異同によつて分類し、次に第二第三に及べば、あらゆる單語を分類する事が出來る。

【特殊の語彙】或る特殊の社會、又は或る特別の場合にのみ用ひられる特殊の語彙は、どの國でも、どの時代でもかなりある。我が國語に於ける著しいものを擧げれば、宗教に關するものには、佛教語、伊勢の齋宮や賀茂の齋院の忌詞、特殊の所職や社會に屬するものとしては、女房詞・武者言葉・軍陣語・書生言葉・廓言葉・職人言葉などあり、江戸の通人の間に行はれた通言などは一層特殊なものである。各種の學術にはそれ〴〵術語があり、各地の方言には、それ〴〵特有の俚語又は方語がある（方言參照）。隱語は他の社會又は仲間のものにわからないのを目的とするもので、その社會又は仲間の違ひによつて、それ〴〵差異がある。（辭書參照）

【參考】方言及隱語　日獨和三郎「國文論叢」○異名隱語の研究を述べて特に齋宮忌詞を論ず　安藤正次「國學院雜誌」一九ノ七・八）○隱語の話　前田太郎「外來語の研究」○日本隱語集　淵山小長男○隱語解覽（改題「隱語辭典」）高田保文郎・高芝敏○くさむすび　田安宗武（玉箒叢說）○鎌倉時代の武士詞　春日政治「歷史地理」大正一〇ノ六）○アリンス國辭彙　宮武外骨　（橘木）

戀川好町　「鹿都部真顏」を見よ。

戀川春町　黃表紙作者・浮世繪師・狂歌師【本名】倉橋格、通稱壽平【別號】壽山人。狂歌號は酒上不埒。【生歿】延享元年に生れ、寛政元年（一七八九）七月七日に歿す。享年四十六。【法名】宜譽祥院慶雲淋水　【墓所】四谷新宿淨瑠璃寺【閱歷】駿河小島藩主松平丹後守家臣、江戸小石川春日町に住したので戀川春町と號した。妻を鳥山石燕に學ぶ。安永四年（三十二歲）の「金々先生榮花夢」以來、時に筆を休めた年もあるが、とにかく寛政元年「鸚鵡返文武二道」に至るまで、二十餘部の黃表紙の作がある。その中、最も活躍したのは

はこえこえこえこえ(意)、三つはこえ前こえこえ(意)、四つはこえおぶすこえこえ(今)、五つは前附字こえ、国語を明かにすることが出来るこえこえ(国)、六つはこえこえ(国)、こえこえ(国)、こえこえ(国)、こ

前化的著書とも言ふべき「異文学雑録」(Stray Leaves from Strange Literature)及び「怪談」(Some Chinese Ghosts)、それから小説「チタ」(Chita)などこの頃のものである。「幽霊の西印度諸島」(Two Years in the French West Indies)及び西印度の黒人の女を主人公とした小説「ユーマ」(Youma)は西印度二年間滞在中の作である。日本に渡るまでニューヨークに滞在中、アナトール・フランスの「ルルー・ボヤルナートの罪」を翻訳出版した。併し彼を最も有名にしたのは、日本に関する著作である。それは「知られざる日本の面影」(Glimpses of Unfamiliar Japan)、「東の国から」(Out of the East)、「心」(Kokoro)、「愛土の花環」(Gleanings in Buddha Fields)、「異国情調と回顧」(Exotics and Retrospectives)、「霊の日本」(In Ghostly Japan)、「影」(Shadowings)、「日本雑考」(A Japanese Miscellany)、「日本お伽噺」(Japanese Fairy Tales)、「骨董」(Kotto)、「怪談」(Kwaidan)、「霊魂日本」(Japan)、「天の河の物語」(The Romance of the Milky Way)の十三冊である。これらの著作には印象記・旅行記・随筆風のものもあり、説教・説話・物語・小説・物語もある。初期のものは、印象記・旅行記の如き客観的のものが多いが、次第に主観的・観照的のものが多くなると共に、日本に取つた題材を物語ふものとなつてゐる。これらの物語は特に今迄未開拓であるが、これは西洋人が東洋の事物に同情を寄せ、その内容を理解するに至つたことを示すものである。

【経歴】上述の通りは、その夢に日給主義的な観相をも交えて、眼前の中で、新鮮な活動を歩まれたものである。日々の生活から来る感動を、その情調のままに出されたものがある。彼は音楽的に自覚し、詩情を充たし、詩をたゞ、生命の中に、「川のほとり」一巻あるのみである。【作風】彼は、「川のほとり」一巻あるのみで、文学的方面に於ては、彼の作品は、「霊の国」、「霊の国」、「霊の国」

雑煮者人支（ぞうにものにんしゃ）　浮世草子　五巻　一冊　元禄十年（一六九七）刊

【作者】不明。【内容】伝説の人物・十郎兵衛が、「雑煮者人支」という、変わった名前の人物に、自分の生涯を語る、という形式の作品。十郎兵衛は、もともと、ある大名の家来であった。ある時、その大名が、隣国の大名と、ささいなことから、戦を始めることになった。十郎兵衛は、その戦で、敵の大将を、見事に討ち取った。その功績により、十郎兵衛は、大名から、ある土地を、ごほうびとして、与えられた。ところが、その土地は、実は、大名の、ずるい計略で、十郎兵衛を、その土地に、閉じこめるための、ひどい土地だった。十郎兵衛は、その土地で、百姓たちを、一生懸命、働かせて、豊かな、暮らしを、させた。ある年、その土地に、大飢饉が、襲ってきた。十郎兵衛は、自分の、蔵の、米や、金を、全て、百姓たちに、配ってしまった。すると、その、十郎兵衛の、ふだんの、行いを、見ていた、隣の、大名の、家来が、十郎兵衛に、ぜひ、わが、殿様の、ご、ご、ご

で、かくは改訂を加へて出版したものと思はれる。元暦校本その他の諸本を以て校異を上層に記したと云ふ橘經亮の奥書、及びその校合は、業を卒へなかつたので、その志を繼いで自ら校したと云ふ藤原以文の文化二年の奥書がある。故に經亮が校合したのは卷十五までで、卷十六以下は校本の數が少いから、以文の校訂であらうと「萬葉集書目提要」に述べてゐる。校合に用ひた本は、元暦校本・大須本・異本・活本・古寫本・官本・岡寫本・中院本・二條院御本・賀谷本等から、「代匠記」等からの孫引と思はれる諸本もあるが、とにかく、本書がかく多數の本で校合を加へてゐることは注意すべきである。　〔佐佐木〕

皇胤紹運錄　「本朝皇胤紹運錄」を見よ。

耕雨　俳人【姓名】幼名を桑三郎と云ひ、宗家に入婿して服部治左衛門と稱したが、明治十九年隱居し、耕雨を以て實名とした。【生歿】嘉永四年、下總海上郡鳴鳴村に生れ、大正六年二月十四日歿す。享年六十七。【閲歴】實父泰山、養父柏岡、姉の舅美祥、何れも俳諧を能くしたので、幼時からその感化を受けた。明治二十四年指頭庵四世を編き、二十九年「俳諧評論」を創刊した。四十四年郷里千葉縣に歸り、指頭庵を息子晩石（別項）に讓つて、四世春樹岡を稱した。舊崇宗匠中の有名な論客で、春秋庵幹雄はその論敵であつた。【著作】俳諧探海燈○俳諧稱機活法○芭蕉翁遺吟私見○俳諧寂寞評註○奥の細道評釋等。　〔白雄〕

項羽　等「唐事物の謠曲」を見よ。

項羽と劉邦　戯曲　七幕十七場【作者】長與善郎【發表】大正四年秋より翌年四月まで、雜誌「白樺」に連載。【刊行】大正五年四月、新潮社。その後、再三改訂して現代戯曲全集第九及び日本戯曲全集現代篇第四十四卷に所收。

【梗概】〔序幕〕は、後の韓信の妻、殷桃娘の父會稽の太守が項羽に殺される處から筆を起し、續いて項羽と虞姫の結婚、咸陽攻撃出發前夜の項羽と、叔父項梁との内部的礼禮を叙し、〔二幕〕は、桃娘の項羽に對する復仇心を利用する劉邦の妻呂妃の陰謀を說き、その暗示をうけた桃娘が、遂に項梁の寢室に於て、處女を犧牲にして刺客の役を果す件。〔三幕〕は、筆を移して鴻門の會の描寫となる。その裏で、韓信と桃娘の再會、愛を結ぶ場面を挿話風に取入れてゐる。〔四幕〕以降は、凋落につ〴〵に凋落の項羽の失墜の運命を描き、その間、虞姫の苦寞、新興の劉邦・樊何・樊噲・韓信・張良等の團結する力。劉邦の自己批判。項羽が范增の密計を入れて劉邦の妻子を人質にとる件。續いて韓信の陣に於ける樊噲戮死の悲報等の多角的の場景を織り交へ、〔五幕〕には、呂妃と虞姫と桃娘の三女性の中に入り交る凄絶なる權勢と嫉妬と復仇の鬪爭の場面を展開し、遂に虞姫は呂妃のために鞭打たれ、一房に幽閉されるが、李左車によつて、辛くもそこを脱出し、再び項羽の前に跪き潸しながら自殺する有名な四面楚歌の聲の場面に移る。両して大詰は烏江のほとり、さしも冠れ狂ひつづけた項羽も、遂に張良と曹參のために江東一縷の望も消えてこの河畔に絶命する。劉邦は、漢王萬歳の喊聲の中で、項羽を虞姫の遺骸と共に郷里に葬ることを命じて、わが次わが愚人である項羽の靈に接吻し、君の首を打つたこの鴨の劍を最後の戰場に葬らうと云つて、劍を烏江へ投げるところで、この一大雄篇の幕は閉ぢられる。

【解説】項羽と劉邦の盛衰・闘爭の大運命を主題とし、材料そのものが既に戯曲のために出來てゐるやうな興味深い劇詩である。必ずしも史實に即し切つてはゐないで、作者の自由な取捨ひがこの物語を一層潑剌と興味深くさせてゐるが、要するにこの豐富な材料によつて出來る限り、作者自身を活かす機會をつかみ、渾然たる藝術境を醸し出したところは、上乘の史劇と云ふべきであらう。作者の代表的の作で、改版ごとに訂正補修數回に及び、多くの創作時日を要した大作である。作者は「自分は或る處では一行の豪詞に二ケ月以上を費し、或る箇所は二十遍以上も書き直した」と云つてゐる。又新潮社本は、河野通勢氏の挿畫によつて、一層内容を多彩深刻ならしめた。作者自らも「此の本の畫は勿論挿繪でない。獨立した立派な畫集である。二人の文と畫の合著・合唱である。自分は此の記念の合著を名譽に思つてゐる。」と、その序の中に書いてゐる。新史劇と稱するもので、支那の歴史に材料をとるものは多いが、概ね粗雑杜撰であるに比して、これは精緻なる用意の下に、一字一句練磨の餘に成り、完成せる藝術となつたのである。もう一つの特徴は、かゝる史劇にはよく作者の寓意が露骨すぎ、或は現代の意識への結びつけが、過激に走るものであるのに、これはその點を微妙な一線で巧みに救つてゐて、單なる報道的歴史劇に終らず、内部に理想主義の香をこめたところにも、作者の敏感な創作意識を窺ふことは出來る。新しくして鋭く、緻密にして雄大なる古典として稱すべきであらう。　〔舟橋〕

耕雲　等「長親」を見よ。

耕雲口傳　歌論書　一卷【著者】耕雲（花山院藤原長親）【成立】明かではないが、「塵水十あまり五の年やよひの末つかた云々」とあつて、この時等ねてきた僧侶に語つたことになつてゐるから、この頃に成つたものであらう。【諸本】古語深秘抄及び續群書類從第四六五に所收【組織・内容】耕雲が僧に向つて歌に就いて語つたことを記したとある。初めに耕雲の生涯を述べて、嘗て「新撰集（別項）の撰定を任ぜられた事もあつたが、世の亂れに雲水漂泊の身となつて果さなかつたと云ふ。古人の言を引いて、宗教的な立場を說いてゐる。なほ細論として、歌を詠ずる時心を本とすべき事、詞をみがくべき事、本歌取樣之事、當座の歌よりも時可心得事、當日出題の時可見事、初學の人古歌の體におきて意得分べき事を說いてゐる。即ち心を主としてはゐるが、同時に、詞をもゆるがせにすべきではないことを主張するのである。さうして幽玄の境地を中心とするのであつて、その點を思索的に說いてゐるのである。【價値】耕雲は「源氏物語」研究にも一見識を示して居り、傳識であつたらしいが、同時に内省的・沈潛的な所があつた。系統としては南朝方であるから二條家の流れを汲んでゐるが、所謂平淡味の立場よりも複雜な境地を求めてゐたらしい。その意味に於て正徹（別項）等に近い所があるやうである。かくの如き耕雲の獨創的見解の見られる唯一の書として、歌論史上注意すべきものである上に、想當に組織的のであり、且つ文學的表現をなしてゐる所に、多くの歌論書の中でも、傑出したものと言ひ得る。（久松）

耕雲千首　歌集【作者】花山院長親【名稱】別名「詠千首」、或は「詠千首和歌」と云ふ。圖書寮本や内閣文庫本一本には、内題に「詠千首和歌」とあるのみであるが、内閣文庫本別本は、外題に、「詠千首一名耕雲千首」と記されてゐる。彰考館本の「長親千首」といふのも同一書である。【成立】佐佐木信綱氏藏本（寫本四卷）の奥書により知られる通り、天授二年、内裏千首和歌の催あり、長親も詠進の勅命を受けたが、折しも病榻にあつたので、一應辭退した。然るに翌年小康を得、更に詠進の事を尊良親王より御勸めがあつたので、曾て二條爲定の許に遣はした千首の舊稿を新しく校正して奉つたのが、即ちこの耕雲千首で、平瀬本の奥書「四十年前所詠」と云ふ事實とほぼ合致してゐる。【諸本】佐佐木信綱氏藏本、元中六年正月、十三ケ年前を遡つての奥書及び應永二十二年九月二十九日の追記がある。平瀬三七雄氏藏本（寫本四卷）奥書に「彰案嘉慶二百七首此千首者愚齢四十年前所詠也點者信州大王御點也此内食簡世六百也應永廿五年春依合命、書寫之者也　畊雲山人明魏」とある。圖書寮本（寫本一卷）文明四年國城寺村玉泉坊の書寫なることの奥書あり。内閣文庫本（寫本二本あれど、何れも二卷二冊）近世の寫であるが、何れもその據所を明かにしてゐない。なほ續群書類從本（三七八の中）がある。【組織・内容】巻二百首、秋二百首、冬百首、戀二百首、雜二百首。巻頭歌は、「立春朝　霞さへきのふをよそと立そめておくる朝に春ぞきにける」である。【備考】本書の奥書は、宗良親王千首の跋と等しく、長慶天皇御在位說決定にあたり、有力の資料となつたものである。　〔書籍目錄〕を見よ。

耕雲千首奥書（佐佐木信綱氏藏）

慶安書籍目錄大全　「書籍目錄」を見よ。

甲驛新話　洒落本　一冊【作者】風鈴山人（大田蜀山の別號）【世工】勝川春章【名稱】甲驛は甲州街道の宿場、即ち新宿の窟、今體は支那の書名を拽したのである。後編を「粹町甲門」（別項）と云ふ。【刊行】安永四年【題材】農夫新田の孫右衛門が、村の幅利きたる事を自慢する點が篇中の山である。上總屋が新築された事、和泉屋に大見世と小見世とある事、大宗寺の庭の大きい事など、皆寫實らしく新宿通の作者の得意とするところであらう。

【梗概】大木戸の廉は水實の雫にしめり、天龍寺の鐘は銅の靡に響く夕暮、御家人らしき谷粹と町人の息子金七の二人、坂見屋といふ茶屋に談入る。金七は新宿は始めてである。相談の結果、紀の國屋に定まり、谷粹は綱木、金七は三澤を見立てた。金七は綱木を評して「成程、綱木とやらは、わつち共が商には合ひやせん。」と云ふと、谷粹は「あゝいふ女を買ひこなすと面白れえもんだよ。」などといふ。やがて二人とも床に入る。金七は三澤に好かれ、面白可笑しく話す。隣座敷では折江の駒染客孫右衛門といふ村一番の金持、地頭樣の御用で江戸に來た者、村役居で勘平をした時、隣村の庄屋の娘に惚れられた事など語る。結局折江に着物二枚、小遣二兩の無心を聽いてやる。二階座敷では谷粹、相方の綱木の持遇が惡いと怒り出し、綱木も負けては居ず、次第に大聲になるのを聞きつけ、金七・三澤なだめに來る。折柄茶屋の男五郎八迎ひに來る。【構想】氣障な半可通が振られ、おとなしい息子が厚遇されると云ふ典型的な洒落本であるが、その中に馬士の浸談と、百姓客孫右衛門の無邪氣な自慢話とが點綴せられ、多少郷土的特色を發揮してゐる。但しこの人物も同じ作者の「世說新語茶」（別項）中の國侍、「變通輕井茶話」（別項）中の百姓彌五左衛門と同じ類である。【價値】山の手に住む同じ廷歌師仲間は、新宿に興味をもつたと見え、この地を題材とした作品が多い。例へば、朱樂菅江の「賣花新話」（別項）、平秩東作の「譯令三友」（別項）等があるが、本書は新宿を題材とせる最初の書であらう。　〔山崎〕

光悅　美術工藝家【姓名】本阿彌光悅。幼名、次郎三郎【號】自德齋・德友齋・太虛庵【生歿】生年未詳。寛永十四年（二二九七）二月三日歿。享年に就いては、七十歳（古書類考）、八十歳（續近世畸人傳）、八十一歳（本阿彌系圖）、八十二歳（龍ひ草）等あるが、光悅寺過去帳、本阿彌行狀記等よりして、八十歳説最も信ずべく、それによつて生年を逆算すれば、永祿元年となる。【法名】了叡院光悅日豫居士【墓所】京都府愛宕郡鷹峰光悅寺【家系】父光二は片岡家の出、本阿彌光心の養子となり、その長女紳秀を娶つたが、後、光心に實子光刻が生れるに及んで別家した。光悅は四人兄弟の長男として京都に生れた。光悅又子なきため、同じく片岡家より光瑳を迎へて嗣子とした。孫に光甫がある。【閲歴】父の歿後、その跡をついで、加賀侯前田家の食祿二百石を領したが、後元和元年、德川家康に京都二條城に召されて洛北鷹峰の地を與へられた。光悅は獨力その荒蕪の地を開き、邸宅を營んで一門眷族及び配下の諸工人と共に移り住み、所謂光悅町が出現した。光悅は又鷹峰に鏡坑五ケ所を鑿つたりしたが、晩年太虛庵を建てて閑居し、庵側に佛堂を建て、本法寺より日達法師を請じて開祖とした。光悅後して後、その遺跡を太虛山光悅寺と稱し、一族の菩提寺と定めた。

【人物・業績】光悅はその家資豐かで、性質活潑、自ら率ずる事薄く、甚だ獨創的で識見も高かつた。又廻る風流の人であつたが、匠氣なく、その人物極めて高雅であつた。交友に當時の貴顯紳商多く、家康・前田利家・同利長・同利常・同利長に殊遇された外、近衛信尹・同信尋・烏丸光廣・小堀政一・林羅山・淑照院日乾・心性院日遠・吉田織部匠・織田有樂齋・千宗旦・佐野紹益・松花堂昭乘・樂道入・角倉素庵・茶屋四郎次郎等と交り、殊に京都所司代板倉勝重・同重宗と親交あり、慶長を家康より與へられたのも勝重の斡旋によるものらしく、勝重歿するに及んで、光悅は庵の側に塔を建てて弔つた程である。光悅は家業たる刀劍の鑑定・磨礪・淨

拭の三筆に長じてゐたのは勿論であるが、その中でも、至雜とされてゐる浮拭に巧みであり、その他美術工藝に優れた才能を持つてゐた。書は青蓮院宮尊朝法親王に入木道の傳授を受けたと云はれるが、空海・道風の風を慕つて一流を創め、光悦流と稱せられる。當時、三藝院近衛信尹・松花堂昭乗と並んで三筆と稱せられた。書道の弟子には、烏丸光廣・角倉素庵・小島宗貞等も著はれてゐる。素は海北友松に學び、後、土佐風を交へて獨特の境地を開いたが、非凡なる意匠家と云ふべく、弟子に俵屋宗達、孫の空中齋光甫等があり、屏風光琳・尾形乾山・酒井抱一等も光悦の風を學んだ。また光悦はかやうな能筆能書の素養を以て漆器をふるひ、巧に蒔・鋲・青貝を配して、蒔繪に一新生面を開いた。殊に從來下繪に支那繪のみ用ひたのが、光悦より大和繪をも下繪とするに至り、光甫・光琳・乾山等の名手をその門流に出した。そのほか、彫刻・製陶にも優れ、又茶人としても一家を成してゐた。又光悦は角倉素庵（別項）と相謀つて國文本書を印行したが、光悦は自筆を版下とし、意匠を凝らして善美な製頒を加へたので、世に光悦本と稱せられる（刊本參照）。光悦本は我が國刊本史上極めて重要なもので、後世に及ぼした影響少くないが、光悦はその他美術工藝史上に於ても偉大な足跡を印した。

光悦集　段　（新古今和歌集巻巻物）

【參考】光悦　光悦書編　○本阿彌光悦　横井時冬（「島典講究所講演」二輯二、又「史學雜誌」所收）　○嵯峨本考　和田維四郎　【岩潤】

光悦本（こうえつぼん）「刊本」を見よ。

光悦流（こうえつりう）　書道　【解説】本阿彌光悦の書流。光悦は初め素眼（南北朝頃の書家、素眼流を出す）を習ひ、次いで弘法大師の大師流の奥義を極め、青蓮院宮から入木道の傳授をも受けたが、後、道風の「古今集」即ち世に謂ふ本阿彌切に依つて假字書を習得し、遂に光悦流の一流風を創めて、近衛信尹（三藝院）・松花堂昭乗（光衛流・書道參照）と共に、寛永三筆或は平安三筆と稱せられた。その雄勁流麗な筆致は見事なる下繪と共に、所謂書畫一致の好例として、今に最も珍重せらるゝところである。名高いものでは牧田環氏所藏の「新古今集」の巻物などがある。光悦の門人中特筆すべきは角倉素庵（素庵參照）である。素庵は父了意に繼いで海外貿易を營み、その富を利用して所謂嵯峨本或は角倉本の出版をやつて有名であるが、書に於ても、師風に基づき角倉流・與一流または嵯峨樣などと稱せらるゝ一流を出して行はれ、殊に謡曲本には光悦の書と謂はれるもので、素庵の筆に成れるものがあるとのことである。（巻悦・書道參照）　【春木】

光海（くわうかい）　神道家　【姓名】跡部良顯。通稱は宮内。光海はその號である。【生歿】萬治二年生れ、享保十四年（一三八九）正月十七日歿す。享年七十一。【閲歴】幕府巖下の家に生れ、七歳の時、父から「大學」を與へられ「この書を熟讀するにあらずんば人と爲る能はず」と教へられて、爾來これを讀まない日はなかつたといふ。長じて淺川春海の門に入り、神道を學び、後、佐藤直方・淺見安正と交り、儒學を研究し、遂に垂加神道（別項）を唱へ、その友伴部安崇等と共に、山崎闇齋の晩年の志を紹述したのである。【著作】神學發明二巻○三種神器集説一巻○中臣祓清浮草一巻○玉鉾道舵一巻○三種神器傳抄一巻○神代講談書五巻○國號傳一巻○正神邪神論一巻○安産傳一巻○土金祕訣傳一巻○神學承傳記一巻○神道生死之説一巻○雲夜學談一巻等。【學風】光海の學風は、闇齋の説を紹述せるものであるが、しかし亦彼が「一家の見も少くない。彼は「神道者以天地爲書籍以日月爲證明」とあるの言を解し、その神道に關する根本的意見を示してゐる。曰く、「天照大神五穀魚類を以て、人の食とし、蠶を以て糸を取り衣服とし、牛馬を以て農業の助とし、人力を製ひ給ひ、天神祖神を祭り給ひ、三種の神器を以て天地の理を統べ括りて、百王不易の御寶となし玉ひ、天下を治め四民の數を垂玉ふ。」と。かくて彼はこの道を行ふは、禮樂を調和するに在りとした。當時儒のみならず神道に於ても理に偏し情に疎であつたのは、一般の通弊であつた。光海、よくこの通弊を看破し、盛んに神學の必要を説いたのは一見識である。ただ科學的知識の幼稚であつたために、その説やゝもすれば、附會に陥つたのは亦已むを得ないところである。　【田中義一】

號外（ごうがい）　小説　【作者】國木田獨歩　【發表】明治三十九年八月「新古文林」　【刊行】明治四十年五月「濤聲」所載。國木田獨歩全集第二巻・現代日本文學全集第十五編所收。

【梗概】明治三十九年、日露戰爭が終つてしまつた後のこと、銀座何丁目かの狹い路地である正宗ホールに集まる定連は「加と男」と呼ばるる男爵加藤、彫刻家中倉、漁夫と呼ぶ人物などである。そこでその加藤男爵の胸像を刻むとしたら何と題すべきかが問題となつて論じ合つた。男爵自身がかれこれと考へた末に「號外」とすべきだといふ事になる。實際、當代の人々、特に我が「加と男」に至つては新聞の號外を持つてそのホールへ來り、定連を前にして讀むのが得意でもあり、また熱意をこめた仕事でもあつた。「敵艦見ゆとの警報に接し」などの名文句は、全く彼の當論し得るものであつた。併し今はさういつた號外も全く出なくなつて、その鈴の音は聞かれなくなつた。銀座の市街までがつかりしてゐるやうである。そこで號外を前にしてがつかりした「加と男」の像を刻まうといふ事になるのである。

【批評】戰爭に關する作品は、當時幾らも出來たのであるが、戰時の昂奮狀態の去つた委じを如實に描き出したものとして、又作者一個の經驗ばかりでなく、三十七八年戰役後の一般人の氣分を具體化した一種の歴史的記念品として、好個の作品である。作者は日清戰爭には從軍記者として參加し、日露戰爭には「戰時雜報」の仕事をしたのだが、決して主戰論者ではない。この作品一個が日露戰役の記念として殘されてゐるのである。　【吉江】

巷街贅説（ぐわいぜつ）　隨筆　十巻七册　寫　【著者】文政十二年應霞翁の序がある。應霞翁は即ち本書の著者と認められる。しかしその如何なる人であるかは不明。【解説】寛政三年半夏より安政元年甲寅までの巷談街説類の主なものを年代順に編錄した隨筆で、幕府祭中の變事から、市井の雜事、天變地異、流行病、外國船渡來、神佛開帳、流行歌謡、復讐談等、苟も當時人の耳目を驚かした事柄を羅列し、まゝ國費を交へてゐる。事變に關する落首類を掲げることが多い。國家潤く多事ならんとする幕末の世情を窺ふに興味ある史料である。　【和田】

香がかほり（かがほり）　浮世草子　三册　【作者】九思軒鯖長　【刊行】元禄八年、松會板。

【梗概】紅梅之介といふ美少年が、白菊の前といふ美人の父と交りがあつた。重陽の日、紅梅之介が白菊の父を訪ふと、折柄父は不在で、この二人は相見て戀となり、紅梅は文を白菊に贈り、白菊は長歌を以てこれに答へた。九月十五日の夜、紅梅が白菊の父を訪ふと、また不在なので、白菊の部屋に忍んで親しく語り合つた。紅梅は泊つて行かうとしたが、白菊は緑人の道に逢ふからと云つて斷つた。侍女が二人の伸を白菊の父に告げると、父は大に喜んで二人を婚せしめた。

【批評】浮世草子の内に入れられてゐるが、假名草子の戀物語風の簡單な説話、簡單な叙述である。緑人の孝貞の道といふ着眼に、やや近世的な色彩が見えるともいへよう。文體の響麗が、この種のものとしては目立つてゐる。　【藤村】

甲賀三郎（かふがさぶらう）　浮瑠璃　五段　時代物　【作者】未詳。竹本筑後掾正本。醒酒刻墓には近松作とあり、近松全集にも收めてあるが、現存の正本（八行六十二丁本）には、作者の署名がないので俄かに斷じ難い。【諸本】近松全集第七巻・竹田出雲浮瑠璃集（續帝國文庫本）・德川文藝類聚第八（國書刊行會本）所收。

【初演】明和板「外題年鑑」に、寳永元年四月十六日より竹本座上場とあるが、作中の「壬辰、犯入よし緑取よし云々」（三段）の句が著作の年の干支を當込んだものとすれば、正德二年かとの疑も起る。【題材】甲賀傳説を材としてある。これより先、この傳説を仕組んだ浮瑠璃としては、古く「諏訪本地繪巻」がある。本曲は若狭守藤原吉次の正本で、正保三年四月の刊行である。その筋は、

敏達天皇の御宇、近江の甲賀三郎兼宗は、眼心の邪篤竹綱を從へて若狭の大拔山に妖怪退治に赴き、或は美女或は少年に化けて現れる魔化を傾家の角の横弓神通の鏑矢で退治したが、同行の若狭の人權の左衛門のために岩窟中に置去りにされる。兼宗はそれから大穴を七曜夜歴落して地獄に出で、一百三十六地獄を廻つて遂に觀音菩の利益と名鏡の威德とにより身命を全うして再び故郷に歸る。

この間に竹綱は左衛門を討つて手の首を晒らしたので、兼宗は家を我が子に譲り、諏訪の神殿に飛び入つて諏訪明神と祀られるといふのである。

「外題年鑑」所載の井上播磨掾の語物に「甲賀三郎」がある。未見の書であるが、おそらくは上記「諏訪本地繪巻」の改作で、直接本曲の粉本となつたものであらう。

【梗概】〔初段〕藤氷の秋風敢まり、文治の春霞棚曳く頃、宮中には三國傳來の妖狐の化現玉藻前の執念が、中宮の上京大江の前と化して祟をなさんとする。戸隠明神の告によつて甲賀三郎兼家がこれを知る。勅命により東寺の僧海信正がこれを退ぞけ、神泉苑に於ける「謎天づくし」の教化によつて大江の前は惡鬼の姿を現はすを、兼家がその直中を射て通し、郎黨澤田源五がその腕を打落す、惡鬼は黑雲に乘じて行方を消す。〔二段〕兼家は功を以て近江守に任ぜられ、更に鬼神退治の命を蒙つて出發の準備中、故牛部中納言の妹若葉の前の乳兄弟吳羽が來て、若葉の前が變化のために大江山に連れ去られたからと奪還を願ひ出で、家の重寶唐の鏡を淺す。兼家は吳羽を妹忍の前の話相手に留め置いて出發する。「兼家山入の道行」があり、日ざす山中に於て、宮中で功を爭つた荒木左衛門季方や若葉の前と化した鬼神の妨げのために、同行の若狭の住人宇野七郎高定の變心によつて、命の綱を切斷されて、洞窟中に置去りにされる。〔三段〕兼家は大江山で鬼神に殺されたとの風聞に、妹忍の前は吳羽と共に都を忍び出で、江口なる吳羽の叔母空圓の尼寺に辿りつき、忍の前を託して吳羽は和泉の知邊へ行く。空圓は貪慾の尼で甘言を以て忍の前を欺いて、江口の遊へ三百兩で賣る事となる。八幡大菩薩が酒賣男と現じて忍の前に酒をすゝめて酔ひ臥させる。その夢の間に忍の前は澄女となつて、吉原・島原・堀江に轉じて苦しい境界に身を置き、遂に虎待されて死し、兄兼家の仙術を得たる物語を聞く事などがある。〔四段〕兼家に向じた澤田源五の父庄司と弟源八とは、餘儀なく和泉の國で宿屋を營んで居り、牛部中納言の妾とその一子竹若丸とが零落して召仕はれてゐる。こゝへ吳羽が泊り合はせたが、季方の奸計にかゝり、味方の人々は殺されたり苦しめられたりするが、源八と殺された人々の死靈との働で、忍の前と竹若丸とは毒手を逃れる。〔五段〕帝、鵜崎野へ鷹狩の行幸、忍の前・源八等の直訴などがある。御側奏の名鷹岩手丸が外れて、行方不明となる。小倉山の木蔭から怪しき男が出て、唐の鏡に映して鷹の所在を明かした上で拳に呼戻し、その上季方を取つて押へる、仙術を得た甲賀三郎である。忍の前・源八等騙けつけて再會を悦び、兼家世に出で、季方成敗せられる。

【構想】大體に於て「諏訪本地繪巻」と同一の筋が骨子をなしてゐるが、敵役に季方を出した上に多くの女性を配し、又三段目に夢の色里、四段目に庄司侘住居の世話場などを設けたために、筋が非常に複雜で技巧的となつてゐる。併し全體としては散漫に流れた嫌ひがあり、又文もやゝ冗漫で調ひと生動に乏しい。三段目空圓尼寺の趣向は、加賀藩の「加賀獅子」（元祿末年の作、近松全集參照）のそれの補修で同文の箇所も多い。【備考】本作の改作に「甲賀三郎窟物語」がある。作者は竹田出雲・文耕堂。享保二十年九月十四日から竹本座上場（竹田出雲は享保表義太夫節）之部其條を見よ）。その筋は、

生薬屋の御字、近江伊賀の國主甲賀三郎惟家勅命を蒙つて、若狭の甲掛山頂にある天の邪鬼の徴つたといふ磐窟部分に向つたが、叔父望月兵庫頭國の腹心牛島大之進のために生埋めにされ、別國は望月に擁領された。惟家は守本尊なる觀世音の利生によつて萬死に一生を得、洞窟中の鍾乳の石蘚を舐めて命を繋ぎ、土中の蚓りを頼りに遁れ、遂に望月の所有の金山、若狭の青葉山の鐵穴に出で、第四郎兼清邸外記左衛門等に尋會し、謀計を以て望月を誅したので、本領に若狭の國を回復される。

といふので、作中の人物相互間に複雑な思ひも寄らぬ關係をつけて、技巧を凝らしてゐる點は院本の常套的手法であるが、特に目につくは江州筑摩神社の鎮祭を利用した謡曲で、これによつて甲賀三郎の御愛久堅御前を陰匿中の大柏作太夫の女房お濱は、以前に鶴見帶刀と小早川玄蕃（後に黒鳥才藏）とに關係して一人づつの女兒を産み棄てた事を自白するが、それが不思議にも一人は久堅御前、一人は家老外記左衛門の妻櫛の戸であるとに、作太夫との間に儲けた子は、甲賀三郎の若君の身代りに立てようとした少年で、帶刀と才藏とは今は望月の部下であるが、この條故が分明となつたので、甲賀家再興に助力するに至るといふ仕組（西段目）が全篇の山となつてゐる。

【附記】歌舞伎の甲賀三郎としては、元祿十二年七月中村座上場の「一心五界玉」（別項）が名高くて、「機」（別項）の原作といはれてゐる。

【參考】繪入淨瑠璃史上卷　朱谷不個　（鼎本）

甲賀三郎窟物語

讀本　五卷

【作者】手塚光月【畫工】歌川豐秀

【名稱】詳しくは「繪本甲賀三郎窟物語」といふ。題材に據つた名。【刊行】文化五年。

【梗概】甲賀三郎惟家は、高掛山の磐窟探索の勅命を蒙つた。この時、日頃從を失ひ家書を横領せんと企てゐた叔父望月兵庫頭は、先づ三郎の弟四郎兼清が領城若狭と契を口實として勘當させ、腹心牛島大之進に意を含めて三郎に從はせ、計を以て三郎を磐窟に生き埋めにしてしまつた。野上の廃に在つた四郎がこの事を知るや、兵庫頭の配下の攻め來るを避けて、若狭を伴ひ、舅父後五助の許に走り、その助力を得て、兄の敵大之進を討ち取つた。一方三郎の室久堅の方は、兵庫頭の執心を受けたが、忠臣細笠外記左衛門の刎帶刀、妻櫛戸並に望月の執權黒塚才藏實は久堅の實父小早川玄蕃等の計らひで貞節を全うする。こゝに又、久堅・櫛戸の母なる舞師大柏作太夫の妻お濱は、嘗て帶刀・玄蕃に身を任したのを恥ぢて自害し、その忠烈を勵ました。しかも四郎・外記左衛門・作太夫等は、計らずも若州青羽山で萬死に一生を得た三郎に再會して共に兵庫頭を討ち、積年の仇を報いた。

【構想】享保二十年九月十四日、竹本座に上演された竹田出雲の「甲賀三郎窟物語」に擬した趣向ではあるが、寧ろ望月兵庫頭を中心とするお家騒動を描き、奸悪に配するに忠臣義女を以てし、甲賀三郎を再現させて惡は亡び善は榮えるといふ作意である。「文中に畫を加へしものは再ひ小出雲が演藝を世に知らしめんと做す事しかり」と作者は序に述べてゐる。讀本の常套的手法を見るのみで取り立てて言ふべきものはない。　（笠野）

合卷

草雙紙の一種　【解説】廣狭二種の意義がある。狭義に於ては黄表紙に對する草雙紙の一體であり、廣義に於ては草雙紙そのものを指す稱呼である。今、狭義に限定されたものに就いて解説を試みる。合卷とは卷を合綴するの意、即ち合本といふに同じ。五丁を以て一卷一冊とすることは赤本に倣ひ發し、黑本・青本に確定し、黄表紙に於て動かし難き草雙紙の原則であるが、それ等は皆一冊づつに表裏の表紙を有してゐる。故に上中下三卷の黄表紙があるとすれば、本文は十五丁なのに表紙は六枚である。それも三卷ほどならまだしも、題材が敵討物となり、内容が讀本化するに從つて、卷數も多く、それと共に表紙も嵩ばつて、甚だ不便利不體裁のものとなる。その弊を除かうとするのが、この合卷の工夫、即ち何卷何冊かを一冊に綴ぢ込む方法である。併し、なほ一冊五丁の原則を守つて、五丁目ごとに欄外に一とか二とかの數字を以て、何冊目に當るかを見せてゐる。大概三四冊のものを一冊に合綴し、五冊六冊のものであれば上下に分綴し、これを通じて一編といふ。その編を重ねて二十編、三十編に至る謂ゆる長篇合卷も少くない。合卷の工夫は式亭三馬のいふところによれば、三馬自身の發案である。即ち文化三年刊の「雷太郎强惡物語」を板元西宮に出したのに始まり、その後どこの板元もこれを摸倣したのだといふ。併しその一兩年前から合綴まではゆかずとも、南仙笑楚滿人の作の五冊物、六冊物には、これを前編・後編に分けたものもあり、なほ舊板のものを合綴し、更に又京阪の貸本屋向の用途から舊板の黄表紙を紙質上等の半紙に印刷して合綴した謂ゆる上紙摺も、すでに存在したことを思へば、合卷の形式は當然の歸趨で、まづ文化二年頃から行はれ出したと見るべきであらう。合卷の表紙は多く摺附け表紙で、華麗な錦繪であつた。一篇を上下に分つた場合、各々の表紙の人物が相對して或る場面の情景を現はすやうな工夫も凝らされた。裏表紙にも、何等かの圖案をあひしらふ工夫もあつた。その摺附表紙は、文化四年度の合卷刊行の折に、板元江見屋吉右衛門の考案したものだといふ。これも黄表紙の貼外題が段々と色彩を濃厚にし、圖柄を細かくした自然の歸趨であらう。合卷には數丁の口繪があつて篇中の重要人物を描くのが例である。支那の稗史の繪像に倣つた讀本の口繪の移入である。文化四年刊の「於六櫛木曾仇討」（別項）がそのはじめだといふ。その人物には詩歌俳句などの題賛を加へる事、また讀本の場合と同じである。これ等は黄表紙に於ては略ど見受けない所であつた。合卷は作としての趣向の複雑と繪面の精緻と相俟つて、黄表紙の流行に代り、大に時好に投じたが、その當り作は數千部を刊行する程のものもあつた。趣向を複雑にする要求は歌舞伎淨瑠璃の題材を假用し、両も一題材に止まらず、二三の筋を綯ひ交ぜにするものもあつた。更に注意すべきは多くその據る所を角書に明示し、或は暗示することである。當時歌舞伎で流行してゐる綯ひ交ぜ狂言の移入である。又讀本の作風をとり容れるもの多く、從つて讀本の體に倣うて、その作意を事々しく序文に披露するものも少くない。中にはこれに代へるに一篇の考證を以てするものもある。黄表紙がその序文を缺くものが多く、有るにしても一片の酒落に過ぎないのと大に異なる所である。繪の精緻はその内容が歌舞伎と交渉があり、讀者の多くが婦女子であることから、繪組に舞臺面を學ばせ、又人物を俳優の似顔で描くものが多い。黄表

京傳作「敵討双樂々」（表紙）

馬琴作「傾城水滸傳」（後）

馬琴作「傾城水滸傳」（表紙）

京山作「敵討貞女鑑」（表紙）

種員作「白縫譚」（表紙）

春文作「腐曾我假家細軒」（表紙）

紙の中にも時に俳優の似顔風に描いたのはあるが、合卷のやうに眞面目に似せようとしたのは殆ど無かつた。その似顔の畫風は前述の京傳作「於六櫛木曾仇討」に始まると山東京山の「蜘蛛の絲卷」別項　に見えるが、これはまだ黄表紙風の貼外題にそれらしい風情を見せてゐるに過ぎない。事實は嘉文化五年の京傳の作「花井梢余野仇討」（別項）であらう。中の人物は余野三郎・半四郎に當てて描いてある。畫工は「於六櫛」を描ける初代豐國であつた。合卷の作者は柳亭種彦を第一の代表者とし、山東京傳・同京山・曲亭馬琴・十返舍一九・式亭三馬その他甚だ多い。（草雙紙參照）　（田口）

厚顔抄（こうがんしょう）　註釋書　三卷【著者】契沖【成立】元祿四年八月成る。【由來】「萬葉代匠記」と同じく、水戸光圀の命によつて編纂されたもので、「古事記」「日本紀」の歌謠の註釋書である。水戸家では、これを基として「古事記」「日本紀」時代の歌謠の研究書を作る計畫であつたらしい。この書の成つた頃は、契沖の學問的活動の最も潑剌としてゐた時代で、その二年前に「代匠記」が出來てゐる。本書が「萬葉集」の例證によつて、正當且つ詳細な解釋に到達してゐる點の多いのは、彼の萬葉學完成の後に作られた書であるためもあらう。【諸本】傳本が多い。久松潛一氏の契沖傳（契沖全集第九卷）に擧げられたものは、上賀茂神社文庫本・圓珠庵藏本・水戸彰考館所藏一本・帝國圖書館藏二本・帝大圖書館一本・東大國語研究室一本・竹柏園藏一本・安藤正次氏藏本の九本であるが、野村八良氏の所藏本は、「大に分ちて上中下の三卷とし、各卷細分して兩卷とす」とあつて、少し異つた本かと思はれる。これ等のうち、第一の上賀茂神社所藏本が、契沖の弟子今井似閑の手譯本で、本書の原形に最も近いものであるらしい。他の本は、この上賀茂本と殆ど一致した內容であるが、水戸彰考館所藏本は「古萬葉集」と題して、內容も「厚顔抄」に無い說を含んでゐるし、その體裁も、本文を假名書きにしてゐる等、本書と異つてゐるが、その內容の大體は矢張り同一で、本書に少しく補說した寧ろ本書の異本と見るべきものである。又契沖全集に收められ刊行されてゐる。

【組織・內容】上中下三卷のうち上中二卷には「書紀」の歌謠を、下卷には「古事記」の歌を解釋してある。上卷の初めに、「日本書紀和歌略註上　凡百二十七首」、中卷の初めに「日本紀和歌略註下」、下卷の初めに「古事記和歌略註　凡百七首五十一首出日本紀已上今所注五十六首」とあるのによつて、上中卷で書紀の歌百二十七首を、下卷で「古事記」の歌五十六首（百七首中から書紀と重複してゐる五十一首を除いた殘り）を解釋してゐる事が分る。解釋の內容は、初めに多く從來の說を擧げ、次にそれを批評してから自說を述べると云ふ風で、この傾向は、上中二卷の「書紀」の註釋の方に多く現れてゐる。（「古事記」の歌謠は、彼以前にも註釋家があり、「古事記」では殆どそれが無く、初めから自說を出さねばならなかつたからである）。從來の學說中では、「書紀」の解釋の例證は和漢古今に及んでゐるが、就中「萬葉集」を縱橫に引用してゐるのは著しい特色である。【價値】本書は、この方面を開拓した最初の書として重大な歷史的意義を持つと共に、註釋としても割期的な價値がある。殊に例證を集めて歸納的に解釋を下す學者的態度、その例證の豐富な點等は本書の長所であり、下した結論は最初の研究書であるだけに誤りもあるが、比較的正確、語々の意味を解くだけでなく、語法や語調の方にまで論及してゐる事、何れも契沖を俟つて始めて成就し得る特色と云ふべきである。

【參考】日本歌撰上古之卷（近代佚本信鳳）○契沖傳　久松潛一（契沖全集九）

後期印象派（こうきいんしょうは）　藝術論　（英）Post-Impressionism【解說】近代佛蘭西に於て、印象派（印象主義參照）の後を繼いで、それ等の色彩・表現の影響を受けながらも、その作畫の態度に於て全く反對な態度を示した繪畫樣式の名稱。同じく印象派の後に出で、これを改訂した新印象派と區別するために、後期といふ語を當時の評家が與へたもの。印象派・新印象派と反對の態度とは、前二者が光を主とする自然の客觀的描寫を目的とするに反して、後期印象派は色彩・線・構圖・筆觸等の繪畫的要素による畫面の構成に基礎をおく主觀的表現を目的とする態度である。この意味からこの派は又後に獨逸を中心として發生した表現主義（Expressionism）（別項）と同一の名稱によつて一時呼ばれたこともある。又それが主觀的表現のために、自然形象を歪めて描いた結果、官學派から一時野獸派（Fauvism）などと嘲笑的名稱を與へられたこともある。又それが畫面の構成的統一を强めるために、自然形象を單純化して統一した結果、綜合派（Synthetism）と稱されたこともある。この派の代表作家は、セザンヌ、ゴーガン、ゴッホ等である。　（藝術）

弘徽殿鵜羽産家（こうきでんのうはのさんけ）　淨瑠璃五段　時代物【作者】近松門左衛門【名稱】五段目の末に、弘徽殿女御の事を鵜羽産家に擬へて皇子が御誕生になる所から命じたのである。俗には、「花山院」或は「弘徽殿紙鉛打」とも呼ばれたらしいとの說もある。【興行】正德二年五月五日初日、竹本座【題材】寛文十三年版「花山院きさきあらそひ」（別項）の改作である。外題の鵜羽産家が「うはなりうち」とも讀める所に作者の得意も窺はれる。【諸本】七行九十丁本、十一行三十二丁本。近松戯曲集（國民文庫）中卷・近松門左衛門全集第六・近松全集第九卷等所收。

【梗概】（初段）（鴨川堤）花山院の御代、弘徽殿・藤壺の兩女御が等しく御懷妊により、弘徽殿方には鷹屋道滿、藤壺方には安倍晴明が川を隔てゝ互に皇子御誕生の祈り合ひとなる。（都大路）加茂御祓の日、双方の女房等の車諍となつた。腹に一物ある弘徽殿女御の伯父左大將早岑は藤壺女御の拳內を止め、治部卿の許に預ける事とした。（治部卿邸）その夜、曲者忍び入つて傳岡の武士小倉綾新左衛門の太刀を以て藤壺女御と治部卿とを殺害して消えた。新左衛門は責を以て首を刎ねられた。（弘徽殿）軒端の松にかゝる藤蔦が大蛇と化して女御を惱ます。藤壺の怨靈がなす業である。（二段）（左大將館）早岑は藤壺を殺させたのであつたが、更に帝暗殺の陰謀を企てる。藤壺女御と乳姉妹の清瀧を聽して主家を逐はれた郷士の又五郎義長を、このために唆かして、帝の弘徽殿女御への御忍びを待ちうけた又五郎は、計らず清瀧に逢へて、敵に追はれ給うた帝をお救ひ申した。（三段）（銀光館）四天王は世の怪しい風說から、俄かに立身した羽倉伊賀の介を探索に出かける。（伊賀の介館）水仕の竹が本妻に直されて祝言の日、國許に置いた善が子に訪ねられて、竹は薄命

柳亭種彦自筆稿本

彫紫田舍源氏　第四編

る。次に宗教神話学的は、その後生の宗教的人格的な語に於て、近代宗教神話学の宗教的自然的なる前提に立つてゐる。これは民衆一般の共同感情から自ら生れ出たものでは決してなく、上流階級、殊に同時代の人が、民族信仰に多くの神話的要素を加へて作り出したものである。同じく同祭に属する宗教の作品に基いて生れた神話が祭祀神話である。同じく宗教の作品に基いて生れた神話が教理神話である。これも宗教神話とは区別して、教理神話と呼ぶ。シュワルツ、マイエルの宗教神話の考察は、神話を宗教的に見る点を同じく神話学に大きな貢献をなしたが、同時に宗教神話を自己で、教理の部分から宗教的原理を抽出して、それを宗教的神話学に基礎を置かしめたのである。

【参考】 Schwartz, W. : *Der heutige Glauben und das alte Heidentum.* ‖ Paul, H. : *Grundriss der Germanischen Philologie, Bd. III.* 〔安井〕

言語 ごん【英語】 大象今リエンゴ言語。【英語】 大象今リエンゴ言語。

【英語】 大象今リエンゴ言語。

【英語】 大象今リエンゴ言語。

孝経は、孔子と曾子との問答を中心として、孝の道を説いた書。十八章。作者は、曾子の門人の作とも、曾子の門人の作とも、曾子の門人の作とも

っていてであって、口語口とする口語は、ほとんどのことで、これに先駆するものがなかったのだ。

【参考】「国語」「言語学」「標準語」「方言」の参考を見よ。　〔関口〕

口語論　こうごろん　言語学【研究】明治文化史関係の論点に関する文献。口語論は、明治三十一年頃、既に言語学的研究の対象となっていた。言語学的研究は、口語の歴史・音韻・文法・語彙・方言・口語と文語との関係・口語の将来・口語の改良・口語の標準・口語の教育・口語の国語・口語の国民性・口語の国家・口語の国際・口語の国際語・口語の国際補助語・口語の国際補助語の問題・口語の国際補助語の問題の研究・口語の国際補助語の問題の研究の歴史・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究・口語の国際補助語の問題の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史の研究の歴史

ういうものである。口語文が言文一致運動の中心となり、口語文が言文一致の目標となったのは、「言文一致」の提唱者たち、二葉亭四迷・山田美妙・尾崎紅葉・幸田露伴・山田美妙・尾崎紅葉・幸田露伴・石橋思案・田山花袋・国木田独歩・島崎藤村・泉鏡花・徳田秋声・正宗白鳥・谷崎潤一郎・芥川龍之介・菊池寛・佐藤春夫・宮本百合子・中野重治・太宰治・坂口安吾・石川淳・三島由紀夫・井上靖・大岡昇平・丹羽文雄・伊藤整・中村真一郎・福永武彦・堀辰雄・梶井基次郎・川端康成・横光利一・伊藤整・中村真一郎・福永武彦・堀辰雄・梶井基次郎・川端康成・横光利一・井伏鱒二・石坂洋次郎・織田作之助・坂口安吾・太宰治・石川淳・三島由紀夫・井上靖・大岡昇平・丹羽文雄

に資したものである。　〔春日〕

口語法分布図　言語学者・国語学者・文学者・言語学者・国語学者・文学者・言語学者・国語学者・文学者・

立】三國時代（魏）【由來】本書に王肅注・何孟春補注の二本があり、「王注本」に後序一篇があつて、孔安國が家語の來由を述べた序、孔子から安國に至るまでの世系、安國の孫孔衍の家語に關する上書等を錄してゐる。何本は孔衍の上書を卷首に置き、安國の序を王肅が安國に代つて作つたものとしてその次に載せてゐる。所謂孔安國の序に、「孔子家語は、皆當時の公卿士大夫、及び七十二弟子の門訪し交々相對せる所の言語なり。既にして諸弟子各々自ら其の問へる所を記し、論語・孝經と竝ぶ。時に弟子其の正實にして事に切なる者を取り、別出して論語と爲し、その餘は都て之を集錄し、名づけて孔子家語と云ふ」とあり、「隋書」經籍志は、「六藝論語」の部に、「孔子家語二十七卷を著錄してゐる。顏師古の注には、「今有る所の家語に非ず」と云ふ。今有る所の家語とは卽ち王肅から傳はつて今日に至る者で、卽ち「孔子家語」は古くその書はあつたが夙く亡んで、王肅以後又今の家語が存するのである。王肅の自序には本書をその門人であり、孔子二十二世の孫である孔猛に得たと稱して、孔氏の舊書とし、而して謂はゆる安國の序には詳かに本書の來由を述べ、荀子が秦に入つた時、孔子の語及び諸國の事、七十二弟子の言見え百餘篇を昭王に與へ、始皇の時書を焚いたが、「孔子家語」は諸子の列に在つたので厄を免れたと云ひ、本書を百餘篇中に在つたものとする。漢に入つて景帝の末年、弘く遺言を募つた時、もと呂氏の家に在つた家語を得たが、頗る錯雜して居つたので、これを掌書に付して、曲禮衆篇と雜を亂し、合せて祕府に藏した。安國が朝廷に仕へるに及んで、また刪本を撰り、事類を以て撰次して四十四篇と爲したと云ふ。而して謂はゆる孔衍の上書には、載聖が「禮記」を編纂するに際して、曲禮が足らなかつたので、家語の雜亂したもの、及び子思・孟子・荀子等の書を取つてこれを補ひ、劉向が書を校する時、「家語」の本文が多く「禮記」の中に在るので、「家語」の本文を削つたと云ふ。これは本書の先人の書である事を證明しようとして、却つてその七十子撰集時代の舊い面目を失つてゐる事を暗示するものである。且つ又本書の本文は殆ど凡て「左傳」「國語」「孟子」「荀子」「呂氏春秋」「韓詩外傳」「新序」「說苑」「二戴記」等に見えるもので、七十子時代の書に於てかゝる事は甚だ疑ふべきものがある。假に「左傳」以下の書が本書の文を取つたとしても、安國の序に、この書はもと流傳が甚だ少く、祕府に藏せられたと云ふのと合はない。故に宋の王柏に至つて、本書を以て王肅の僞作と斷定したのは、動かすべからざる鐵案である。

【內容】その篇目は（通行本に從ふ）

（第一卷）相魯、始誅、王言解、大婚解、儒行解、問禮、五儀解。（第二卷）致思、三恕、好生。（第三卷）觀周、弟子行、哀公問政。（第四卷）六本、辯物、哀公問政。（第五卷）顏回、子路初見、在厄、入官、困誓、五帝德。（第六卷）五帝、執轡、本命解、論禮。（第七卷）觀鄉射、冠頌、五刑、五儀解、問玉、屈節解。（第九卷）七十二弟子解、本姓解、終紀解、正論解。（第十卷）曲禮子貢問、曲禮、夏問、曲禮公西赤問（八篇の何孟春本は篇目及び序次を異にす。）

その內容は主として孔子の言語・行事と、及び門人の對論の語であつて、「孔子家語」とは、孔氏一家中の語の意である。王肅が鄭玄の學に對して異を立てた事は明かな事實であるが（太書自序・三國志本傳・孔穎達等の五經正義中に引く王肅の說）、その最も著しいのは、祭天・五帝・廟制・三年喪の期限の諸項に關してである。前三者は互ひに關係があるが、鄭玄は昊天上帝と五帝とを合せて六とする謂はゆる六天說で、その祭祀に關しては、冬至の日に地上の圜丘に昊天上帝を祭り、五時に五帝を郊に祭り、夏正の月感生帝を南郊に祭り、また感生帝を郊に禘すとする。これに對して王肅は天は一で、五帝とは五行の神で、昊天上帝と共に六とすべきものではなく、又郊と圜丘とは一で、名は異なるも實は一である。而して禘は宗廟の祭であつて、郊に於てするのではないとし、感生說は今然これを排した。又廟制に就いては、鄭玄は禮記祭法の祖宗を說いて、正者が明堂に於て五天神五人帝を祀り、その祖をこれに配するとし、王肅は、祖宗は王者がその祖の功德ある者を永久に祭るために建てる二つの廟であるとする。又三年喪の期限に就いては、鄭玄は二十七ヶ月で、王肅は二十五ヶ月で終るとする。凡そこれ等の說は、單に經典の解釋のみに止まらず、實際に於ける國家の制度に關係する所が少くないので、王肅は自說を證明する資料として、本書の僞撰を敢てしたものであらう。禮の解釋としては、鄭玄よりも寧ろ王肅の說の方が勝つて居るやうであるが、兩家の學說は永く論爭を續けた後に至つて、祭天に關しては王說が勝を制し、喪紀に關しては鄭說が勢を得て今日に及んでゐる。本書の參考すべき價値は、又この點に存する。

【註釋書】家語王肅注十卷（隋志）○攟趙匡解孔子家語六卷（元志）○廣語何孟春注八卷（同何孟春）○家語疏證六卷（崇文總目）○增注孔子家語十卷（太常寺）○補注孔子家語十卷（同自勵）○標箋孔子家語十卷（太常寺編注・千葉玄之標箋（寧野・本多）

孔子縞于時藍染 こうしこうしたときあいぞめ　草雙紙　黃表紙　三冊　十五丁十六圖【作者】山東京傳【雕工】政演（京傳）【名寫】孔子の教が時勢に適合して、盛んに行はれ始めた意を織物にかけた名。【刊行】寛政元年大和田出店版【諸本】黃表紙百種（續帝國文庫）・黃表紙二十五種（日本名著全集）・黃表紙傑作集（蘇武利三郎編）・黃表紙集（近代日本文學大系）【題材】寛政の改革、就中朱子學奬勵に得てゐる。【梗概】聖代の時が至り、人々は聖賢の教を守り、物貫ひ非人は橋の上で護摩を誦じ、金持は卑しめられ、博奕勝負事は禁はれ、兩國や山下には巾着切られ、大音寺前には道制がれが出沒し、札錢を貫つて客は芝居に入り、入込の風呂に這入る者がない。世人は君子の德を得た故、地はその德に感じて蒔かぬ野山にまで五穀實り、年貢の倍額徵收を百姓から鯖長左衞門へ嗟願する。天も赤その德に感じて空から黃金を降らせ、米と金とが山川家屋を埋めたが、世界の人々はそれを撮き分けて辛き命を助かる。

【構想】現實的政治家、田沼意次の積極政策に慣れた江戸市民には、樂翁公の施政は餘りに消極的で且つ保守的であつた。改革の潮流中に喘いでゐる民衆の苦惱を見、天明七年五月の米騷動による施米や、米價引下げの功勞者伊奈半左衞門を拉し來り、更に天明三年七月七日の淺間山の大噴火の被害を取り入れてゐる。これ等の事實を全く逆に見て、儒學奬勵の提灯持の神妙さを裝つて諷刺の針を覆うてゐる。綿も亦妙である。【史的地位】寛政の改革から題材を得た黃表紙は、天明七年に「世

之中冰知重忠」（同紀伊國屋書店）、同八年に「文武二道萬石通」（同鶴屋）「乙田富士人穴見物」（京傳作）があり、寛政元年には本書と「鬼魂退文武二道」（天下一面鏡梅鉢（各別項）、同二年には「藍返行義蔵」と「玉磨青砥錢」（別項）「新吉原聖賢圖」（三馬）「染直大名鑑」（京傳）「磨光世中魂」「地獄船子淨瑠璃」（京傳）等甚だ多い。本書の骨組は未來記型で、「夫從以來記」に、朱子學奬勵の事實を取り入れ、「莫切自根金生木」（別項）の色彩を加へた趣向は鮮かである。「莫切自根金生木」には金の潤る理由を述べてゐないが、本書にはそれを寛政の改革の理想、特に儒教倫理の普及に見出してゐる。「新吉原聖賢圖」と「金隆轟年賀」（享和二年版、自新堂一丸作）は本書と「藍返行義蔵」の中間を行く作品で、又本書の滑稽的分子を遊里生活に附會したものには「遊廓路無記帖」（寛政二年版、蔦別作）があり、三馬の「御譽親孝經」（享和二年版）もこの系統に屬する。【末書】後編は「孔子縞藍返行義蔵」（享保二年版、山東京傳作）。三編は「磨光世中魂」（同二年版、竹塚高寶子作）。

孔子縞于時藍染

【備考】（藍返行義蔵）金を降らせ過きて人民が難義をするので天上へ運び返したところ、遊里はさびれ、遊廓場には化物が出る。天帝は諸星を嫌客に仕立てて、下界で遊ばせたので、遊里も榮え、萬民愁眉を開く。（磨光世中魂）下人まで子のたまはくで、殿樣が無學だと、臣下は身を退いて山に入る。岡本源二郎は心學の力で殿樣を仁にし、褒美の金で油屋をはじめる。【小池】

柑子俵 かうじだはら　能狂言【格式】小舞（和泉流）。【梗概】都の柑子賣が、倒年の如く丹波へ柑子を買ひに行く。いつもの柑子作りの許へ立寄り、正月も段々近づいたので柑子を受取りに來たが、俵へつめて置いてくれたかと呼ねると、まだその儘との事に、もつと奧へ行つて參るから、歸る時までに俵へ入れて置いてくれと頼んで行く。柑子作りは、實は俵がよかつたので註文の品は又賣してしまつたが、他の柑子を才覺しようと思つてゐるうちに、意外にもく柑子賣が來て困つたと言ひ、思案して子供を呼び出し、子として親の言ふ事は聞くであらうと念を押した上、言ひにくい事ながらと事情を物語り、其方を俵の中へ入れてやるから、途中で柑子が化けた體にもてなし、逃げ歸れと命ずる。子供も承知するので用意する。そこへ柑子賣は立戻つて、今年のやうな思ふまゝの年は無い。買ひ集めた柑子は皆馬につけて上したから、今一俵は某が自分で皆負つて歸らうと言ふ。そこで柑子俵と見せかけた俵を負はす。柑子賣は重い重いと言ひながら出掛ける。途中で休まうとすると、後で、下すな下すなと急ぐな急ぐなと聲がする。氣味惡がつて急がうとすると急ぐな急ぐなと聲がする。怖がつて俵を下すと俵が轉り廻り、俵の口を解けと言ふので、恐らしうて何と解かれようぞとて逃げようとするが、やつと解くと、取つて喰まうと言ふので逃げてしまふ。【附記】和泉流だけに殘つてゐる。もと加州家の狂言である。【藤田】

後室色縮緬 ごしつしきちりめん　浮世草子　五冊【作者】西澤一風【別稱】色縮緬百人後家。【刊行】奥に「享保三戊戌年正月吉日洛東三條なわていせや左兵衞板」とある。【內容】一冊二條、都合十條の讀切說話から成る。但し卷一の第一說話だけは、本書の序とすべきものである。京東山の邊に八十歳ばかりの老翁と、七十歳ばかりの老婦夫婦が住んでゐる。婦が川に洗濯してゐると、川上から一個の酒盃が流れて來た。拾ひ上げて見ると、高蒔繪に野郎の繪が描いてあつた。すると川上からこの盃を追うて來た二十歳ばかりの女があつたので、婦は盃をこの女に返して、その由來を問ふと、女は答へていふ。主と頼むは西國方の歷々の息女で、今三十歳ばかりの寡婦である。今日の夜の御禮こゝにては述べ盡し難ければ、願はくは山莊に來給へとて、伴ひ行く。主出でて歡待し、老翁をも共に召して、世の寡婦の好色に關する樣々の話を語らせて聽まれた。その話が、この書中に收むるものであるとあつて、第二話から、この妻翁の話として、寡婦好色談を綴つて、各章を讀切にしてある。【批評】この序の趣向は「好色三代男」（別項）に倣つたものであらう。酒盃のことも同案である。かゝる小說的な序を設くことは、一風の常套手段であつて、「御前義經記」「風流今平家」「御前二代曾我」（各別項）等にも見る所である。これが全篇の上に蔓らす效果は大きいとは思はれないが、序そのものとしては原同を混らしたものである。別名に「百人後家」とあるが、實際は百人はおろか、その十分一に過ぎない。收めた寡婦好色說話の全體を通じて、着想・構想・意匠等に一貫したものは見出せない。ただ興味を本として興趣に集め綴つたものと見える。第二話の坂田藤十郎に會ふ二人の女が、互の身の上を知つて見ると、二人は既に故人となつた同一の男と契つてゐたと知れて、二人共に剃髮する話。第四の貧故に夫婦別れをして女は妓となり、後、夫を持つと、先夫の幽靈が現はれ、又旅僧に先夫の溺死した事を聞かされて發心する話。第三の好色の末養度か夫を戀へた女が、零落して餓命を辛うして繫ぐに至つた話などの、好色生活に絡はる悲哀を終局とする話の多きところから、作者にさうした悲哀を語る宮國のあつたのではないかとも推されるが、併し虛心に本書を讀む者の印象は、それよりは寧ろ好色生活の歡びの方が强い。それで本書の性質はその方に在るといふべきである。【藤村】

孝子嫩物語 かうしふたばものがたり　讀本　五卷【作者】高井蘭山（挿畫）抱亭北鶴・昇亭北壽・蹄齋北馬（名寫）角書に「孝子嫩物語」とあり、この二人の孝養を物語るに據る。【刊行】文化五年。東都西宮彌兵衞、大和屋文六、同伊助版。

【梗概】播磨國の守護赤松政則の家臣飛代宮藤太は、同家中の鹽硝物頭田邊治部左衞門の娘に執心し、妻に迎へんとして拒まれ、その同家中の明石瘤守に嫁ぐを怨み、密かに彼等を陷れようとした。かくてその奸計に依つて田邊は切腹し、瘤守は追放の身となり、妻子を伴つて筑紫針ヶ崎の知人を頼るが、知人は程なく歿し、剩へ妻は病みて今は際涯と聞つ

甲子夜話　かっしやわ　百卷百十七冊

【著者】松浦静山（清）【刊行】文政十二年頃成稿。【内容】著者の見聞した事柄を、随筆風に記した。【特色】著者の見聞した事柄を、随筆風に記した。【特色】著者の見聞した事柄を、随筆風に記した。【特色

【参考】浮世草子庭訓往来（日本古典文学大系）

【参考】○西鶴好色一代男（日本古典文学全集）

【参考】○西鶴好色一代男（日本古典文学全集）

【参考】○西鶴の一代男の成立（日本文学）

（早稲田文学一七大八）　〔藤井〕

好色一代女

【作者】井原西鶴。但し本書には異説もあり。【年代】天和二年（一六八二）。【出版】貞享三年（一六八六）。【文体】本書中に江戸大衆語風の表現が多く、「好色一代男」とある。【構成】巻頭の形、巻頭巻には「好色一代女」とあり、外に表紙の巻頭巻には色紙形のものがあり、各巻各章の題名句はしたがって句を記してある。【内容】巻頭巻・本書（巻頭巻）のある、なお西鶴全集・西鶴名作集本に所収。

【梗概】浮世草子風に、好色を通して描いた浮世のある。主は老女である。貧乏時、京東町二人こ の老婆は、貧乏の原因を問うたので、老婆は、その貧乏の原因を問うたので、老婆は、その男女の遍歴を物語った。それは、本書三十四章の物語である。それは、「源氏物語」の「若紫」「末摘花」「紅葉賀」「花宴」「葵」「賢木」「須磨」「明石」「澪標」「蓬生」「関屋」「絵合」「松風」「薄雲」「朝顔」「少女」「玉鬘」「初音」「胡蝶」「蛍」「常夏」「篝火」「野分」「行幸」「藤袴」「真木柱」「梅枝」「藤裏葉」「若菜上」「若菜下」「柏木」「横笛」「鈴虫」「夕霧」「御法」「幻」「雲隠」「匂宮」「紅梅」「竹河」「橋姫」「椎本」「総角」「宿木」「東屋」「浮舟」「蜻蛉」「手習」「夢浮橋」の巻名を題名とした物語である。

【構成】本書は形の上では「世之介という人物の七歳から六十歳に至る五十四年間の好色生活」を一章に配して設けたものである。が、小説として完全な性質を持つものではない。それぞれ、「世之介」を主人公として、「源氏物語」を模したものと見られる。五十四章の章題も、「源氏物語」の五十四帖に倣ったものである。本文は、「源氏物語」の巻毎主題の代表者である光源氏の生活の代表者として、光源氏を中心として、江戸時代の享楽生活の代表であり、好色生活の理想の具現化でもある光源氏を材料に、又これに情景を付けた点は此れも別所も多い。ふくに一面に於ては「源氏物語」に倣ったものであろう。世之介は今迄に一貫した主人公として、個性を有した人物とは成り得てゐない。そこで五十四の各章は個立したものとして、各章、各所毎に於ける好色生活の種々相を記したものとも見られ、作者の表現力を注いでゐるのは、巻ごとの一面である。

【梗概】本書は西鶴の代表作。「代男」の後、「代男」の今迄の種類上から来た。

【参考】浮世草子庭訓往来（日本古典文学大系）

【参考】井原西鶴。

【参考】○西鶴好色一代男（日本古典文学全集）

【参考】○西鶴の一代男の成立（日本文学）

（早稲田文学一七大八）　〔藤井〕

好色一代女

【作者】井原西鶴。但し本書には異説もあり。【年代】天和二年（一六八二）。【出版】貞享三年（一六八六）。【文体】本書中に江戸大衆語風の表現が多く、「好色一代男」とある。【構成】巻頭の形、巻頭巻には「好色一代女」とあり、外に表紙の巻頭巻には色紙形のものがあり、各巻各章の題名句はしたがって句を記してある。【内容】巻頭巻・本書（巻頭巻）のある、なお西鶴全集・西鶴名作集本に所収。

【梗概】浮世草子風に、好色を通して描いた浮世のある。主は老女である。貧乏時、京東町二人こ の老婆は、貧乏の原因を問うたので、老婆は、その男女の遍歴を物語った。それは、本書三十四章の物語である。それは、「源氏物語」の「若紫」「末摘花」「紅葉賀」「花宴」「葵」「賢木」「須磨」「明石」「澪標」「蓬生」「関屋」「絵合」「松風」「薄雲」「朝顔」「少女」「玉鬘」「初音」「胡蝶」「蛍」「常夏」「篝火」「野分」「行幸」「藤袴」「真木柱」「梅枝」「藤裏葉」「若菜上」「若菜下」「柏木」「横笛」「鈴虫」「夕霧」「御法」「幻」「雲隠」「匂宮」「紅梅」「竹河」「橋姫」「椎本」「総角」「宿木」「東屋」「浮舟」「蜻蛉」「手習」「夢浮橋」の巻名を題名とした物語である。

上方版　表紙

上方版　目次

江戸版　表紙

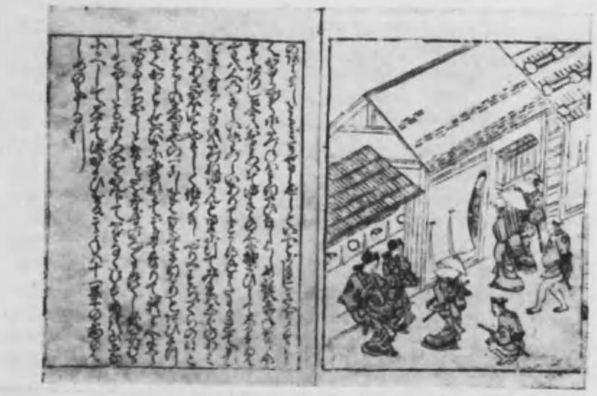

江戸版　目次

上方版　本文・挿絵

江戸版　本文・挿絵

（百　初　・　江　の　女　代　一　色　好）

屋家喜・大原雅居軒・鮫田遺繰・岩末裸・臭間・好色風俗圖（十二圖）（以上巻下）。要するに、摸して、京四條川原を消とする乞食僧の事を記し、第二章以下巻四の終の章までは、この僧の經來つた過去の好色の生活の諸相を叙寫し、第五巻は再び乞食僧の上に歸つて、好色に大金を費して今はただ遊女の文のみ手に殘ることを書き、無限の慾望に心を費す人間の儚を述べて結んである。好色本としての主文と見るべき第二章以下巻四の終までに記す所は、若松屋茂太郎といふ元富有なる家の息子十四歳より好色の遺樂を始め、十七歳の時家を出で、京を振出しに、伊勢・吉野・大阪と流寓するうち、大阪にて或る女との間に儲けた子に茂太郎の名を讓り、自らは夏夕と稱して、堺・奈良・住吉・河内、武藏江戸の吉原・品川、それから北國などを漂泊し、種々なる女に關係し、諸國の好色生活を經驗して、終に乞食僧となつて、四條川原を家とするに至る一生が語られてある。かく夏夕といふ人物は設けてあるが、西鶴の「好色一代男」（別項）の世之介と同樣に、小說の一人物となり切つてはゐない。寧ろ作者はこの人物の上に取扱つた好色の種々相を主として書いてゐる。隨つて「一代男」と同樣に本作は完き小說とは言ひ難い。要するに「好色一代男」を摸倣して、遙かにそれに及ばざるものである。〔藤村〕

好色具合圖

近世風俗史料、元祿文學研究資料として益するところが多い。

好色河念佛 浮世草子 五冊【作者】未詳【名稱】題簽には糊入の二字が首に置かれてある。名義は第一章に本作の主人公たる京都四條川原に住む貧僧のことを書いて、その終りに「是世にいふはだか念佛我なり」とある。これに出たものであらう。【刊行】元祿十四年【解說】巻一より巻四までは每册五章、巻五は三章、都合二十三章より成る。第一章は「方丈記」の方丈の庵の條を

好色河念佛

好色訓蒙圖彙 浮世草子 三册【作者・筆工】自序に「洛下の野人作書無色軒三白居士」とあり、上巻の首に「洛下の野人作書無色軒牛兵衛」とあるが、下巻「器財」部の扉に「圖畫無色軒筆」とあるし、本書の後編と冠した「好色具合」（別項）が牛兵衛の自作自畫である點から見て、本書の無色軒も牛兵衛の雅號か。【刊行】貞享三年（序）。

【解說】序の終に「懶もさすが人の數として其事彼こと思ひつらぬるまゝに色このめる品々を分ち天地人倫金銀器財の品を圖にあらはして淺はか成注解をくはへて双紙となし好色訓蒙圖彙と號待ることしかなり」とあるやうに、書名及び形式は中村惕齋の「訓蒙圖彙」の流を汲んだものであり、浮世草子としては變態的のもので、後の艶語的酒落本と一味相通するものがある。

「天象」の部には「夜奪星二七夕」、地儀の部には「比翼連理」「鴛老等契」「嵐」「鶯蓋」を圖して簡單な說明を附し、次の「人倫」の部は「殿」「奥樣」「超子」「妾」（臥座敷）「大臣」（大妻）「領城太夫」「天神」（格子）「嵐」「牛夜」「遊」（化粧）「北」「湯殿」（風呂屋物・筆）「茶屋」「比丘尼」（丸女）「想夫」（無眞女・賣女・夜發）「八百口鼻」「出合」「濡者科者」「好女」「鳴女」「大姥」「虛精」「大臀」「臀虛」「若衆」（美少年）「了誓」「野郎」「客氣」「山神」「後女打」「紙鉛」「手話」「密語」「夜寒」「新○」「入狂」「心中」「密夫」「合姦」「抑」を圖にし、大體これに相應した說明風の戲文を附してある。更に「人文」の部では「上○」「下○」「實長」「義」「角」「鏑尻」「小女實」「玉○」「毛○」「無毛○」その他○○及び頗面頭髮等を圖し、次に「衆道意氣地界」として「上豚」「下豚」を圖して、これに說明を加へてゐる。次の「器財」の部には、鏡臺・檜臺等、遊女の用具、化粧品、頭巾・編笠羽織等の遊客の用具をはじめ、○其強精劑（食物）などを圖說する。次に「女道濡界」として上下諸所數、諸繪業の○○を十八種圖してゐる。本書は遊戯的滑稽的氣分をもつ「エンサイクロペディア、エロチカ」ともいふべきものである。あたかも好色本の多く上梓せられた頃に世に出たものであるから、當時の浮世草子や浮瑠璃等に見える遊里等の好色風俗を考察するには、多大の便を與へるもので、これを引用した書も尠くない。〔増田〕

好色訓蒙圖彙

好色鹿子 浮世草子 五册【作者・筆工】自序に「洛下の野人作書無色軒三白居士」とあり、上巻の首に「洛下の野人作書無色軒牛兵衛」とあるが、下巻「器財」部の扉に「圖畫無色軒筆」とあるし、本書の後編と冠した「好色具合」（別項）が牛兵衛の自作自畫である點から見て、本書の無色軒も牛兵衛の雅號か。【刊行】貞享三年（序）。

【解說】序の終に「懶もさすが人の數として其事彼こと思ひつらぬるまゝに色このめる品々を分ち天地人倫金銀器財の品を圖にあらはして淺はか成注解をくはへて双紙となし好色訓蒙圖彙と號待ることしかなり」とあるやうに、書名及び形式は中村惕齋の「訓蒙圖彙」の流を汲んだものであり、浮世草子としては變態的のもので、後の艶語的酒落本と一味相通するものがある。

「天象」の部には「夜奪星二七夕」、地儀の部には「比翼連理」「鴛老等契」「嵐」「鶯蓋」を圖して簡單な說明を附し、次の「人倫」の部は「殿」「奥樣」「超子」「妾」（臥座敷）「大臣」（大妻）「領城太夫」「天神」（格子）「嵐」「牛夜」「遊」（化粧）「北」「湯殿」（風呂屋物・筆）「茶屋」「比丘尼」（丸女）「想夫」（無眞女・賣女・夜發）「八百口鼻」「出合」「濡者科者」「好女」「鳴女」「大姥」「虛精」「大臀」「臀虛」「若衆」（美少年）「了誓」「野郎」「客氣」「山神」「後女打」「紙鉛」「手話」「密語」「夜寒」「新○」「入狂」「心中」「密夫」「合姦」「抑」を圖にし、大體これに相應した說明風の戲文を附してある。更に「人文」の部では「上○」「下○」「實長」「義」「角」「鏑尻」「小女實」「玉○」「毛○」「無毛○」その他○○及び頗面頭髮等を圖し、次に「衆道意氣地界」として「上豚」「下豚」を圖して、これに說明を加へてゐる。次の「器財」の部には、鏡臺・檜臺等、遊女の用具、化粧品、頭巾・編笠羽織等の遊客の用具をはじめ、○其強精劑（食物）などを圖說する。次に「女道濡界」として上下諸所數、諸繪業の○○を十八種圖してゐる。本書は遊戯的滑稽的氣分をもつ「エンサイクロペディア、エロチカ」ともいふべきものである。あたかも好色本の多く上梓せられた頃に世に出たものであるから、當時の浮世草子や浮瑠璃等に見える遊里等の好色風俗を考察するには、多大の便を與へるもので、これを引用した書も尠くない。〔増田〕

好色五人女 浮世草子 五册【作者】西鶴（無署名なれど、古來疑ふ者なし）【別名】當世女容氣（改題本）【刊行】奥附に「貞享三丙寅歳仲春上旬日 摂州書肆 北御堂前 森田庄太郎板」、又右の外に「武州書林 青物町 清兵衛店」と合せ刻してあるのは再板であらう。改題本の奥附には、「浪華書肆 順慶町二丁目 抱玉軒田原平兵衛梓」とある。【諸本】愛鶴書院複製本あり、又西鶴全集・西鶴名作集等所收。

【梗概】（巻一）〈委綴路清十郎物語〉播州室に和泉屋清左衛門といふ富有な造酒家がある。その息子清十郎は美貌に生れて、十四歳から遨遊に耽り、祚川といふ妓と深く契つた。父怒つて十九歳の時勘當した。二人は一旦情死しようとしたが、人々に支へられて果さなかつた。その後祚川は自殺し、清十郎は死に後れて、綴路の知人を頼つて行つた。この知人の世話で、同地但馬屋九右衛門方の手代に住み込んだ。心を入れ替へて忠實に勤めたので、但馬屋一家の信用も厚かつた。九右衛門が妹お夏といふ今年十六の娘、思を清十郎に寄せ、屢々文を通はしたので、清十郎もその心に從ひ、相愛の仲となつた。但馬屋の女達の春の花見の時、清十郎は密かに太神樂の獅子舞を語らつて置いて、人々の見物に夢中になつてゐる間にお夏と密會を遂げた。これより戀は募つて、二人は遂に出奔し、飾磨から乘合船に乘つて上方さして出帆したが、不幸にして乘合の飛脚屋が、狀箱を陸に忘れたので、船を再び岸に還したため、追手に捕はれて、綴路に引戻され、別々に監禁された。ところが、この際に但馬屋に七百兩の金が紛失したので、疑は清十郎の上にかゝり、その申開きも立たず、二十五歳を以て刑場の露と消えた。お夏は我が身を棄てて清十郎の無事を祈つてゐると、里の子等が、「清十郎殺さばお夏も殺せ生きて思をさしよよりも」と歌ふを聞いて、清十郎の死を感知して亂心し、日夜家を狂ひ出ては清十郎の墓を弔ひ、百ケ日に當る日に自殺しようとしたのを、人々に諫止されて、思ひ止まつて尼となつた。

〈巻二〉（情を入れし樽屋物語）大阪の或る富家に奉公して信用の厚かつたおせんといふ女があつた。こゝに又天滿邊に樽屋があつた。おせんに思を懸けて、こさんといふ老女を頼んで、うまく仕掛けて、遂におせんが心を動かし、伊勢の抜參に同伴して、途中に契る約束をした。八月十日の朝出發に當つて、幾ておせんに思を懸けてゐた手代久七が同行することなつて、折角の抜參も無駄にならうとしたが、歸途京都で契を結んでから、その戀は愈々深くなり、遂に主人の許しを得て夫婦となり、夫婦伸縮めて圓滿で、二人の子まで儲けたが、或る日、おせんが近所の麹屋長左衛門方に法事の手傳に行つて、納戸で簞笥を盛つてゐる所に、長左衛門が來て、棚の鉢を取落して、おせんが結ひ立ての髮を亂した。これを麹屋の女房が邪推して、一日中あてこすり言ふのを迷惑がつて聞いてゐる中、「おもへば〳〵憎き心中、とてもぬれたる袂なれば、此上は是非に及ばず、あの長左衛門殿に情をかけ、あんな女に鼻あかせん」といふ氣になり、それが又遂に戀となつて機會を窺ひ、正月寶引の夜密會した所を、樽屋に見つけられ、おせんは自殺し、長左衛門は一旦逃げたが、やがて捕はれて刑に死んだ。

〈巻三〉（中段に見る屏屋物語）大經師某の妻おさん、美人で良い主婦でもあつた。大經師が旅の留守中、實家から茂右衛門といふ手代をよこして置いた。頗る實直の男であつたが、腰元のりんがこの男に戀をした。おさんは戯れ心に、りんが戀書の代筆をしたところ、茂右衛門から色よい返事をしたので、この上の駄みに彼を嘲弄して笑はうと、おさんはりんの寢所に入つて茂右衛門の忍んで來るのを待つ内に眠つてしまつた。その間に茂右衛門はりんと思つて忍び寄り、袖の移り香しをらしい思をして去つた。眠覺めておさんは驚き、事の秘密は保たるべくもないと、此上は身をすて命かぎりに名を立て、茂右衛門と死手の旅路をしようと決心して、大膽にも契を繼げた。その後、おさんは茂右衛門等を伴れて石山寺の開帳參りをして琵琶湖に二人情死を遂げたと見せて、同伴者をまいて丹波に監落し、茂右衛門の伯母を頼つたが、そこにも居りか

好色訓蒙圖彙（東京帝大圖書館藏）

好色小柴垣 浮世草子 五册【作者】未詳、序の署名には「花洛 醉狂庵」とある。【刊行】奥に「元祿九年丙子孟春日」とある。【諸本】江戸時代文藝資料（國書刊行會）所收。【解說】巻一・三の二册は各四章、その他は各三章、都合十七章の好色的說話より成る編物集である。その說話は何れも卑猥なものばかりであるが、中には笑話風なのもある。さうした類の短い話は、「昨日は今日の物語」（別項）以來の笑話書中にも見えるから、笑話を好色本風に敷衍したものともいへるし、又逆に好色本風の說話に笑話の性質を加へたものともいへる。〔藤村〕

ねる事情があつて逃げ、或る夜、丹後の切戸の文殊堂に通夜すると、文殊菩薩の夢枕の誡があつたが、それも聴き流しにして同棲を續けてゐた。京床しくなつて茂右衛門一人狀勢を探りに行くと、頗る危險な樣子なので、慌へ上つて逃げ歸つた。その後、丹後から京に出る栗實の口から、二人が隱れてゐることが知れて、その科免れ難く、捕はれて粟田口刑場の露と消えた。

〔巻四〕（鬱草からげし八百屋物語）江戸本郷に八百屋八兵衛といふがあつた。或る年の暮

好色五人女 題簽

これより、お七は女心のはかなさに、又火事があつて吉祥寺に立ち退くことになれば、吉三郎に逢ふことも出來ようと、我が家に放火した。この事露顯して十七歳の春、鈴ヶ森に火刑に處せられた。吉三郎は事過きてこれを知り、驚いて自殺しようとしたが、人々に止められて出家した。

〔巻五〕（鬱の山源五兵衛物語）鹿兒島に源五兵衛といふ男があつた。衆道に耽つて女色に心を寄せなかつたが、親しんだ若衆二人まで死んだので、無常を觀じて出家姿となつた。

こゝに琉球屋の娘おまんといふ美人が、源五兵衛入道に戀して、屢々文を送つたが返事だになかつた。そこでおまんは、若衆姿に男裝して、その庵を訪ひ、若道を以て誘ふと、源五兵衛入道もとう〳〵靡かされた。その上で女子たることを明かして契をこめ、京で學んだ狂言を眞似て世を送つてゐた。おまんの兩親は娘の行方を探し出し、それ程に思ひ合つた仲ならばと、二人を許して、富有な身代を讓つた。その額は源五兵衛一代には何としても使ひ果しがたい程であつた。

【題材】（巻一）お夏清十郎の件は、寛文元年の事實である（佛寺作書後集所載、由興書話見年代記）「五人女」にその頃上方で狂言に作り、地方までも廣まつたとあるのは、恐らくは事實であらう。本書中に見えるやうな小唄も流行したと傳へてゐる。享保三年版「亀歴三本縛」（西鶴一風作）の巻四に、「しかしそれもいはれぬ、ふきれうでも片上のおなつを見よ、あれこそ日本に名を流せし、播州姫路但馬屋お夏が なれのはて、手代清十郎とせゝくりあひ云々」とあつて、お夏が老館となつて、茶店の主と零落した有樣を書いてあるのは、小說の一節ではあるが、これも恐らく事實に據つたのであらう。さすれば、西鶴の筆によつて、美化された所も少くないと思はれる。（巻二）樽屋おせんの物語は、貞享二年正月二十二日大阪の出來事に材を得てゐるに相違ないが、同事件を傳へたものは未だ知られない。「樽屋おせん歌祭文」とは大分事件が違つてゐるが、何れが原事實に近いか知り難い。（巻三）おさん茂右衛門の話は、所傳を知らない。「大きやうじおさん歌さいもん」には、手代茂兵衛に言ひ寄られて大經師の妻おさん不義をなし出奔した。この事世に廣まつて、東にゐた夫以春に知れたので、以春は上洛して行方を尋ねて探し出し、京中引廻しの上、姦夫姦婦は死刑に處せられたとある。とにかく當時の事實に據つたものに相違ない。（巻四）八百屋お七が放火の罪で火刑に處せられたのは天和二年であるから、本書は中一年を繰いて、原事實に據つて作られたものであらう。原事實は、「天和笑柔集」「江都著聞集」に傳へられてゐる。「天和笑柔集」に據ると、森川宿に八百屋市左衛門といふ富有な者があつた。その娘お七、年は十六、顔る美人であつたが、十二月二十八日、家類燒の災に罹つたので、一家は正仙院といふ寺に一時立退いてゐた。この寺に生田庄之介といふ十七になる美少年がゐた。庄之介何時となくお七を戀ひ、八百屋の下女を頼んで文を送り契をかはした。かくて日數經て翌年正月二十五日八百屋一家は新宅に歸ることになり、二人も惜しい袂を分つ事となつた。お七は家に歸つてからも文を通はし、又稀に訪ひ來る庄之介に逢うてゐたが、遂に思慮して病となつた。この戀、親に打明けても許されまい、さらば言はずに置いた方がよからうと思ひ煩うた末、再び家が火災にかゝらば、又彼の寺に避難して、庄之介に逢ふ機會もあらうと、自分の家に放火することを考へて、風の强い日を待つてゐた。或る夜、忍んで隣家の垣に火を附け、やがて燃え上ると、人々に見つけられて容易く消し止められたが、逃げ後れてお七は疑をかけられ、遂に奉行所に引かれた。放火の事は自白したが、災の人々の上にかゝるを恐れてその原因は云はなかつた。かくて三月十八日遂に火刑に處せらるゝ事となり、さしも美しかつたお七も煙と消えた。父母や兄などの歎きは一通りでなかつた。わけて庄之介はその跡を追はうとしたが、思ひ直して高野山に上り、高僧を頼んで出家を遂げたといふのである。「江都著聞集」に據ると、本郷追分に八百屋太郎兵衛といふ者があつた。天和元年お七が十四の年に、丸山本妙寺より出火して、その家も類燒した。一家は暫し小石川の圓乗寺に身を寄せてゐた。この寺に山田左兵衛といふ小姓がゐて、二人の間に戀が成立した。日數經て八百屋一家は新宅に歸つてゐると、こゝに吉祥寺門前に吉三郎といふ無賴漢がゐて、お七を嗾して戀書の取次をしては、金品を貪り取つてゐたが、とうとうお七に放火を勸めた。戀に迷うたお七は淺はかにも煽動に乘つて放火の罪を犯して捕へられ、法に因つて火刑に處せられようとした。率行は、お七の心事を憐れんで年齢を隱させて、十五歳未滿として減刑しようとしたが、

火事場稼ぎで捕へられた吉三郎の申立てで、お七は十六歳であるとの確證動かし難くなつて、助命叶はず死刑に處せられたといふのである。二說の間には可なりの相違がある。その何れが眞なるか、更に後の研究に待つべきであるが、何れにしても西鶴の「五人女」の話は、諸所事實から離れてゐると思はれる。（巻五）おまん源五兵衛の話も、寛文三年の事實と傳へられ、小唄などに歌はれてゐるのみで、詳しいことを傳へたものがない。

【構想】巻五の物語の外は、すべて事件の最後が悲慘になつてゐるから、これを悲劇として見るならば、多くは構想を誤つて居り、そのために悲劇としての效果が甚だ少ないと云はねばならない。例へば巻一には、無用な第一章があつたり、櫻狩の密會に一章を費したりしてゐるが如き、巻二には、戀の成立に全巻の大部分を費へて、肝腎な悲劇に直接關係を有する部分を短くしてゐるなどそれである。併し、西鶴が特殊な一觀角から觀て、人生を描いてゐるもので、必ずしも悲劇として事件を取扱つたものでないと見れば、各巻靈義もあり、興味もあると云はねばならない。ともかくも、特殊な構想として、これを彼の特殊な觀照の

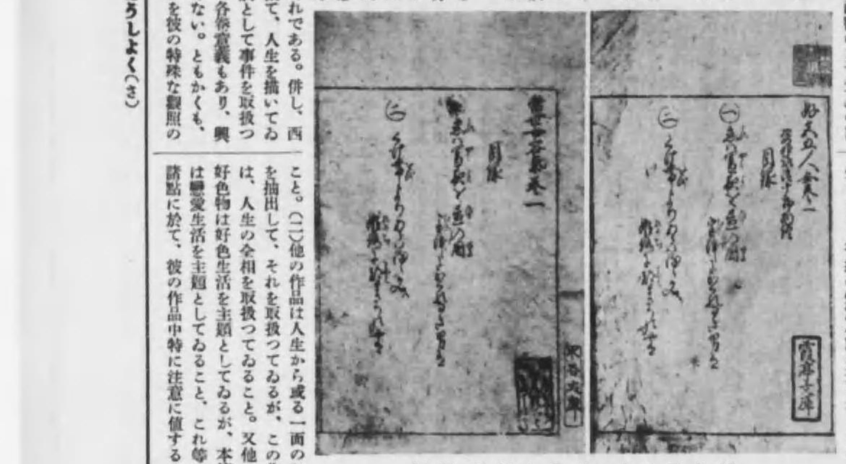

好色五人女・當世女容氣（目次）

程度に考へ合せて見るべきものである。なほこれを彼の他の作品に比べると、特殊の地位を占むるものである。（一）他の作品は、斷片的な小話を並べて、これを外面的に人物を以て連ねた特殊な形式を有してゐるが、本篇は少くとも、普通の短篇小說の形を有してゐること。（二）他の作品は人生から或る一面のみを抽出して、それを取扱つてゐるが、この作は、人生の全相を取扱つてゐること。又他の好色物は好色生活を主題としてゐるが、本篇は戀愛生活を主題としてゐること、これ等の諸點に於て、彼の作品中特に注意に値するのである。【影響】寶永元年の「おまん源五兵衛」（別項）同三年の「戀八幡柱暦」（別項）、同六年の「五十年忌歌念佛」（別項）は、何れも近松門左衛門の作であるが、「戀八幡柱暦」は本書の暦屋物語、「五十年忌歌念佛」は清十郎物語、「國性歌」は源五兵衛物語と同材であつて、近松がこれ等を參照したであらうとは推察されるが、著しい影響は見えてゐない。記海音の「八百屋お七」（別項）も、本書の八百屋物語と同材である。又、歌祭文の「大きやうじおさん歌さいもん」の文句中には、「五人女の一のふで」と見え、「八百屋お七歌さいもん」の中にも、「五人女の三のふで」と見えるから、これ等の歌祭文にも關係のあることは知られるが、さしたる影響はないやうである。

【參考】 西鶴好色物全體 如笑三二 ○西鶴五人女評釋 刊本誠也（國文學講座）○西鶴講好色五人女三田村鳶魚 ○西鶴好色五人女評解 尾形美實 ○西鶴五人女評釋 藤井乙男

好色三代男

（藤村）

浮世草子 五冊

【作者】 無署名、從來西鶴と考へられてゐたが、西村市郎右衛門（藤村子）であらうといふ說が唱へ出されてゐる。【體裁】 美濃判形、題簽には

表紙　好色三代男（小田久太郎氏藏）

輪の中に諸國と記して、「好色三代男」の上に置いてある。【刊行】奥に「貞享三癸孟陽上浣日、書林善詞堂　皇都三條通西村市郎右衛門同八繩町通淀上勝兵衛刊行」とある。【諸本】西鶴全集（帝國文庫）・西鶴好色本（平民書房）所收。

【梗概】夢助といふ者、十三歳の時から戀に身を入れて、三十歳頃までに遊び盡くした。一日神詣での歸るさ、夕陽西に傾く頃、小川の畔に出た。川の水が芬々として忍冬酒のやうな香をなしてゐる。掬んで見ると、その味無類である。醉心地に渡らうとすると、川上から一大酒杯が流れて來た。この杯に打乘つて川を渡ると、山の麓に一の庵がある。入つて見れば、本尊は高鳥田に樓かいどつた女姿である。こゝに一人の僧が出でて夢助に、汝色に耽ること數年、昔、一代男・二代男の戯れた女は皆遊女であつた。今汝三代男といはるゝからは、遊女の外の眞の戀を知らなければならないと云つた。夢助は僧の誘ふまゝに一室に入つて、東西南の障子を開けば、諸國の好色が目前に現はれた。これを懐紙に記したのが、本書五卷三十二條の戀愛説話である。

【構想】三十二條の説話は、みな戀愛好色に關するものばかりである。さうしてそれ等はただ漫然と選ばれ、漫然と排列されたものである。この作は、西鶴の何れの好色本に比べても纏まりのない作である。西鶴の名望を慕ふものが、西鶴の好色本の外面を摸倣したものであらうと云はれるのも無理ならぬことである。

〔藤村〕

好色四季咄（しきばなし）　浮世草子　四册

【作者】未詳【角書】繪【刊行】刊年未詳。但し元禄五年の「廣益書籍目錄」には「四季咄」といふは言ふ迄もなく、各卷を四季に配し、一卷春の部「正月二日學文はじめ。二月初午あめほうびき。三月三日住吉雛三ちまつり」。二卷夏の部「卯月八日花つみの寺參。五月端午御祝儀のちまき。六月祇園會すゞみの太郎くゝわしや」。三卷秋の部「七月盂蘭盆おどりずきの女。八月十五夜ひろ澤の月。九月十三夜まめはす人」。四卷冬の部「十月廿日ゑびす祭せいもんはらい共いふ。十一月朔日かみ觸の氏神もふで。十二月十三日御かれいのすゝはき」とあつてゐるためである。別にまた「題名目錄」といふ見出しで、矢張り春夏秋冬に配した「第一小學」「第二大學」「第三白浪」「第四工伯」「第五書林」「第六女侠」「第七松坡」「第八曲水」「第九正夢」「第十鈴寢」「第十一假橋」「第十二手燭」十二ケ月を表示してある。本書は好色、性慾生活の散樂を主とした好色本である。從來元禄六年刊「浮世榮花一代男」（別項）、その他の「好色勸忍記」「浮世花鳥風月」などは、本書の改題本とされてゐたが誤りである。

〔石川（鹿）〕

好色諸國心中女（こくにんしんじゅうおんな）

「諸國心中女」を見よ。

好色盛衰記（せいすいき）　浮世草子　五册

【作者】未詳、無署名【刊行】奥に「貞享伍辰年、元禄元年書林、武州日本橋南一丁目平野藏三郎、摂州大坂折屋町江戸屋莊右衛門板」とある。【諸本】西鶴榮花咄（改題本）元禄十四年、山口屋權兵衛板（新選、陸入西鶴全集（大正一二））。【梗概】大阪丹波屋の七とい、ふ男、友人と舟遊びに出掛けて難破し、橋柱に取りついてゐると、その夜、そこに二美人現はれて水中に小箱を棄てた。拾うて聖例見ると、賀州の源といふ者の若女房で、夫が遊女戯蝶に溺れて、自分を顧みぬのを怨んで、水神に二人を取殺し給へと祈つたものであつた。七はこれを携へて、この女の親に告げて引取らせた。さて源は、餘りに放蕩が過ぎるので親道安に勘當され、江戸の新居を入手に渡して三十貫目を得、戯蝶を身請けし、上鰺町に庵を借りて、同棲を樂しんでゐた。伊勢參宮をしたいといふ戯蝶が願ひに、供に思ひ立つて出發した。先づ京に出で、それから伊勢の宮めぐりをしたが、夫婦は聖地を汚した罰で醜態をさらし、關まで怨られた。戯蝶は身を恥ぢて舌噛ひ切つて自殺し、源は江戸の店に助作といふ者を頼つて下り、順路江戸に着いたが、その夜の夢に戯蝶の俤が現はれて、源の浮氣心を怨んだので、源も深く感じて、再び上方に歸り、京の東山の庵に戯蝶故坊と名のつて出家の身となつた。かゝる筋の中に、源の諸所に於ける好色的の遊びを書き、併せて大阪から江戸までの道中を道中記風に書いてある。例へば、

○大阪よりひらかたへ五里、此間五十丁一里也、乗かけ百七十文、から尻百十三文、人そく八十三文）むかしながらの橋柱とうたひし跡ばかり有、ひだりに江口の君のすませ所、おなじながれのむかしおもひ出られてかなし。

ひらかたの入口に好色のむかしおとと七夕づめに宿からんとよみしあまの川、まれなる御ゆんをしてはかり空にも戯のおもひ川、いたはしく

かういふ類である。

【構想】賀州の源といふ人物を設けて、諸國の好色を書いた意匠は、「一代男」の性質を承けた好色本の强流である。而して又道中記風なる一面は、「一日玉鉾」（別項）などの衆のないもので、これは實用的な書と見られる。かうした這つた性質の相混したところに、本書の特質が存すると共に、當時の好色本流行を語つてゐる。

〔藤村〕

好色旅枕（たびまくら）　浮世草子　一册

【作者】未詳【畫工】古山太郎兵衛師重【體裁】枕形、縱二寸七分、横六寸一分、旅行の携帶に便宜なやうに、かゝる形にした旨序に見えてゐる。【刊行】奥に、「元禄八年亥三月中旬、長谷川町利兵衛」とあり、序にも「武江錦城丁猶榮軒」とも見えてゐるから、江戸板と知られる。【解説】「好色床談義」（別項）の首に、本書と「好色重寶記」と「好色床談義」を併せて好色三部書といふと書いてある。これ等の書は、好色習俗に關する知識を主としたもの

好色旅日記（東京帝大圖書館藏）

好色染下地（そめしたぢ）　浮世草子　五册

【作者】未詳、序に松の月と署名があるが、誰か明かでない。【刊行】元禄四年。

【梗概】京に金兵衛といふ豪商があつて、一子金四郎は優男である。出入の又七といふ者、江戸に下つて、吉原全盛の遊女花紫に、金四郎のことを話すと、花紫は見ぬ戀に憧れて、遙々金四郎に戀書を送つた。この文を見て金四郎は花紫の情に感じ、假病をなし、奠生と稱して江戸の支店に下り、花紫に馴染む。然るに花紫は他に言ひ交した男があつて、その約を無にしかねて身請けされる。扇を出づる時に、自分によく似たお松といふ女を、自分の代りに金四郎に薦める。お松は金四郎のゐる支店の向ひ家の娘である。ところが兩家は隣て伸が惡く、この戀は容易く許されさうもないので、金四郎は女を以てお松を誘ひ出して品川で契る。突然京にゐる祖母大病の報を得て、金四郎は歸る。父はこれを纏として身代を金四郎に讓る。一方、お松に縁談が起つたが、お松は金四郎との戀があるので、これに應ぜず、却つて懐姙の事を打明けたので、父は怒つて監禁する。お松は逃亡して、乳母と共に金四郎を慕つて東海道を上り、鈴鹿の山中で知らずに盜賊の家に宿つて產の紐を解く。金四郎はお松出奔と聞いて、その身を案じ、又七を伴うて伊勢の神宮に詣で、無事を祈る。その途中、家來が鈴鹿の山中でお松の屍を救うたので、お松は金四郎が伊勢に來てゐることを知り、逢ふべき便宜にその嬰兒を奪子にして、札を附けて置く。これに由つて金四郎・お松は再會し、めでたく夫婦となる。

【構想】金四郎が家の召仕お葉は、金四郎に戀の叶はぬを恨んでこれを呪ひ、ために金四郎

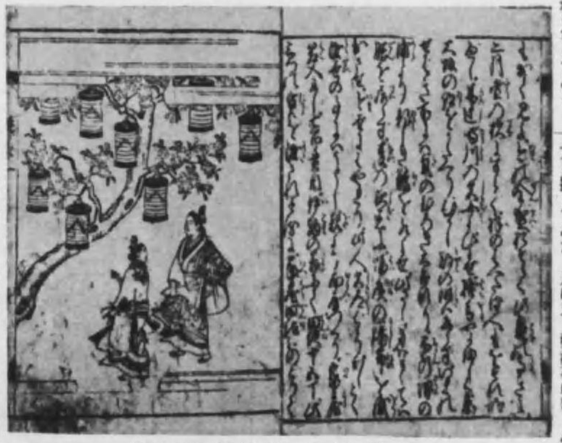

西鶴榮花咄（好色盛衰記改題）

子に父の讐を討たせようとして、その子の行方を探してゐた。兄は又、岐清花に親しんでゐたが、偶々この女が死に、その墓に詣でると、そこに一人の美少年を見た。これが吉野の生んだ子であつたのに驚喜して、彼を助けて敵を討たせた。

【解説】説話を全體の上から見れば、敵討話であるが、岐吉野・清花などに關する條に好色的性質もある。描寫は粗笨である。金平淨瑠璃の影響もあると思はれる。繪も亦、それに類する。

〔藤村〕

好色俗むらさき（ぞくむらさき）　浮世草子　五册

【作者】衆俳軒流宣（石川流宣）【刊行】元禄十一年、江戸長谷川町近江屋九兵衛板

【梗概】望月主計といふ者、岐吉野に馴染みて子を儲けた。吉野はその後、身請されて行方知れずになつた。主計は、これを呼ぬるうちに、江戸吉原に於て數人の武士と喧嘩して、その中の二人を討ち、二人を逃がした。逃げた二人の武士公田新九郎・牡鹿金平は友人二人を誘うて來て、遂に主計を日本堤に討つた。この時、四人の武士の中三人は死んで、梅田三右衛門のみ殘つた。主計が暗討に逢つた報知が奥州にゐた兄の許に達したので、兄は江戸に上つて、吉野の生んだ主計の

の形式を破り、後半の素材は殆ど同樣で、意匠以外は十篇の形を崩ゝ、枠に入れて同じ風刺してある。各篇毎にこの種の形式が發表されてゐる事は、いかに作者の興味の湧出してゐたかを物語るものである。而も同一作者の後の作にかゝる形式の見えぬのは、矢張り各篇の起筆としての形式を考ひ容れなかつたのであらうか。〔李舟〕

好色床談義（こうしょくとこだんぎ）

【作者】未詳【刊行】元禄二年【梗概】好色ものに關する各種事項の說明を主として、これに交じて男、男、男樣の色戀を論じて、多少文學化したものである。その日本の大觀は「卷一」に鹿遊所・鹿樣・陰茎・陰文・陰穴・陰毛・陰囊・陰門・陰核・陰部・乳母・下女・舞子・女郎、「卷二」に女房・人妻・遊女・寡婦・娘・小姓・比丘尼・男女・貴人・遊女の各種から、種種樣々の好色を說き、卷四に茶屋遊女・同道茶屋女・小姓・比丘尼・男・尖・天狗・面・手袋・觀音・菩薩を擧げて、「卷五」に大尼・高麗・遊子・茶屋女・お茶壺・手を擧げ、「卷六」に「好色的生活の種々相」を述べ、「卷七」に「雜」、その他の事を記してある。〔藤井〕

好色三代男（こうしょくさんだいおとこ）

【作者】作者の未詳【刊行】元禄十六年【梗概】江戸時代の遊廓社會三卷本。

【梗概】〔卷一〕〔一〕（序詞）この世の出來分限の定數は、「三世の因果」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷二〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷三〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷四〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷五〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷六〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷七〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷八〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷九〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十一〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十二〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十三〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十四〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十五〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十六〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十七〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十八〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷十九〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷二十〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷二十一〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷二十二〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔卷二十三〕〔一〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔二〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔三〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔四〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔五〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔六〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔七〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔八〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔九〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。〔十〕（遊廓の樂）遊廓の樂は、「人間の樂」を說く。

沿手は敵りうせたが、若侍と浪人は左に左手を高く、こゝく言ふ夢七が來合はせ、浪人は今川家右番門として式部の命と知れ、若侍は數人の家來を連れて、左に右手を高く、こゝく言ふ夢七が來合はせ、浪人は數場の家來段之丞であつたので、共に味方と分り、一同この場を引揚げる。〔三場〕（京都の茶屋）段之丞・夕顏は茶屋の座敷で、林之助・若侍・浪人・夢七・茶屋の女・夕顏・段之丞・夕顏

た儒のことはさにはなをあらず。それに注をつけたればとて仙術にてもよき書にはなるまじきぞ。源氏いせ物かたりつれ〴〵などは。注抄なきはじめよりこれをもてあそぶに。神變のところあるをもつて世擧で來書を加へたり」といふ。（下卷）「ねがひあれどもかなへもよろづにつけて上をおそれ。今はめにたつ事なし。ことさら京石垣町に漏おごりありしを成敗ありてより。いよ〴〵諸方につゝしめり。しかるを……。彼惡書には當流の染出し模樣。さもしげに價の高下をかへり見るは卑氣男。帶はなに〳〵の仕出し。人の見ぬ所を結構に金銀いとはぬがいたり穿さくといふものぞと。奢を手がらに書くはうとまし」といひ、つひに、「此道たへず。止かたきはまた人のつねなり。誠るは善なり。過るは惡なり。其すゝむるとは。ゑもいゑぬ惡性かきあらはす好色の書たり。其惡を貴るは善陣の惡悲なり。惡をば邪といふ。邪を破て正義をあらはすつる物なりけり呵羅〳〵〳〵喝」に至つて全卷終る。書中のいはゆる破邪は、文藝上の立場からでなく、功利的の立場から論ぜられてゐる。しかし、「世も譽もある上の書物」と氣を通しての立論は、「ものゝあはれ」を「伊勢」「源氏」になつかしみ、振を健好に引いたかいなでの態度であるものの、これによりて、一面西鶴に好色本の筆を執らしめた時風と、その影響とを察知し得べきのみならず、一面からは、前にしては天和二年の「好色初鰹」、後にしては元祿十五年の「嫁かくし」などと共に、また當時文學評論の觀點と角度とが、かたくなたる舊來の戀愛觀と異なるものあるを見出さねばならないであらう。

好色破邪顯正

【作者小傳】種彦の「好色本目錄」に、「此白眼居士は東山の僧なり、西鶴が門人團水が別號を白眼居士といひ、殊に同時代の人なれば、思ひ誤りつる事なり。「正月揃」といふ書も、此僧白眼居士の作なるを、後に團水作と入木して彫あらためし本あり、是書房のさかしらなり」と見えてゐる。白眼居士は未詳であるが、「鹿谷書籍目錄」（元祿五年）天台宗の部に「通佛二身論」（一卷）、法語の部に「諸宗實鑑」（五卷）が白眼居士の名で出て居り、「正月揃」（六卷）は物語類の部に團水の名を以て載せられてゐる。しかし「正月揃」は、種彦のいふ如く、洛東白眼居士自序の貞享五年刊行本ありて、それには團水の名が見えない。「正月揃」と「好色破邪顯正」とは版下の書體は違ふけれども、同一の作者に依つて作られたものであらう。「正月揃」（卷六）の「色」里の三「朝」の條など、所說が彼此相同じきを看取する。又「好色破邪顯正」（中卷）に、「愚が諸宗鑑題論にもあらん〳〵しるせり」とあるによれば、「諸宗鑑題論」といふ著書もあつたのであらう。要するに白眼居士は貞享の頃洛東に住み、內外和漢の典籍に通じ文筆にも長じてゐた人である。その頃雜波に名ある俳諧師と親しくしたらしいが、それは談林の俳人岡西惟中であらうか。

【參考】好色破邪顯正　藤村作（國語と國文學八ノ四）

好色文傳授　浮世草子　五册

【作者】由之軒政房と署名がある。【刊行】元祿元年。【諸本】再版は元祿十二年。三版は寶曆三年に「風流文之評判」と改題して出した。江戸時代文藝資料第四に收めてある。

【梗概】〔卷一〕京の三條寺町に住む橋本左七といふ男、近所に住む女人の妹を見染めて文を送り、遂に首尾を遂げる。〔卷二〕次いで左七は智恩院の古道にて、年の程三十三四の尼僧を見染め、その尼僧が黑谷の墓に詣でるに近づき、文を送つて思ひを遂げる。尼僧は多くの財產を左七に殘して死ぬ。〔卷三〕左七は、京より大阪に下る淀川船の中で、角力取鶴熊剛右衞門に、乘道を挑まれて困却してゐる灘川金鯱といふ若衆を助けたのが緣となつて、金鯱と契を結ぶ。この事顯はれて、金鯱は主人の疑を受け里にかへされる。そこで左七は「男色の道」命重しとせず」、思へば危き事と女色に替へる。〔卷四〕かくて左七は新町の太夫萩野に通ひつめ、繻の達引や手管の程を互に文にいはせる。〔卷五〕左七は大阪の住ひを切り上げて、京の烏丸の中程に住所を求め、島原の柏木といふ太夫のもとに通ひ、遂にこれを請け出す。なほこの卷には、太夫一年の入費を記してある。

【解說】本書は「雜波法師の書きのこせし好色因果の道を語り申さむ」と篇中にある如く、「一代男」に倣つたもので、文傳授といふ名にあつても、「錦木」や「うすもみぢ」（各別項）の如く全く艷書の手引草として書かれたものではなく、むしろ一篇の小說として見るべきものである。篇中贈答の艷書は、艷書の體を示すと共に說話の進行に役立つてゐる。手紙の文は振古の體をなしてゐるが、地の文は、西鶴を模して到らぬものである。　（小泉）

好色本　浮世草子

【異稱】好色物とも。【解說】好色生活を取扱つた浮世草子（別項）の一種。これを大別すれば鶴物即ち斷章集と、續物即ち小說的なる筋を持つものと、說明的なるものとがある。最後のものは純文學の範圍には屬しないものである。前二者

に就いていふと、男性を中心としたものと、女性を中心としたものと、同性愛、同性々慾を取扱つたものとに分けられる。この最後のものを男色物といふ。【由來】世に好色本の起原を天和二年版の西鶴の「好色一代男」（別項）に說くが、なほその由來する所を尋ぬれば、これより以前に行はれた「遊女評判記」と「野郎評判記」と花街關係書とを擧げねばならない。「遊女評判記」は京都島原、大阪新町などの遊女を列擧して、その容色・技藝等について品評したもので、多少文藝的色彩を持つものである。延寶年間の「朱雀遠目鏡」の如きは、「一代男」の後半部に見える名妓を人物とした章と甚だ接近した性質を持つてゐる。恐らく「一代男」もこれ等に負ふ所が少くないであらう。「野郎評判記」は野郎役者等の容色技藝の品評をなしたもので、同樣に文學化された記述に成る。西鶴の「男色大鑑」（別項）の後半に見えてゐる野郎等に關する章の如きは、これと淺からぬ關係を持つてゐるやうである。花街關係書中で遊廓假名草子中に數へられてゐる「浪花艷」（別項）の如き、「たきつけ草」「もえくゐ」「けしずみ」（各別項）などの如き、遊里の風俗や遊女の手管等を記したものとの間にも相當の關係は考へられる。その他、談林俳諧との關係も看過し難い。延寶九年の西鶴が、「俳諧女歌仙」（別項）中には四人の遊女を擧げてあるが、その記述には好色本を想像させるものがある。宗因・西鶴等の連句中には、敷衍すればそのまゝ好色本の一章たるべきものが見出される。好色本の發生は、西鶴の獨創力に負ふ所が多いが、又これ等の先蹤に啓發されて出たものと見るべき節も少くないのである。

【時代生活との關係】好色本は、「好色一代男」の出た天和二年から元祿を中心として、寛永・正德年間にかけて盛行した。その後も跡を絕つてはゐないが、それは餘勢に過ぎないと見るべきである。こゝに時代生活との關係を見るに、德川幕府初期以來打續いた平和は、元祿の頃に至つて町人階級の勃興を促し、彼等の意氣を旺盛ならしめ、長く武人階級の威力下に屈してゐた彼等をして商工業の隆盛と富の充實とに隨ひ、その充ち滿ちた生命力を十分に伸ばして生きようとするに至らしめた。かくして彼等は致富の方面に潑剌たる精神を示して活動したと共に、又その富力を以て現實生活を享樂する方面に於ても豪華な生活振りを見せた。未だ敎養に於て低級の域にあつた彼等であつたから、その求めた享樂的生活は、官能の刺戟を追ふ所のものに過ぎなかつた。かくして元祿町人の寬濶伊達を裏うた豪華な世相を展開した。浮瑠璃・歌舞伎の流行といひ、遊里花街の繁昌といふが如きは、かかる生活の著しい一面であつた。中村內藏助・淀屋辰五郎・茨木屋重齊・紀伊國屋文左衞門・奈良屋茂左衞門などは、この時代生活の代表者であつた。官能的享樂生活の中心は好色生活であつた。好色生活とは、愛慾とその周圍に展開する所の社交・遊戲の生活であつた。かゝる生活は、一般社會、家庭に在つては、その秩序、平和を紊亂すべきものであるから、その存在を可能ならしむべき、遊里といふ特殊社會の發達を來さしめ、これをして單なる賣笑窟たる以外に、社交の情趣を滿足せしむべき社會たらしめた。さうして遊女をして賣笑婦たる外に、諸種の技藝等に堪能な社交婦人たらしめた。これは主として好色本の世界に現るゝ高級の遊女に就いていふのである。かゝる社會に入つて好色生活を享樂した所謂遊客なるものにも因より樣々の階級はあつたが、同じく好色本の世界に現るゝ高級なるものに就いて見ると、所謂大壽粹客で大富を有する上に、世故人情にも熟通し、各種の技藝等にも通達して、よく社交界の中心に立ち得べきものであつた。好色生活の興趣は、かゝる遊客・遊女を中心として、揚屋夫婦・幇間・引舟女郎・禿・遣手等の男女を加へ、時としては遊客附屬の學者・文人・藝人等をさへ入れて成立した遊びの中に湧くのであつた。佛し遊びはすべて、しかく大勢の賑やかな豪華な中にあるのではなかつた。少數者の靜かな、しめやかな、優雅な、時としては奇拔な中にも成立するものであつた。畢竟樣々の場面に、樣々な人に由つて、樣々な現れをなすのであつた。そこには愛慾の展開することは勿論であるが、又それなくとも社交と遊戲のみでも存在は妨げられなかつた。かゝる好色生活は主として遊里・遊女を中心として存在し、好色本は主としてそれを取扱つてゐるから、自然好色本中に傾城物の名目も起つた。一般家庭に於ける好色的生活は、自然淫溺、亂倫を意味するので、作者は自然これを避けてゐるが、この方面は、單に讀者の性的充實を目的とした特殊な好色本に多く取扱はれるやうになつてゐる。これ等は、性慾又は性慾的遊戲の露骨な描寫と、それに伴うた淫猥な艶費とを以てしてゐる。當時の好色生活は、夢態的な同性間の愛慾方面にまで展開して、歌舞伎の舞臺子・陰子などの存在を見るに至つた。かくして好色本の領域は、この方面にまで擴つて所謂男色物となつた。この男色は武士階級の惡弊の一でもあつたから、この種の好色本には、その兩面が現れてゐる。さうして武士の場合は、そこに一種の意氣地が生じ、そのための血腥い決鬪や敵討を伴うたので、男色物は一面敵討物であつたり、意氣地や義理の物語であつたりする。好色生活の盛行した時代の人には、好色生活に通曉せんとする欲求があつた。この欲求に對して好色生活諸般の知識を與へんとした說明的な書が出た。これは非文學書であるが、古來これを好色本中に數へてゐる。「好色訓蒙圖彙」「好色貝合」「男色十寸鏡」（各別項）の如きこの類に屬する。

【作者】西鶴を初めとして西澤一風・江島屋其磧・八文字屋自笑（各別項）の如き知名の作者の外に、烟月亭林鴻・由之軒政房・好色軒團水・桃林堂蟹齋などの名が見えてゐる。　（藤村）

好色萬金丹　浮世草子　五册

【作者】未詳【刊行】元祿七年【諸本】傾城太々神樂（寶永二年改題再版）は多少改寫されてゐる。浮世草子集（日本名著全集）所收。

【解說】五卷二十說話。各々獨立した一說話より成る。卷一の一、一步の數「籠貫が三千貫の身代となつたも同じためしなり云々」は、立身大福帳（別項）卷三では「椿一本で立身の久三」の說話となつてゐる。卷一の二、通變のうらなひは「好色二代男」（別項）卷八の「流れは何の因果經」の趣向をそのまゝ踏襲したものである。のみならず篇中到る處に「二代男」の模倣を見る。好色生活の中に町人生活を織り込んである處も、「一代男」よりは「二代男」に近いことを思はしめる。文章又西鶴を摸して遙かに至らざるもの。低調にして緊密性を缺き、各篇の結びの言葉の如き一篇を生かすべき筈のものが、却つて言葉の遊戲となつてしまつてゐるものが多い。全篇を貫いてゐる

【結論】この主人公も「それから」（漱石）の代助の如く、現実を常識と感覚の外に求めて、あるべき理想を追ひ、彼は考へて行動する人間である。若しむだに考へる人間である。その意味に於いて、最分自叙傳的結構を行つた作品の中に数へうることが出来る。〔青土〕

虞母講と書話（ごぼこうとしょわ）【解説】カノッサ・ヤ・ヤ・ルの日の来は三月八日子身の内の病が、天に対して未人の医者を頼みとしてこれを治すから、この二来は書らないがそこいふ治すから治は交術が元である。それが我が国にも輸入されて、人が治はれ交術が元である。それが我が国にも輸入されて、人が治はれ交術が元である。それが我が国にも輸入されて、人が治はれ

回年十一月号(同誌)に入選。ここには二十八年末の時点までの作品が見られる。この頃刊行の著作には「愛と死の記録」(昭和三十年)、「夜の鼓動」(同年)、「月の出る海」(同年)、「石膏詩人」(二十七年)、「夏の海辺の墓」(二十七年)、「愛の記録」(二十六年)等がある。二十九年には発表した作品で新小説賞を受賞した。二十八年に刊行された「愛と死の記録」は、「愛と死の記録」「月の出る海」「夜の鼓動」「石膏詩人」「夏の海辺の墓」「愛の記録」の六篇を収めた。

作者 田辺聖子

【作風】彼の小説は、彼の青春期・彼の青春・彼の青春期・彼の青春期・彼の青春期

義運動、記憶とは藤原定家卿の詞をもつて、そのお以外に、即ち今いふ所の新勅撰、新しいふたちの半部藤原の撰定を見るに至つたのであるそれは明治の末頃から別治に於てはつてであるこの半部藤原の大部分は江戸時代の作品であるこの半部藤原の大部分は江戸時代の作品である。【名所】江戸時代の作品である。【名所】江戸時代の作品である。【名所】

多磨村に生れ、同四十四年一月二十四日没す。享年四十一。【図書】十八歳にして同郷の田山花袋の赤城山荘に寓し、彼の氏を主宰する「文章世界」の編集に参画し、彼の自然主義的自由主義思想の影響を受けて、明治三十八年十一月以後、雑誌「新潮」の編輯に入り、雑誌「文章倶楽部」の編輯に当り、同四十年一月以後、雑誌「新潮」の編輯を引き受け、同年十二月、雑誌「文章世界」を刊行。三十六年十月、雑誌「文章倶楽部」の編輯に参画し、同年十一月、発起人の一人として雑誌「文章世界」を刊行。同年十月、雑誌「文章倶楽部」を刊行。同年十一月、発起人の一人として雑誌「文章倶楽部」を刊行。三十七

考察言語学 かんがえることばのがくしゅう 言語学 六巻 幼【著者】井上文雄【発行】明治三十年【内容】本書は言語学の目的・方法・分類・発達・変化・文法・文章・文体・文字・文字の起源・言語の系統・言語の分類・言語の発達・言語の変化・言語の分類・言語の発達・言語の変化・言語の分類・言語の発達・言語の変化

【内容】[illegible]三十巻の[illegible]を[illegible]文[illegible]に[illegible]、[illegible]三[illegible]、[illegible]三[illegible]。[illegible]及び[illegible]は[illegible]。[illegible]は[illegible]。[illegible]の[illegible]は[illegible]。[illegible]の[illegible]は[illegible]。[illegible]の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

にあるかといふ。【刊行】元禄十二年(但し寛文九年の初版本、寛保三年の三版本もあり)。【諸本】内閣文庫・東京帝大図書館等に蔵す。【解説・作風】本集は光廣の死後、その孫貴慶が整理し、跋を加へて刊行したものである。第一冊は寛永十四年の院御清判百首、第二冊は部立歌春・夏、第三冊は部立歌秋・冬、第四冊は部立歌戀・雜、第五冊は部立歌祝・神祇・釋教、第六冊は雜に分たれる。光廣は細川幽齋の學統を承けた直系者で、その古今傳授をも總承した。大臣の家に生れ、德川の初期には權大納言まで累進した人なので、その歌も多分に堂上風はあるが、風に經學を修め、超世的精神を奬つてゐたために一種清高の趣を得て、圓子の引きしまつたものが多い。本集を讀み味へば、容易にこの點を看取することが出來る。なほ本集に題詠の尋いのは當時として珍しいところではあるが、掛詞的技巧を弄せる歌は集中に少からず見える。左に本集の代表的と稱すべきものを擧げよう。

あけゆくの雲もたつなり飯炊すそのの水にかゆをひたして

白たへの月の袂の理とりて卯の花垣は植ゑしとぞ見る

起に吹く春かぜたのめ雪卯の花にぬく露の玉のもろみむ

(聖護院清)

講餘雜談　かうよ　ざつだん　一巻　寫【著者】中野貞恬(肥前國島原藩儒士)【解説】文武兩道を講習する青年者流の心得になるべき事どもを擧げ、多く古事を引いて諒解し易からしめてゐる。渡邊崋山・佐藤一齋外者切敏事より鈴木大學指物之事に至る六十五則の小話を收めてある。敍跋はない。　(和田)

功利主義　こうりしぎ　(英) The Principle of Utility or Utilitarianism【語義】一般的には、或る種の有用(Utility)、又は快樂(Pleasure)を、個人又は社會に與へることを行爲の目的及び規準とする倫理觀である。この倫理觀が特殊化されると、自由放任主義の經濟論ともなれば、民本主義の政治論ともなる。この理論は十八・九世紀を通じて、英國のヒューム、ベンサム及びJ・S・ミルによつて體系化されたものである。ヒュームに於ては、有用又は快樂を單に個人に與へることを以て行爲の目的及び規準と考へられたが、ベンタムは最大多數者に最大幸福を與へることを、道德的善と見る謂はゆる最大多數の最大幸福の原理を發展させ、ミルに至ると、人類全體の幸福を道德的正義の目的及び規準とするに至つた。こゝには既に人道主義の色彩が寫へる。なほユーティリタリアニズムなる語は、ミルによつて作られたものである。

【功利主義の藝術觀】功利主義は藝術の領土へ移されると、功利のための藝術、又は人生のための藝術(Art for life's sake)といふ理論又は主張となる。功利主義の一般論では、有用と快樂とは同性質のものと考へられ、馬の足は走る役をするから美しく、眼はものを見るといふ役目を果すから美しいと解釋されてゐるが、藝術の世界では、有用と快樂乃至美とは甚だ伸が惡い。そこで何時でも藝術は有用のために存在せねばならぬとか、いや美のために存在すべきだといふ議論が絶えないのである。前者が即ち功利のための藝術論、後者が藝術至上主義(別項)の論である。この功利主義の藝術觀を代表する者はトルストイである。彼はその著「藝術とは何ぞや」の中で、現代の目標・傾向となつてゐる最も普遍的な感情、即ち四海同胞乃至は一視同仁といふキリスト教的感情を傳へる藝術こそ最も普遍的であり、それ故に最も勝れた藝術であると說いてゐる。この藝術によつて彼は人々を互に握手させ、人類を幸福に導かうと考へたのである。この點、明かに彼は功利主義の觀點に立つてゐる。彼を宗教的立場に居るものとすれば、マックス・ノルダウの如きは社會學的の立場に立つて、藝術に於ける功利主義を主張してゐる代表者である(彼の論文「藝術の社會的使命」に詳しい)。廣くいへば自然主義の主張にも、又は最近のプロレタリア文學の理論にも、この功利主義が働いてゐる。藝術の理論又は主張としては藝術のための藝術論が偏頗であると同樣に、これもまた決して完全無缺な說ではない。　(宮島)

江吏部集　ごうりぶしふ　詩集　三巻【著者】大江匡衡【名稱】江は大江、吏部は式部省の唐名で著者が式部大輔であつたが故にかく名づけられた。【本朝書籍目錄】詩家の部には、「江匡衡集二卷」とある。同じものであらう。【成立】集中の詩を檢するに、寛弘七年八月十五夜、湯藥を事として近江にゐた時の作があるから、寛弘七八年の頃に成立したものかも。而も同九年卽ち長和元年に卒したのであるから、その以前に自ら類聚したものと思ふ。【諸本】類從本は三卷七十二册、內閣文庫には寫本二部を藏し、一は慶長寫本(下卷缺)である。外に神宮文庫本、貞享元年寫三卷、彰考館本(寫一卷)、東京帝大圖書館本(舊南葵文庫本、寫一卷)等がある。群書類從一三二所收【內容】部立は天・四時・地・居處(以上上卷)、神道・釋教・帝道・人倫・文・飲食・火(以上中卷)、木・草・鳥(以上下卷)の十四部に分れ、それ〴〵の中、更に細分してゐる。【批評】その詩を見るに平安初期の如き文辭宏富にして活氣ある作はなく、何れも强弩の末、俗氣が多い。匡衡の詩の內容は、主として異世儒業の偉功を述べ、自ら兩朝に侍讀として勞した事を自ら矜恃するの意が多い。その點で詩趣に缺ける憾が少くない。又詩の體を見るに駢儷の彫琢が多いが、生氣は無く、その詞概ね平坦で想平俗である。集の中卷に、自樂天と江家の事を記して、

近日、類編命、題文集七十卷。夫江家文章、江家自樂天之恩惠。故何者、延喜聖代、千天聖時、父子共寫文集之侍讀、天德聖代、雜時、寄先父子共寫文集侍讀、保元今、豐時、延喜天聖之故事、匡衡尚寫文集之侍讀云云。

と見える。故にその詩に白氏の風を學んだ事も推察に難くない。江村北海は「日本詩史」卷一に匡衡の詩を評して、「多稱宮閣……其作類失粗豪、且不免俗習……無疵瑕者無幾」と言つた。その末句はやゝ酷評であらう。江戸時代の詩人から見れば、或はその言の如くであらうが、林恕の「本朝一人一首」卷五に「雖勞而不宮體」とある評が寧ろ當つてゐる。　(山崎)

向陵集　こうりようしふ　歌集　一巻【作者】野村望東尼【成立】文久三年【諸本】望東尼歌文集(佐佐木信綱・大久保高明共編)・近代名家歌撰(校註和歌叢書)・明治初期諸家集(校註國歌大系)所收。【解説】文久三年十一月の、御大殿言道の序文がある。但し慶應三年に六十二歲で歿した著者の、六十の賀の歌などがあるから、晩年に至るまで、殆補を怠らなかつたのである。長歌も入つてゐて、凡そ年代順に作品を並べてある。天保三年著者二十七歲からの歌がある。集中には、「皆月照・谷梅之助(高杉晉作の變名)・平野國臣、七騎落の人々の中の三條實美卿などに寄せた歌もあつて、明治維新の側面史を窺ふ感がある。【作風】二つに分れて、師言道の歌風を襲うた文學的作品と、懷慨の情を寄せた述懷の歌とがある。雄調の清新、觀察の奇警、印象の鮮明、用語の自由輕妙なのは、師言道を學んで至つたものである。技巧を弄せずに、力强い表現の中に詩情の人に迫るものがあるのは、その人格の現はれであつて、江戸時代第一流の女歌人といふべきである。左に作例を擧げる。

西遊大人を我が歌の師とたのみし時

初によみたりし年の始の歌

ただ一夜我が寢しひまに大野なる三笠の山に霞こめたり

谷梅といふ人世を憚りてありけるに

夕涅き雪のうちなる梅の花煙れながらも君やはかくるる

【參考】野村望東尼(佐佐木信綱・歌學論纂)○もとのしづく(三笠郡子)○野村望東尼と其周圍(久保田之吉・國語と國文學昭和五・四)(佐佐木)

光琳派　くわうりんは　繪畫【解説】光琳は、緒方惟義から出て、山本素程の門に入り、後江戸に赴き、狩野安信に師事し、また俵屋宗達の畫風に私淑し、遂に一家をなし、享保元年(一三七六)四月、五十六歲を以て歿した。この畫風を追ふ一派を光琳派といひ、光琳の弟乾山を初め、渡邊始興・立林何晨・酒井抱一・鈴木其一・池田孤村等はこの派に屬する。水墨濃淡の草畫もあり、濃彩華麗の純畫もあるが、草畫は彼の特色ではなくして、裝飾趣味の畫によく光琳の風手を偲ばしめるものがある。要するに光琳は工藝家であつて、光琳一流の手法を出したのである。光琳派は無論大きな存在であるが、その由つて來る所は宗達であつて、又光悅の影響をも受けてゐる。　(藤懸)

尾形光琳

- 酒井抱一
  - 俵屋宗理
  - 渡邊始興
  - 立林何晨
- 鈴木其一
- 酒井鶴通
- 池田孤村
- 中野其明
- 酒井道一
- 山本光一

こうろぎ草子　こうろぎ　御伽草子　一巻【名稱】正しくは「こほろぎ草子」で、主人役の蟲の名を取つて附したもの。【成立】室町末期か。【諸本】新編御伽草子下卷・日本文學大系第十九卷所收。【題材】異類物、歌物語。內容は擬人諸蟲の詠歌會で、同じ異類の歌合物、卽ち「蟲十五番歌合(鳥十五番歌合)」「十二類繪詞(草上別項)」の前半等と類稱のもので、特に「蟲十五番歌合」の原形が本書かと考へられる。【梗概】秋の末、草庵に獨り月を眺めてゐると、叢に數多の蟲が集まつて物語するのが聞える。こほろぎが進み出て、皆々に向ひ「我々蟲の身の上ほど淺間しく果敢ないものはない。樂しい春も一時で、夏去り秋過ぎ、やがては露の命と消える。今宵の月影に各々三十一文字を連ねて思を述べ、亡き跡の形見ともしよう」と言ふと、蟲共は感勤して、形は貧相で、風流心も無く夕暮から夜中まで、ただ悲しく啼き通す凄のみ聞いてゐたが、あはれに優しいこほろぎ殿の志と泪を流し、蜘蛛が夜も更けぬうち疾く疾くと促すに、蓙業の上に座を構へて、こほろぎ・はたおり・鈴蟲を初め、芋蟲・蟻・やすで・蜂に至るまで、各々一首づつ三十五首を詠み出でた。此處に、蟲の歌仙を承んで判者となつたやうこうし中納言在原のひきがへる朝臣信行卿、夜明けぬうちに會を閉ぢようと言ひ出して、ゐもりに歌で唱られ、立腹して返歌して論じ合ふのを、こほろぎが調停して各自別れて蓙の中に歸つた。　(島津)

勾勒法　こうろく　繪畫【解説】東洋畫法上の術語で、色彩を主とせず、筆墨で形象をくくり出して畫く手法をいふ。「芥子園畫傳」三集に「花卉を畫く法、類たる四あり。一は則ち詞勒着色法にして、その法、徐熙より工となる。花を畫く者、多く色を以て彙して成せども、獨り墨を落して、その枝葉蕊蕚を寫し、然して後に色を傳け、骨格、風神ならび勝る者これなり」といつてゐる。　(藤懸)

幸若舞　かうわか　舞曲【名義】桃井幸若丸直詮に起つたので、かう呼ぶ。【起原】源義家七世の後裔桃井直常は足利尊氏に屬して戰功の認められぬを憤り、向背の途を誤つて越中の松倉城に退居して病死した。その子直知の時に、城は北朝方に攻略せられ、直知は脫して應永十九年義滿の丹生に近い所で六十五歲で歿した。その子が幸若丸で、時に年十歲であつた(幸若八郎九郎家系圖)。直常の弟直信の孫設信は松倉城陷落の後、剃髮して比叡山の光林房に住し、設信と呼んでゐた。幸若丸は設信の許に賴つて學問に勵んだが、天性音律の道に長じてゐたので、或る時「八島の軍」といふ草紙に曲節を附して吟唱した。山の學侶たちが、それに耳を傾けたので、且暮これを朗吟するに至つて、後小松院の叡聞に達し、參內を命ぜられて一曲を奏し、なほ勤を奏じてその類の曲數帖を集めた。これが幸若舞曲の起原である(幸若系圖)。卽ち排問動作として起つたものが、固定の藝となるに至つたのである。【沿革】當時草紙と呼ぶは、繪卷物又はそれを册子としたもののことで、草紙吟唱は必ずしもこの人に始まつたのでなく、「保元」「平治」や「平家物語」等を語ることは既に鎌倉時代から行はれ、「太平記」を讀むことも永享の頃から行はれてゐたのである。幸若丸の頃から幸若舞とあるので、開祖幸若丸の時にもう附いあつたのであらう。今遺存するものより判ずればさう言ひ得られさうである。舞は後に附けたのであらうが、「嘉吉記」や「應仁記」に幸若舞とあるので、開祖幸若丸の時にもう附い

酒井幸若丸　土佐光信畫(帝室博物館藏)

たものといふべきである。記事の剛柔緩急等に應じて、これを多少動作即ち振の上に示さうとした程度らしい。この舞に關する文獻は、「春吉記」に、

此事山名金吾本意ナキ事ニ思ハレ、石見太郎左衛門尉ガ所領ニトニタミ、或時三條殿ニテ幸若舞ノアリシニ、貴賤群集シ、ソノ舞ルサニ山名ガ扶ヲ遣シ、辻切ノ様ニ切ラセケル。

とあるを古しとする。この事といふは南朝方から神器の一なる神璽を盜み出して北朝方に差上げた事、長祿二年の所爲で、翌三年に殺されたのである。これに次ぐは「蔭涼軒日錄」の寛正六年八月の七・八・九三日の記事で、それに勸氣を蒙つてゐた幸若丸が、免されて將軍足利義政の嗣子義視に仕へ、細川勝元がこれを扶持すると記してある。その後、都を去つて越前に歸り、朝倉家の保護を受け、そこを定住地とした。幸若丸の後時には二種の傳へがある。一は明德四年に生れて文明二年庚寅五月二日に七十八歳で歿するとなし、一は同十二年庚子五月二日に歿するとなすもので、共に「幸若系圖」の說く處、「大日本史料」は前說を取り、他は「越前人物志」を初め概ね後說を取り、後裔も亦さう傳へてゐる。系圖の細說によれば、後說の方が正しさうである。幸若丸の後は、長男の直續と長女の婿の安義とが藝を傳へ、室町幕府の季世には、八郎九郎家・彌次郎家・小八郎家の三に分れ、江戸時代に入つては、相共に將軍の保護を受けた。直續は八郎九郎家の祖、安義は彌次郎家の祖、小八郎家は八郎九郎家から分岐したもので、これ等の家名は繼承者の幼名をさう呼ぶ慣例であつたために得た名である。享保の頃に至つて一時五家に分れ、安政・慶應の頃四家となつて明治維新に入り、秩祿を失ふと共に藝も滅びた。【舞曲の題材】昔過「舞三十六番」と稱へたが、それに二種ある。即ち貞享や元祿の「書籍目錄」に、「舞本並草紙類」と題して、

大織冠二番物　講伊二　信田二　百合若大臣二
夜討曾我二　十番切二　宮龍二　鳥帽子折二
高館二　敦盛二　景清二　烏帽子折二
八島二　伏見常盤二　文覺二　藤田二
笛島二　新曲一　和田酒盛二　和泉が城二
元服曾我一　小袖曾我二　四國落一　常盤御前一
昼夜討一　笛の卷一　伊吹一　磯萬が島一
馬盤一　未來記一　木曾國書一　鵜飼舞一
屋島一　入鹿一　神軍一　熊野一

を合せ廿六番舞本也と擧げ、これに續けて、

鎧櫛歌一　切番曾我二　靜二　夢合二

の四がある。これ等には幸若一流のフシグケをした寫本もあつて、明かに舞曲である。「群書一覽」の所載はやゝこれと異り、前記三十六番中から「藤田」と「和泉が城」とを除いて、「鎧櫛歌」と「夢合」を加へてある。これ等通計四十番の外に、

日本記　猿良　敦馬出（以下ヲ）

の三番があつて、抑確實に謠ひ且つ舞はれたなほ他に「相模川」と題するのがあつて、種彦の「續足利會物語」に「舞のさうし幸若本共」とあり、且つフシグケのある書もある（鳥津久基氏所說）といへばこれも加ふべきである。傍系大江の幸若（後に說く）では、「和泉が城」を勝負分といひ、「景清」の下卷を「能破」といひ、「常盤問答」を「敦馬問答」、「伏見常盤」を「山中常盤」といひ、又別に「羅賀」を加へて舞四十二番と稱へてゐる。又正系越前幸若の音曲目錄には、前曲名の外に、「勸進帳」「鬼桀山」「九穴貝」の三つがあるが、「勸進帳」は「富樫」の一部、他の二は「濱出」の一部に附した稱呼である。なほ他に小曲謠言物が二三ある。【類別】曲の長短によりて長中短の三に分けることも行はれたが、題材上からは平治物・平曲物・判官物・曾我物・太平記物・特有物の六に分つべきである。平治物には「鎧櫛」「伊吹」「伏見常盤」「夢合」の四、外に便宜「馬揃」と「濱出」とを加へ、平曲物には「碇賀が島」「文覺」「木曾國書」「那須與一」「敦盛」の五、判官物には「笛の卷」「未來記」「鞍馬出」「烏帽子折」「屋島」「討」「四國落」「靜」「常盤」「義經」「八島」「清重」「和泉が城」「高館」の十四、曾我物には「切番曾我」「元服曾我」「和田酒盛」「小袖曾我」「夜討曾我」「鎧櫛歌」「相模川」「入鹿」「大織冠」「百合若大臣」「信田」「藤伴」「日本記」「猿良」等を配すべきものの如くである。題名より見れば、謠曲と共通のものが多いが、文も構造も別で、謠曲は幽玄をねらふ能の脚本であれば、自ら秋波に屬し、これは主として勇武を現はさうとするのであるから硬派に屬し、文體は散文、吟唱の曲節も語るといふに近く、舞技も極めて簡率である。

【物語類との關係】判官物には「義經記」（別項）とほぼ同文のものがあり、曾我物には「曾我物語」（別項）に酷似してゐるものがあつて、彼我の間に借借關係があるは明かだが、「義經記」「曾我物語」共に作成年代が不明なので、作の前後觀上よりして借借を判定を得ない。この二物語に先立つて、「一谷合戰繪」「義經群高松」「高館合戰圖」「九郎判官義經奥州泰衡等被討伐繪」「平家繪」等の繪卷物が世に流布してゐた。これ等を基として巧に綴り合せたのが「義經記」であるかと思ふが、幸若舞曲の判官物は、この原繪卷の詞によつて構想したか、「義經記」を載籍して作つたか明らめ難い。曾我物の方も同じく關係が不明である。特有物は古說話の繪卷物、又は冊子となつて世に行はれてゐたものに手を加へて作成したのであらうか。「百合若大臣」「入鹿」「大織冠」「信田」「日本記」等は外に見られない想に成る。【曲調】滅亡したので、正系の曲節は知られない。大江の幸若を聽けば、何れの曲も萬歳に近似してゐるのを感ずる。殊に掛合や同音の所に著しいが、兩者は姉妹藝でなく、萬歳の人たちが幸若舞曲、例へば「濱出」「夢合」「和田酒盛」「那須與一」等からめてたい文句に富む一節を借用し來つて、禁裏幕衙その他で舞に合せて謠つたのである（山科言繼卿記。幸若舞

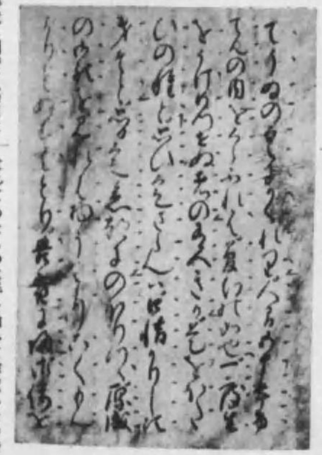

繪前幸若曲節集

曲の謠ひ方は七八分まで語り、他は謠ふといふ程度で、必ずしも萬歳の如くでなく、正系の越前に曲の名目として、

コトバ　イロ　イロ調　フシ　カ、ルッシ　同音
同音ツメ　サシ　サシイロ　イル　フル　フルフ
シ　クドキ　サシクドキ　ロンギ　シホル　アタ
ル　クル　ツメ　上　中　下

等の二十數種あり、大江のにはこれ等の外に、

ヒロヒ　ユリ　モヤ　ハル　キザミ　ウケ　カケ
クセ　イロガカリ

等十種程あつて、これを併行藝たる能樂（別項）の節の名目に合せては、コトバ・フシ・カヽル・同音・サシ・クドキ・ロンギ・クル・ヨミモノ・クセの十を共通とし、先行藝の平曲（別項）に合せては、コトバ・クドキ・ヒロヒ・ユリ・サシ・ヨミモノの六を共通名目とする。この上より判じても、幸若丸は朝夕叡山に於て耳にした聲明、即ち唄讃偈頌の曲調のみを棄ぜず、當代人の愛好した平曲や宴曲（別項）、特に曲舞（別項）の曲節を取入れて、一種の集大成の許に成功したのである。但し謠曲（別項）に比しては聲明味の勝つもので、比叡の山で生れた音藝として講取れさうなものである。【伴奏樂器】大江は小鼓一挺だけで、大鼓も笛も太鼓もない。但し寛永の刊本「夢合」に幸若舞と認むべき挿繪があつて、それには大鼓・小鼓・笛各一を描出してある。時にこれ等を用ひたこともあつたのであらうか。【服裝】幸若丸の肖像によつて判ずれば、折烏帽子直垂に小さ刀の當時のまゝで演じたものの如く、それが「七十一番職人盡」の繪に最もよく合する。越前のは三人で掛合に謠ひ且つ舞ひ、大江のもそれを繼承して、能の如く太夫・ツキ・ツレと呼ぶ。而して太夫は立烏帽子に裃機長袴小さ刀、持物は扇、ワキとツレとは烏帽子が横さびの折烏帽子が舊慣。

【舞の傳統・舞振】舞樂（別項）の手の内から面白いのを取つて作つたのが白拍子の舞（別項）

寛永　夢合

はこの曲舞の型を保有して、益々語り且つ謠ふ方面に進んだものか、山科言繼は幸若門下の山本四郎左衛門一派の演藝を常に曲舞と記してゐる。正系越前は江戸の初世に舞を捨てて、「古より舞候儀は無御座候」と一切の古記錄を否定して舞ひ得ない體面を繕つた。昌平日久しく、秩祿によつて生活の上に憂がなく、且つ田舍住居の身に何の刺戟も無かつた結果、歴史のある家の藝の肝要部を亡滅せしめたのである。大江は幸にして舞をも今に傳へてゐる。【大江幸若の傳統及び舞振】ここの系圖には幸若の傍系大頭だとあるが、古來幸若とのみ呼んでゐる。その系圖には、初代幸若彌次郎の門人、下北面の武士山本四郎左衛門直義は、天性異相にして大頭大軀であつたがために、だいがしらと呼ばれたとある。元祿年中の書、「圓光大師行狀畫圖繪詞」に、延年舞伎を列擧してある中に、大頭とあるが、これは他の延年關係の書に出ない名目であれば、後に加へられたもので、幸若流のものをいふのでもあらうか。山本の門下に百足屋善兵衛といふ京の町人があり、後柏原院の御宇に參內して、山本の服裝に倣つて素機烏帽子に小さ刀で、立舞を天覽に供した。これが大江幸若で素機を着する起りである。善兵衛の門下、大澤大郎幸次は、天正十年筑後山下の城主蒲地鑑運に伴はれて筑後に下り、蒲地の家來田中直種がこれを傳習して子の直俊に傳へ、直俊は久留米の猪口直勝に、直勝は神川の櫛井直邦に、直邦から重富直元に、直元から天明七年正月松尾將壽に傳へたのが、今福岡縣山門郡瀨高町字大江に遺存する幸若なのである。明治の末年以降古老は相次いで歿したが、幸にしてまだ「日本記」「安宅」「夜討曾我」「那須與一」「八島」「高館」「泉が城」の七曲が確實に傳はつてゐる。その舞は品位を維持し、體に隙を見せぬを第一義とし、敬禮に古型を扇子を許さない。即ち體をやゝ前方に屈めて左足よりすり足で出で、目を物に觸れぬが規定、技は極めて簡易、文の內容には緊密な關係を持たせず、時に兩手を左右に開いて長々と述べ、時に扇を開いて諸手を兩脇に着け、勢を附けようとしては足拍子を踏む。特に太夫が情の昂まりを現はさうとしては、ワキ・ツレの前を往返することもあり、太夫・ワキ・ツレの三人が揃つて舞臺を一周することもあるが、能の如く父は踊の如く、さす手引く手に變化を見せることが無くて、技巧味に乏しい。假面は附けず、役の持場は多少きまつてゐても、服裝を改めるでもなく、詞の受渡しだけはあるが、文章が元來叙事式の物語體に出來てゐるので、語るところ舞であつて、劇ではなく、物語の內容を聽かせるのが主目的で、舞技は補助手段たるに止まる。【陵替】幸若舞曲は幸若丸の時に大成したもので、「新曲」だけが長男直續（明應九年九月五日歿、享年四十六）の手に出來本の服裝に倣つて素機烏帽子に小さ刀で、立舞を天覽に供した。これが大江幸若で素機を着する起りである。善兵衛の門下、大澤大郎幸次は、天正十年筑後山下の城主蒲地鑑運に伴はれて筑後に下り、蒲地の家來田中直種がこれを傳習して子の直俊に傳へ、直俊は久留米の猪口直勝に、直勝は神川の櫛井直邦に、直邦から重富直元に、直元から天明七年正月松尾將壽に傳へたのが、今福岡縣山門郡瀨高町字大江に遺存する幸若なのである。明治の末年以降古老は相次いで歿したが、幸にしてまだ「日本記」「安宅」「夜討曾我」「那須與一」「八島」「高館」「泉が城」の七曲が確實に傳はつてゐる。その舞は品位を維持し、體に隙を見せぬを第一義とし、敬禮に古型を扇子を許さない。即ち體をやゝ前方に屈めて左足よりすり足で出で、目を物に觸れぬが規定、技は極めて簡易、文の內容には緊密な關係を持たせず、時に兩手を左右に開いて長々と述べ、時に扇を開いて諸手を兩脇に着け、勢を附けようとしては足拍子を踏む。特に太夫が情の昂まりを現はさうとしては、ワキ・ツレの前を往返することもあり、太夫・ワキ・ツレの三人が揃つて舞臺を一周することもあるが、能の如く父は踊の如く、さす手引く手に變化を見せることが無くて、技巧味に乏しい。假面は附けず、役の持場は多少きまつてゐても、服裝を改めるでもなく、詞の受渡しだけはあるが、文章が元來叙事式の物語體に出來てゐるので、語るところ舞であつて、劇ではなく、物語の內容を聽かせるのが主目的で、舞技は補助手段たるに止まる。【陵替】幸若舞曲は幸若丸の時に大成したもので、「新曲」だけが長男直續（明應九年九月五日歿、享年四十六）の手に出來

（遠見之図野菊）　無　若　春　江　大

反逆に屈せず、[illegible]に[illegible]を[illegible]られた。八歳九月十三日没、享年[illegible]。

[illegible]の[illegible]に住し、[illegible]に[illegible]を[illegible]られた。[illegible]の子百也は信濃・秀行・[illegible]・秀[illegible]。[illegible]。その子百也は信濃・秀行・[illegible]・秀[illegible]。[illegible]。[illegible]。

定の書。而して説明は国語の文法を説いたこと、及び文法式文章の代表といふ点に於て、我が文法史上特に注目すべきものである。

【参考】日本文法論　明治四十年刊　（春田）

古事小博　こじしょうはく　国学者　三巻【著者】

沼宮内恵美子【成立】安政四丁巳六月に成り、明治十年八月に脱稿された。【刊行】明治十九年九月（著者没後七年）その遺族によつて刊行された。【内容】国語・国文・国史・国地理・国産・国風・国学・国語・国文・国史・国地理・国産・国風・国学・国語・国文・国史・国地理・国産・国風・国学・

古歌集　歌集【編著】不詳【発行】「古歌集」と云ったのは、奈良時代から平安「古い歌」と言はれるものを集めたものである。【内容】他の「万葉集」中に、名の見え思はれる。

【参考】他の「万葉集」中に、名の見え思はれる。

古歌集　歌集【編著】不詳【発行】「古歌集」と云ったのは、奈良時代から平安「古い歌」と言はれるものを集めたものである。【内容】他の「万葉集」中に、名の見え思はれる。

明であるが、「万葉集」に収はれた部分は、歌数11首（巻十一）、「古歌集」に収はれた部分は、歌数11首（巻十一）、「古歌集」に収はれた部分は、歌数11首（巻十一）、「古歌

り、その周囲に鉤型を付け、鉤に掛けて用ひる。

箸　はし　【名詞】食物を挟んで口に運ぶ道具。竹・木・象牙・金・銀・銅・鉄・真鍮・ガラス・プラスチック・セルロイド・ビニール・ゴム・合成樹脂・紙・

比丘は僅か三十年程前迄の人であり、記貫之卷が分る。そうすると、この說文は二人の手に成つて書かれた二つの文書である事になる。その前半は本書が大書で、後半は記貫之卷の說を書き足す為に、その本文に「說案鈔」（同書）の說を書き加へ、「案語」（同書）の說は「案鈔」（同書）の說と書き加へたものである。現存本は「說案鈔」の外に、「同註」（同書）をも引用してゐるが、「案語」は「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古

の說は、記貫之卷の說と、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古今集說案鈔」（同書）とは、「說」としない。その他本書は「序」の「古今集註」を引用してゐるが、「古今集說案鈔」（同書）では、「說」と「古

中絶になりたゝや有。馬の絵に引懸にまかアれて引勝とゝゞ勝とゝゞる引　まかれて勝に引　勝にまかアれて引　勝とゝゞ勝とゝゞる引　情ありまの花のえん引。

木津ぶし

酒は酒屋によい茶は茶屋に女郎は木辻い。ゞ鳴川にゐないそな・いやさ月にやもどるおそて六月中。ゞろに引。丁が丁なら女ちびの丁なら。逢ひもしよゞやもの引見もしよゞやものを。すめて逢はゞと引。ゞ見もしよう。をものを。

【參考】日本歌謡集成巻六（高野辰之）〔落葉集　大正期〕

古今餘材抄（こきんよざいしょう）　註釋書　十卷　册數不同

【著者】契沖【名義】「萬葉代匠記」の餘材によつて成つたものとの意。【成立】著者は下河邊長流が「菅家萬葉集」「古今六帖」等で異同を註してゐた「古今抄」の校本に據つて「代匠記」著述の傍ら得た見解を記しつけて、元祿の初め頃本書を撰した。その後漸次書き入れを加へ、元祿四年八月一校を了つたが、錯亂が多く自らも讀み難くなつたので、翌年八月二十五日完成したのである。隨つて本書の傳本には、元祿四年の年號のものと同五年の年號のものとの二種があるが、前者は河島氏藏の自筆稿本のみ現存する。【諸本】（一）契沖全集卷五所載本十卷。（二）註釋全書本。書名序の註を缺く。（三）寫本には、契沖の兄如水の淨書本（十卷、大阪府立圖書館藏）、契沖自筆稿本（闕本、八卷、河島紀太郎氏藏）、契沖自筆淨書本（十卷、徳川侯爵家藏）、加藤拷直自筆本（闕本、五卷卷十五迄、帝國圖書館藏）、乾木田經雄自筆本（十卷、神宮文庫本）、清水浜臣手校本（闕本）、貞淵・宣長の説を書き加へ、宣長の跋文のある頃書古今餘材抄（二十卷、神宮文庫藏）、その他如水本の轉寫本が多い。【解説】本書は「古今集」の兩序並びに歌の全部について、詳密な考證的な研究を加へたもので、古今集新註の鼻祖をなすものである。先づ「古今集」の本文に於ては、「菅家萬葉集」「古今六帖」の外「和漢朗詠集」、諸家集及び「顯註密勘」（各別項）の本文等によつて異同を考勘し、註に於ては在來の研究を綜合して批判を加へると共に、あらゆる古文獻を引用して實證的に論述し、本文研究と註釋との兩方面から註釋を大成したのである。彼が參考した「古今集」註釋書は、顯昭の序註及「顯註密勘」「古今集」註釋書は、顯昭（各別項）の四書であるが、前二者は書名を明記し、概して重視してゐるに對し、後の二者は或註・或説・或抄として引用し、多くの場合否定を加へてゐる。彼は後の二者の傳聞的な註釋を排して、寧ろ定家以前の古註を信じたやうである。一條禪閤の説も引用されてゐるが「榮雅抄」から孫引したものであり、俊成の「古來風體抄」（別項）は必ず引用してゐるが、或は「兩度聞書」に據つて引用したかも知れない。彼が博引旁證に用ひた古文獻は和漢に亙つて數十書に及んでをり、多少は孫引もあらうが、大部分は彼自ら渉獵したのであらう。本書は「古今集」の註釋書として完成したものではなく、研究方面としても登樹・高何の投つた如く、歌の批評に就いては餘り精細ではないが、全體として後の研究家の標準となつたのである。ただ本文の考勘に於て「古今集」の異本を系統的に用ひる事を考へないで、「古今集」以外の歌集に據つたために、却つて「古今集」としての本文を亂す因を作つたのである。【類書】續萬葉論二十卷、賀茂眞淵全集第一增訂本卷七所載。「餘材抄」をやゝ簡にしたものであつて賀茂眞淵が編んだものであるが、後の人が、頭に諸家の説を書き入れてゐる。「續萬葉論」の本文は歌を全部掲げず、初句・作者・詞書の一部のみを掲げ、複雜な引用文を省いてゐる。著人の説には宣長のが最も多く、士清のは少く、春滿・眞淵・敬・綱・經雄等もあり、大部分は名を擧げてゐない。

【參考】國文學研究史　野村八良（契沖傳入松濤二（契沖全集第九）〔西下〕

古今六義諸説（こきんろくぎしょぜつ）　歌學書　一卷【著者】小澤蘆庵【成立】帝國圖書館に自筆本があるが、その終りに寛政六年八月書いたとある。【解説】「古今集」序の六義説は中世以降、歌書に引用され論議されたことは屢々であるが、この書は公任・清輔・顯昭・契沖等の説を基とし、自説を述べたものである。この書を書いたについて、「多年古今を以ていにしへを照し、又後世をてらして、この委に似たるをよしとより、似ざるをあしとのぞきたるは貫之主が歌にらべる心にならはんなり」といひ、續けて「中につきて序は歌の大本言の初を説ければ、くだりての世に家々の説臘、高家名家の庭訓口傳とてもこの意をもれたることなき、その根本なればあまたびは是を同志の人にかたるとて云々」と云つてゐるのは、彼が「古今集」を尊んでゐたこと、又その序文を藝術論として敬重し、それに對する古來の諸説を集めて研究してゐたことを物語つてゐるのである。【價値】「古今集」序の六義説について言及したものは、古來尠くないが、それ等を集成し、一部の書として纏めあげたのは、彼の「古今集」崇拜の念からなされたことで、この書中に明かにその事を言明してゐるのは、學術的なものとして以外、彼の歌論の方向をも指示してゐるものとして注意すべきである。六體論については、この書の外に、中臣由伎麿に「むつのことわりのかうがへ」（天明二年）があり、源維光は飯塚原氏の説の聞書「からうた六くさの解」（寛政十一年）を出し、同年、度貫常夏は「六義口訣」一卷をつくり、少しおくれて高橋蕣夢は「和歌六體考」を書いてゐる。かくの如く近世後期には六義説に對して單獨に取扱つたものもいくつか出たが、この書はその中に於て重要なものの一つである。〔藤川〕

古今六帖（こきんろくぢょう）　「古今和歌六帖」を見よ。

古今和歌集（こきんわかしゅう）　勅撰集　二十卷（一册又は二册）【撰者】友則・貫之・躬恒・忠岑【序】假名序、貫之撰。眞名序、淑望撰。【名義】晉道は後晉にて「コキン」とよむが、本來は、呉音にて「ココン」とよむべきである（安藝雜記）。隆家は「ココン」とよんだ（袋草紙）。晉道には略して「古今集」といふ。【別名】續萬葉集（眞名序）【名義】古は萬葉集以後を、今は撰集當時をさし、萬葉集以後當時に至る迄の歌を集めたものとの意。開卷の歌「年の内に春は來にけり」に、古今の二字が含まれてゐる（麻葉聞書）。【成立】延喜五年、詔が下つて各自の歌を寄り、併せて萬葉集以後の歌を撰ばせ給うた。「貫之集」に、「延喜の御時やまと歌しれる人々（イをめして）いま昔の歌家らしめ給て承香殿のひんがしなる所にてえらばしめ給ふ、始めの日（イ他）夜ふくるまでとかくいふ間に御前の櫻の木に時鳥のなくを四月の六日の夜なれば云々」（別卷本）とある。而して假名序には四月十八日詔が下つたとあり、眞名序には四月十五日臣貫之等謹序」とあり、前掲「貫之集」には四月六日撰を始めたとあつて、

一　本寫古集歌和今古

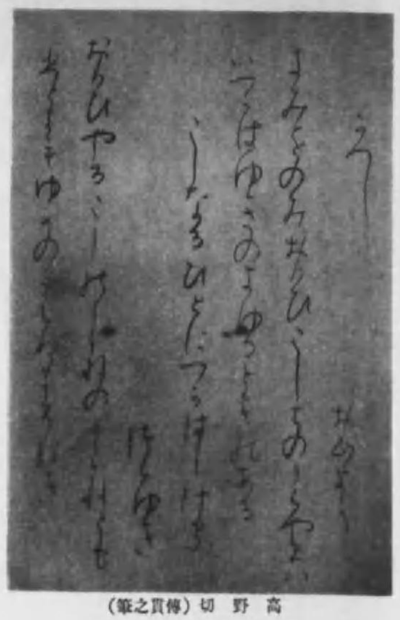

高野　切（傳貫之筆）

筋　切（圓戸家藏）

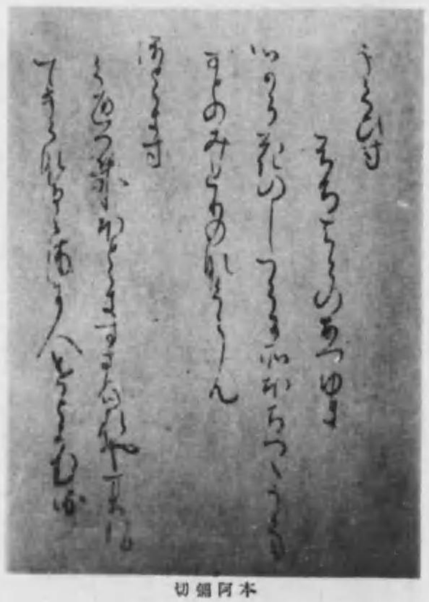

本阿彌切

元　永　本（三井家藏）

清輔本（前田侯爵家藏）

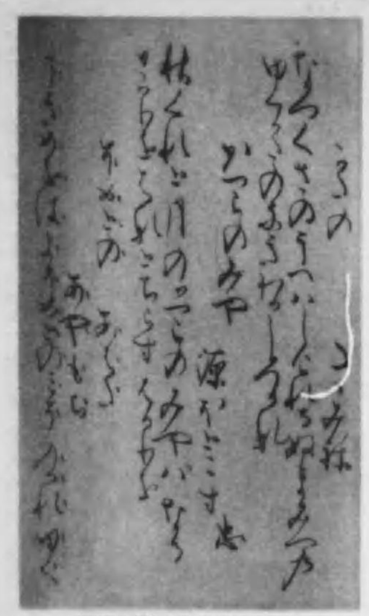

俊成本（柳原子爵家舊藏）

定家本（伊達伯爵家藏）

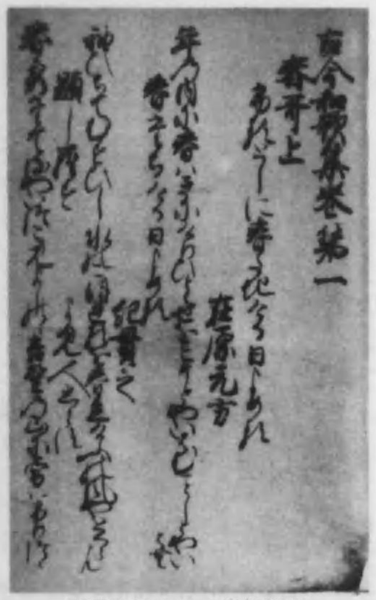

頓阿筆貞應本（宮内省圖書寮藏）

この接近した三日に別々の事柄が行はれたとあるので、その間の關係に就いて多くの假説が立てられる。然し貫名序の十五日は八と五とが草體で混同したもので、清輔本並に貞應本の古寫本には明かに十八とある。「貫之集」の六は十八の二字を一字に誤寫したものであらう（續京師）。然る時は、すべてが十八日に一致し、十八日に詔が下つて撰を始め、貫名序は十八日の氣持で書かれた事になる。泰覽は集中に延喜七年頃の歌があるから、それ以後であらう。始めは組織ふなくて「組萬葉集」といひ、後に部類を施し、二十卷として「古今集」と稱したといふから、撰集には相當の日子を要し、奏上の日は奉詔の日ほど判然としてゐないであらう。【諸本】異本が多い。（一）元永本。二册寫三井家藏、その一部を摸刷したもの（明治四三）、全部を活字に組み定家本との相違を明記した和裝本（尾上八郎校訂、二册、大正一一）、同樣な校註古本古今和歌集（尾上八郎校訂、一册、大正一五）がある。原本は元永三年七月二十四日の日附があつて書寫年代とされてゐる。内容は定家本と異なり、歌數が多く詞句の相違が甚だしい。貫名序はなく古註は本文として取扱はれてゐる。（二）清輔本。二册寫、昭和三年、青山侯爵家から刊行された前田家本（萬葉語學叢書）や嘉永六年刊の三代集本等がある。清輔は永治二年・仁平四年・保元二年等、度々書寫を繰返してゐるので、同じ清輔本にも少異があり、刊行された前田家本は保元二年本に屬する。この本は平安時代の異本數種から成つてをり、内容は定家本に近く貫名序と古註は清輔が書き加へた。（三）俊成本。二册寫、圖書寮藏、永曆二年俊成が墨縄院御本と基俊本に依つて書寫したものの系統にて、定家本の親本ともいふべく、貫名序は卷頭に墨滅歌は本文中にある。（四）定家本。（イ）貞應本。貞應二年の奥書があつて二條家の傳來本とされてゐる。江戸時代の刊行物は、すべてこの系統に屬し、最もよく流布してゐるが、誤脱又は私意による改竄が多い。文和二年の頓阿自筆本による古今和歌集（藤村作編、一册、昭和三）は正しい貞應本に復したものである。（ロ）嘉祿本。嘉祿二年の奥書があり冷泉家の傳來本とされてゐる。貫名序がなく、假名序の古註に「あさか山」の歌がある。尾上八郎氏所藏本によつた岩波文庫「古今集」（同氏校訂、一册、昭和二）がある。（ハ）素純本。建保二年及び嘉祿三年書寫の奥書のある吉川家藏の一本がある。（イ）（ロ）（ハ）はその内容が殆と同じいが、（イ）（ロ）の奥書は僞作らしい。（五）高野切・筋切・行成能切・本阿彌切等（すべて刊行）は、校異本の斷片である。

【内容】部類を春（上下）・夏・秋（上下）・冬・賀・離別・羇旅・物名・戀（一―五）・哀傷・雜（上下）・雜體・大歌所御歌に分ち、雜體に長歌・旋頭歌・俳諧歌を收めてゐるが、名稱は本に依つて相違がある。卷頭に假名序があり、大歌所御歌には神樂歌等の謠はれた歌を掲げてある。本に依つては卷後に貫名序がある。兩序の成立關係に就いては諸説があるが、「古今集」に附加せられたのは貫名序が殺である。清輔のいふ陽明門院本は序がないので、泰覽本は序がなかつたかとしてゐる。定家本には集本に墨滅歌がある。歌の形式は短歌・長歌・旋頭歌の三種があるが、短歌が大部分で長歌は僅に五首である。色彩の異なる歌に物名歌・俳諧歌・大歌所御歌がある。作者の數は百二十二人（内佚一〇人、女二六人）にて（古今集目録）、六歌仙（別項）並に撰者が有名で撰者の歌は多い。その他敏行・伊勢（各別項）が特色がある。讀人不知の歌が四三一首（古今集目録）あつて比較的古い時代のもの民謡的性質のあるもの等がある。歌の數は本により相違があるが、大略千百首前後である。撰集の方針としては「萬葉集」の歌は入れなかつたのであるが實際は二三ある。延喜五年以後の歌には、延喜七年九月十日の大井川行幸和歌が二首、同年六月八日七條后溫子の崩御を悼み寄る伊勢の長歌があつて、「奏覽」を延喜五年とする説では、後年貫之が書き加へたものとしてゐる。假名序は名文として假名文の手本とされ、立派な啖論とされ、又「萬葉集」撰修時代の考察に引用されてゐる。

【批評】剛健な素朴な荒削りな「萬葉集」の後を承けた本集は、優美となり纖麗となり平安貴族趣味に和らげられ磨かれて來た。もとより「古今集」は長い間の歌を含み、大體これを讀人不知時代の歌と六歌仙時代の歌と撰者時代の歌との三期に分つ事が出來る。讀人不知時代は萬葉的から古今的への推移の長い時代であつて未だ萬葉的な素樸性が多い。六歌仙時代の歌は業平・遍昭・小町等六歌仙と言はれる歌人の時代であつて、次第に技巧的にはなつて來たが、情熟の自然の表現としての技巧であつて、技巧的形式的にとらはれてゐない。撰者時代の歌は理智的になり、技巧にとらはれて來た觀がある。それは古今的歌風の中心となつてゐるやうにさへ見られる。さうしてこれ等の「古今集」全體を通じた著しい現象として情緒の反省化といふことが考へられ、それが情趣的傾向となり觀念的傾向を生み出してゐる。この傾向が表現としては種々の技巧となり、言葉の修飾が尊ばれた。戀詞・縁語などいふ言葉の上の洒落が起つて、永くその風を後代に殘すに至つた。本集の歌はかくして實生活から離れて遊戯的になつた。そしてまた理智的になつた。「春の色のいたりいたらぬ里はあらじ咲けり咲かざる花の見ゆらむ」の如き、その一例として擧ぐる事が出來る。自然の美を直に美として歌はずに、靜かに理性を以て現はさうとしたのである。而して本集中最も數が多く、且つすぐれた作の多いのは戀の部で、前後五卷に亘つてゐる。當時兩性間の關係がいかに重大視されたかが分る。しかもその多くは「歎く戀」「破れたる戀」を歌つて、その惱み・悲しみを抒べてゐる。「秋の夜も名のみなりけり逢ふといへばことぞともなく明けぬるものを」「忘れなむと思ふ心のつくからにありしよりけに物ぞかなしき」の如く悲觀的消極的の作が多く、本集の特色を示したものである。なほ洗練された言葉や言ひ廻しから來る流れるやうな調べの快さは、「古今集」の歌の重要な特質であらう。「たれこめて春のゆくへも知らぬまに待ちし櫻もうつろひにけり」「秋きぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞ驚かれぬる」などにもよく現はれてゐる。ただその調が雄大な點や靜寂な深みに乏しくて、優美纖麗にのみ止まつてゐる點は短所とすべきであらう。【史的地位】平安朝初期は漢詩文が流行し、弘仁・貞觀の頃には勅撰詩集を見るに至つたが、漸次純粹な國民的感情が醸成され、それを自由な假名で表現しようとする自覺的な機運が起つてきた。「古今集」以前にも和歌集は二三あり、和歌を朝廷に上ることもあつたが、それ等を綜合して國文學の形を明瞭に示したものは「古今集」であ

る。この點、和歌史の中に於ては勿論のこと、國文學史上に於ても甚だ偶要の地位を占むるものである。

【註釋書】(歌學書の中に他の歌集の歌と共に註釋されたもの) 俊頼口傳二卷又は五卷(藤原俊頼)(後撰類聚とも俊秘抄とも)○愚案抄三卷(藤原清輔)(下卷の中に百十六首の註がある)○古來風體抄二卷(藤原俊成)○秀歌之體大略二卷(藤原定家)○和歌色紙集三卷十卷(醍醐寺風に他の歌集の歌と共に註釋されたもの) 袖中抄二十卷(顕昭)○色紙和歌集五卷(惟輔?)(他の勅撰集の歌と共に註された獨立の註釋書) 僻案抄○八代集抄(各別項)。(古今集の註釋書として獨立したもの) 古今集濁頂部秘歌百十六首注一卷(頼輔(無茂抄の註を編立させたもの)○古今和歌集註三卷(伝藤原定家)○古今集傳聞大學藏、珍書同好會刊行。古典全集古今集の附錄○教長無題)○顕註密勘三卷(別項)、定家○古今抄四卷(定家)、家隆の說を併記してゐる。廣島高等師範學校藏)○古今集證聚抄八卷(真家(弘長三年京都御所)、鶴見大學藏、珍書同好會刊行。古典全集古今集の附錄)○教長無題)○顕昭註古今集四卷(顕昭(顕昭參照

【参考】国文学研究資料館○国際日本文化研究センター○国文学研究資料館○国際日本文化研究センター

古今和歌六帖

ろくじょうわかろくじょう　藤原知家撰

六巻六冊。【国家】不詳。古い歌には貫之・貫之女・大伴家持・藤原知家の三歌人があるが、撰者たちの歌は少ない。知家は本書に明らかに「古今集」の歌が「古今集」と同句の相違を有する点で貫之女・大伴家持・藤原知家の歌を含む。歌数は約四千五百首。歌数を定め、部類の方法から考えて必ずや女性でなければならないから、書明の前年である。「古今和歌六帖」の表紙の裏面に本書所蔵者である人の書、藤人不知の書、法しもを「貫家集」の歌などのあるから、貫之の歌に他人の歌、藤人の歌から貫之女の歌に他人の歌、藤人の歌から貫之女人家明知家主説を否定し、部類の不定さを否定し、書明の年代を否定している。【内容】「古今和歌六帖」では、「古今集」以前の歌を主に「貫家集」の歌などを含む。「古今集」以前の歌を主に「貫家集」の歌などを含む。「古今集」以前の歌を主に「貫家集」の歌などを含む。

（『日本教育』）

あり「歴代の事蹟」であつた。又古語の本質は「神代の事蹟」であつた。それは知つて人倫によつて使ふ道理や教訓ではなく、「天地の自らなる心」であるに、その天地は神々によつて使ふ。給ふ。なほ国語と考へる国学者に、「古事」「古事」「日本文化論」が出かられた。【性質】国語学はその成立に於て、皇室を中心とした皇国の情熱に燃し、中世以後、我が国民思想を混淆に導いた儒教思想を排撃して、上代の純粋なる日本文化を復活せ

而して国学者はかくの如き目的を達成し、かくの如き結論を得んとする二つの源泉であつた。

国学は「古事」の研究と、「日本文化論」の研究とに分つ。「古事」の研究は、文献の考証・校訂・解釈・研究の方法論を確立し、「日本文化論」の研究は、古文献についての研究を通じて、日本文化の根本原理たるものを自覚しようとする意向に立ち、その結果を綜合して、「日本文化論」を樹立しようとするものであつた。

立せしめるに至つたものであつた。

化、更に言へば古代日本文化である。

であつて、これは後世の意識に於て、

ては、未だ外来文化に汚染されない以前の、我が民族の純粋因有なる文化を意味するものであつた。

つて水源に発する国民思想の中軸となり、国民文化創造の根本原理たるべき必然性と絶対性とを持つもの

であつた。故に、国学者は国学を以て人倫の道を説く教訓とせず、「天地の自らなる心」を説く原理

の「国学原論」（同書）であるとしたけれはならない。なほ国学と考へる国学者に、「和学」「古学」「日本文化論」が出かられた。【性質】国学はその成立に於て、皇室を中心とした皇国の情熱に燃し、中世以後、我が国民思想を混淆に導いた儒教思想を排撃して、上代の純粋なる日本文化を復活せ

代の純粋なる日本文化を復活せ

而して国学者はかくの如き結論を得んとする二つの源泉であつた。

を結論を目的

で、これは文献の研究と、「日本文化論」の研究とに分つ。「古事」の研究は、文献の考証・校訂・解釈・研究の方法論を確立し、「日本文化論」の研究は、古文献についての研究を通じて、日本文化の根本原理たるものを自覚しようとする意向に立ち、その結果を綜合して、「日本文化論」を樹立しようとするものであつた。

立せしめるに至つたものであつた。

化、更に言へば古代日本文化である。

であつて、これは後世の意識に於て、

ては、未だ外来文化に汚染されない以前の、我が民族の純粋因有なる文化を意味するものであつた。

つて水源に発する国民思想の中軸となり、国民文化創造の根本原理たるべき必然性と絶対性とを持つ

も

田春滿（別項）である。春滿は彼の學問に於てよりも、彼が生涯の結論ともいふべき「創學校啓」（別項）に於て國學の根本精神と研究對象に於ては春滿によつて確立せられ、基礎づけられたものの發展に外ならなかつた。即ち眞淵は「萬葉集」を中心とした古典の註釋的研究をその基礎として、特也に富んだ歌論・語學論・古道論・眞學論等を成果させ、更に古語による歌文の創作を試みた。隨つて國學史上に於ける彼の意義は、春滿によつて樹てられた目的に基く古語の闡明並びに復活にあつて、而もこれは彼の詩人的情熱による古代文化への憧憬を根基として行はれた故に、その門流に多くの歌人を輩出させ、又時代の上に尙古的機運を誘導させ、以て春滿に依つて所期された國學發展の第一階梯を實現し、來るべき宣長の研究に深い根柢を與へたのであつた。隨つて宣長の大成は契沖等によつて成された古語聰得を出發點となし、眞淵の詩人的洞察力によつて得た直觀に學的體系を與へたものであると言ふことが出來る。宣長の主要研究は言ふ迄もなく「古事記傳」（別項）であつて、これは「古事記」に對する註釋の形態を採りつゝ、而もあらゆる彼の思想・學說の母胎をなすものであつた。彼は「古事記」に對して信仰者の態度を以て臨み、これを神典として理解し闡明しようとした。隨つてその意向としては、哲學的並びに歷史的批評を排して、純客觀的に「古事記」編纂者の、又古傳傳誦者の意識をそのまゝ古代の事實とし、神々の意志として再認しようとした。併しながら、國學は春滿の創始以來、その根本に於て彼等の實なる理想自覺の要求に出づるものであつたから、それは寧ろ情意的內容として識得せられ、そこに一種の哲學的發展が成果せざるを得なかつた。

かくして彼の古道說並びに文學論が成立したが、更に一面に於て、かくの如き神典の意義を闡明し、神々の啓示を如實に認識する過程は古語研究に外ならなかつたから、彼にとつては古道研究即古語研究であつた。かくて春滿以來の佛儒排斥は、こゝに有力な根據を獲得し、佛儒並びに佛儒習合の神道を排擊することによつて中世的文化を否定し、永遠に純粹日本文化を形成發展せしめるべき原理としての古道を闡明し、國學體系の完成を見るに至つた。かくの如き宣長の學は、その個性的深さの故に、又所說の徹底のために、一面多數の信奉者を生ぜしめたと共に、他の一面に少からざる反對者を作つたことは事實であつた。而して彼の國學がそれ等の信奉者によつて繼承發展せられたと共に、又その反對者によつて補正せられ、發展の契機を與へられた所が少くないことも亦、見逃し難い事實である。反對者の主なるものは、「宋賀能比禮」（別項）の著者市川匡丸の如き儒者に多かつたが、また荒木田久老・村田春海・上田秋成等の如き國學者側にも存した。

〔四、社會的發展期〕宣長歿後の國學は、二派の分立を來してゐる。即ち家學繼承者たる大平・春庭・內遠及びその門下と、平田篤胤及びその門流とであつて、前者は文學・語學その他神典以外の文獻研究を主とし、古道に關しては一に宣長を祖述するに止まつたもので、伴信友がこの方面の代表者である。信友は所謂考證學者として知られ、宣長の文獻學的精神を體しつゝ特殊問題に及び、考證の精細を極める事によつて專門的に歷史方面への發展を示した。後者は神典研究を主とし、宣長の古道思想を繼承すると共にこれを神學的に發展させた事によつて、前者からは宣長學統の埒外に置かれたものであるが、國學に著しい社會的進展を與へ、維新の改革を齎すべき原動力たらしめた直接の功勞者はこれであつた。篤胤は信友と共に宣長歿後の門下であるが、宣長の古道學は「三大考」の著者服部中庸を經て自己に傳はつたとなし、忽ちにして多くの門下を得、他のあらゆる本居學派に對抗し、宣長の眞の後繼者を以て自任しつゝ、そこに新しい發展を示した。篤胤は初め宣長の祖述者であつたが、文化八年十二月に至つて、宣長の古事記絕對主義に反對し、記紀の外に祝詞・古語拾遺・出雲風土記・舊辭姓氏錄（各別項）をも併用すべきを主張し、これ等古典の比較研究によつて古傳說の還元的統一を試み、その原型として「古史成文」（別項）を作り、これが註釋として「古史傳」及び研究法論ともいふべき「古史徵」（各別項）を著はして、所謂「本書三部」を立て、更にその比較研究は淺繪・佛典その他にまで及び、支那・印度等の古傳を我が古傳說の轉訛とし、以て佛儒思想の批判及び佛儒習合神道撲擊の武器としてゐる。かくて古道に關しては、古代精神を如實に再認し實現しようとした宣長の後を承けながら、更に彼自身の宗教的要求に基いて、著しく哲學的・神學的性質を加へ、佛教・儒教のみならず耶蘇教をも採り入れ、而もこれ等を神道の派生として說くに至つた。かくて學的方法に於ても、又その對象たる古道についても、そこに幾多の性質的變更を示し、宣長の國學に內在する契機の發展としてのみ理解し難きに至り、國學の正系を以て任ずる宣長門下の大部分からは異端視せられたが、時代の上には一大勢力となり、國學者の運動として近世史上に大なる足跡を殘し、維新政府の要路に立つて、新時代文化の基礎建設に參畫するに至つた。

〔五、改造期〕かくの如き國學者の宗教的・道德的・政治的活動が漸次その影を潛め、また泰西學術の影響によつて歷史・法制・神話・宗教・美術・土俗等諸方面の學を獨立せしめ、主として國語・國文學方面の研究をその正系となし、文獻學的方面に於て新しい發展を示したのが明治年間に於けるこの學の大勢であつたが、更に近年に至つては、文獻學的研究の外に、新たに勃興し來つた文化學の影響によつて、國學本來の精神及び性質が復活發展しつゝ現在に及んでゐる。

【參考】國學三遷史 中野虎三〔國學史概說芳賀矢一〕○東國遺稿 藤岡作太郎○本居宣長 村岡典嗣○日本文獻學 芳賀矢一○近世史の發展と國學者の運動 竹岡勝也○國學發達史 清原貞雄○國學全史 野村八良○國學の前途 小中村清矩○陽春廬雜著卷八）○古典學の概念と其方法論 久松潛一（別冊全集第九卷第二編緒論）○國學とは何ぞや 芳賀矢一（國學院雜誌一〇ノ二）○國學內容の變遷を論ず 河野省三（同一九ノ二）○眞淵の神道說について 補本居翁（同、眞淵記念號）○德川時代に於ける國學の變遷 芳賀矢一（卷にまかせて）○復古國學の先驅 清原貞雄（歷史と地理一七ノ四）○江戶つ子の手によりて彫形せられた國學 尾上柴舟（わが竹三ノ二）○近世史學上に於ける國學の貢獻 村岡典嗣（史林昭和三ノ一）○宣長のもののあはれと神ながらの道 久松潛一（宣長の光一七ノ四）○國學者の憧憬と自覺 芳賀矢一（國語と國文學四ニ）○國學の精神 久松潛一（日本文學講座上）

【編者】

國學家略傳 こくがくかりゃくでん 國學書

小澤政胤（名稱）豐長と角書がある。【刊行】明治三十三年十一月【內容】慶長以來明治に至る大凡そ三百有餘年間に於ける國學家、即ち神道・國史・地理・律令・格式・有職・故實・考證・國語・國文・和歌等に名あるもの、及び國學家ではなくとも、その著書が斯學に關係あるもの等五百四十家の傳記を蒐集し、これを歲年順に編輯した書で、本文の外に氏名（いろは別）索引・國學傳統略說二葉・國學家年表等を卷首に附載してゐる。【價値】「古學小傳」（別項）の後を承けて增補した點が少くない。併しその量に於て精しさに於て又その編纂法に於て、後に出た「國學者傳記集成」（別項）には及ばない。ただ國學家でなくとも、國學に關係ある著述を有する人々をも含んでゐる點が特色と言へば言へるであらう。〔西尾〕

國學三遷史 こくがくさんせんし 國學書 一冊

【著者】中野虎三。增訂逸見仲三郎・檢岡井上頼圀【刊行】明治三十年九月【內容】序（井上頼圀）、例言の外、緒言及び三章から成り、緒言に於ては各時代文學の沿革を略說し、各章に入つては、先づその期間に於ける國學變遷の大體を概觀し、次にその期の主なる學者につき、その學統・傳記・著書等を擧げてゐる。第一章「國學勃興の時期」に於ては、水戶光圀から宣長歿年なる享和元年迄を說いて、この期の意義を「國史・國文等を解剖的に研究し、或は比較的に考覈する學術が起つて、漢學上の問題が提出考究された」點に認め、下河邊長流から宣長に至る國學者三十一人を列擧し、第二章「國學完成の時期」に於ては、橫宇部の遺去した意水二年までを劃して、第一期に提出された問題が、更に精計深究された時期とし、在來歌學の一部に過ぎなかつた國語學が獨立の一科をなし、伴信友の如き歸納的な考證學者をも出した事を述べて、大塚嘉樹以下富樫廣蔭まで三十六人を數へてゐる。最後に文部省御雇英人チャムバレン氏が日本語の法格取調をなした明治十九年迄を、第三章「國學衰移の時期」となし、この間、國民は政治問題に集中し、西洋文學が輸入せられて、國語・國文學は衰微したことを述べ、本間游清から六人部是香に至る、三十八人の學者を擧げてゐる。【價値】國學者の業績を系統的に概觀し、時期を劃して國學變遷の經過を明かにしようとした所に本書成立の意圖があるが、その成績について見れば、國學概念の確立が十分でなく、これを漠然と文學として理解し、又その特性を主として語學研究に認めてゐるために、國學に於ける根本問題と枝葉問題との價値的關聯を明確に體系づけることが出來なかつた。かくて、單なる國語・國文法の研究の精細さを以て國學の完成と見るが如き弊に陷つてゐる。なほその歷史的考察も、各章の冒頭に掲げられた數頁の概觀に止まり、個々の學者については、ただ小傳を列記してゐるのみで、その業績を批判し、史的發展を明かにするまでには至つてゐない。〔西尾〕

國學史 こくがくし 國學書 一冊 【著者】藤岡作太郎【成立】明治三十四年から翌三十五年に亙つて、著者が東京帝國大學でした講義の草稿を土臺とし、森鷗外・淺倉良法二氏の筆記によつて補つたもの。【刊行】明治四十二年六月「東國遺稿」。【內容】篇を分つて序論・前紀・本紀の三とし、序論に於ては、國學が如何なる經過によつて成立したかを概觀し、前紀では、文藝復興の大勢から、儒道の勃興とそれに伴ふ神道の儒教化を見、國文學が經籍傳を重んじた中世的學風から解放されて、自由討究の風を生ずるに至つた次第を明かにし、又光圀を中心とした水戶學者の國史編纂と新井白石の業績を數へて、國學に前驅した諸潮流を述べ、本紀に於ては、荷田春滿以下國學の四大人を中心としたそれ〴〵の時代に於ける國學の發展と門下の業績とを叙してゐる。中に荷田春滿については、淡意から離れた語釋の開拓によつて古道の眞面目を發揚しようとし、こゝに國學が樹立されたとなし、同代の蘭學・國文學等にも言ひ及んでゐる。【批評】國學に關する明治年代の研究は、國學者の傳記を集め、著書の名を列ねて年代順に排列するに過ぎなかつたのに、「國學史概論」（別項）が始めて國學の史的發展を跡づけ、本書に至つて更にそれを精しくし、各學者の業績を批判し體系づけつゝ、それ〴〵の時代に於ける他の學問的業績と關聯せしめて理解しようとしてゐる所にその進歩を示してゐる。又國學の概念についても、言語・文學に關する學的研究にその特質を認め、その發展を跡づけようとしてゐる所に、文獻學としての國學を明確に認識し得てゐる。ただその學的業績のみを重視したために、その業績を導いた根本精神に關する考察がやゝ稀薄になり、隨つて國學が近世文化の發展上に占むべき位置と意義とを十分に闡明することが出來なかつた憾みがないでもない。〔西尾〕

國學史概論 こくがくしがいろん 國學書 一冊

【著者】芳賀矢一【成立】明治三十三年八月國語傳習所夏期講習に於て、五日間に亙り講義したものの速記である。著者が獨逸留學の途に上らんとする際であつたために、萩野由之・岡倉由三郎兩氏が校正し、序文を書いてゐ

る。

【言語の国籍】言語の a language 国籍語の eine Sprache 言語国籍の une langue に対するもの。「日本語・英語・支那語等の国籍を問はず」などの用ひ方もあるが、「国籍」は国の名に用ひるもの、「言語」は言語の名に用ひるもの、と区別する。「国籍」は人の所属する国を指すもの、「言語」は人の所属する言語を指すもの、と区別する。

【参考】Oertel : *Lectures on the Study of Language*. 1902. ‖ G. v. d. Gabelentz : *Die Sprachwissenschaft*. 1901.

国語 こくご 言語学・国語学【英訳】language【説】言語学で、特定の国々で行はれてゐる又は行はれた言語。英語では日本語。その外に、我々の国の人間で言ふ言葉は、日本語の語彙に、我々は言葉を外来のものに訳して言ふ。例へば、「ゼネラル」を「将軍」と言ふ。「ゼネラル」は外来語。日本語は、外来語を日本語に訳して言ふ。「国語」は、日本語の語彙に、外来語を訳して言ふ。「国語」は、日本語の語彙に、外来語を訳して言ふ。「国語」は、日本語の語彙に、外来語を訳して言ふ。

【参考】Oertel : *Lectures on the Study of Language*. 1902. ‖ G. v. d. Gabelentz : *Die Sprachwissenschaft*. 1901.

る。【用法】「国語学会」「国語学者」「国語学校」「国語学講習所」「国語学研究所」「国語学研究会」「国語学研究者」「国語学研究所」「国語学研究会」「国語学研究者」「国語学研究所」「国語学研究会」「国語学研究者

にはタチスン語もあった。

〔江戸時代〕引つづき京都の言語が行力であった。特に、幕末・明治の京都・東京の方言の影響を受けて、それはつぎつぎに変化してゆく。江戸では初は諸方の人々の集合地で、一定の言語はなかったが、後には特殊の江戸言語が発達した。元禄時代の新文学は特に上方に出た。文・大阪の言語を基り入れたが、文化・文政に至れば江戸で江戸語を多く用ひた風俗の文学が起るやうになった。方言はこの時代に於て、その発展を遂げたとも見られない。なほ、川氏が語学を講ずやうにされたのも言語の合を作つた。時代の末には方言学の文学もいろいろ出来た。（一）前期までの風潮にあつたジャスの傾向は、引つづき京都の言語が行力であつた。特に、幕末の方言の影響を受けて、京都の言語は、東京の言語と共に、明治・大正・昭和の時代に入つて、ますます発達した。また、カ・サ・タ・ナ・ハ・マ・ヤ・ラ・ワの語頭の子音は、ハ・ヒ・フ・ヘ・ホの語頭の子音と共に、ハ・ヒ・フ・ヘ・ホ

名詞論日語の研究○日本文法論○日本文法論○日本語の研究○日本語の研究○日本語の研究

○國語明證本札記一卷 [國東不四] ○國語韋昭注疏十六卷 [國洪亮吉] ○國語正義二十一卷 [國董增齡] ○國語略說八卷 [國董增齡] ○國語增注二十一卷 [家田虎] ○國語定本二十一卷 [家龜] ○國語考八卷 [國井貞]

國語學 こくごがく

【解說】我が國語卽ち日本語を研究の對象とする科學。日本語に熟達し、これを誤りなく理解し、自由に使用し得るに至る事を目的とする實際上の學習とは違ひ、日本語のあらゆる現象に就いて、徹底した組織立つた知識を得る事を目的とするものである。言語一般に亙る法則を研究するのを一般言語學とし、それ〴〵の國語について研究するのを個別言語學(又は各國語學)とすれば、國語學は個別言語學の一つである。又一民族の產んだ各種の文化、卽ち文學、言語、神話、傳說、法制等を綜合的に研究する國學(又は文獻學、古典學)の如き學が成立するものとすれば、國語學は、日本の國學の一分科と見做す事も出來る。

【國語學の諸問題】すべて言語は時と共に變遷し、時代々々に面目を異にする。或る一定の時に於て見れば、言語は一定の狀態を保つてゐるが、時の流れに沿うて見れば、波動し轉變して、初めの狀態から次の狀態へと移つて行く。それ故、國語の研究は、或る一時代の言語の狀態を明かにするものと、各時代を通じて史的展開を明かにするものとの二つにわかれる。前者は靜態の研究で、記述的研究(或は言語誌的研究)ともいふべく、後者は動態の研究で、史的研究(言語史的研究)といふべきである。

【記述的研究】に於ては、或る一時代一時代の言語の狀態を明かにするのであるが、同じ時代の國語の中にも、色々違つた言語を含んでゐるのであつて(國語參照)、決して一樣でない故、これ等の各種の言語を區別して、それ〴〵その狀態を研究しなければならない。又同じ言語でも、時代による變化がある故、時代を區別して、それ〴〵の時代に於ける狀態を研究すべきである。次に國語中の或る一種の言語の或る時代に於ける狀態を明かにするために、言語を要素に分解して、その言語が如何なる要素から如何に構成せられてゐるかを考へる時、種々の問題が生ずる。まづ第一に音聲に關しては、その言語を構成する基礎となる單音は何々であるか。その單音がどんなにして音節を構成するか。その音節はいかに結合して言語の意義を表はすか、その際、音節と音節との間のアクセントの關係は如何等の問題がある。これ等が音聲論又は音韻論の問題である。次に言語を意味に從つて分解して行く時は、意味上の一つの小さな單位を盛つて、言語の單位として、單語を得るのであつて、言語はすべて單語から構成せられたものと見られるのである。單語に關しては、或る一つの言語に、どれだけの單語があるか、その一つ一つの單語は、いかなる形と意味とを有するかの問題、又單語は更に各々意味を有するいくつかの部分(語根、語幹、接頭辭、接尾辭など)から構成せられてゐるものがあり、又意味の變化に應じて語形の變ずるもの、卽ち活用を有するものもある。どの單語がいかなる構造を有し、又いかに活用するかは單語毎に違つてゐる故、單語毎に研究すべき問題であるが、その外に、多くの單語に通ずる法式又は型としての構成法又は活用形式が問題となる。これが單語論(又は單語法)の問題である。又單語は唯一つだけ用ひられる場合もあるが、多くは二つ以上結合して連語を成し、聯合した觀まつた意味を示すのであるが、その單語が結合して連語を作る上に如何なる定まりがあるかが問題となる。これが卽ち連語論(又は文章法)の問題である。以上の如く、言語を、これを構成せる要素に分解して考察する時、音聲・單語及び連語に關して種々の問題が起るのであるが、そのうち、或る一の言語が、いかなる單音及び單語から構成せられるかは、一つ一つについて知るの外無く、概括して論ずる事が出來ない。これに反して、單音から音節その他を構成する方法、單語の構成法や活用形式、及び單語から連語を作る方法などは、幾多の場合に通ずる定まり、卽ち規則法式又は通則として存するものであつて、これ等は語法(又は文法)に屬するものである。一々の單語に關するものは語彙に屬するものと見る事が出來る(一々の單音に關する構成を說く所で併せ說くのが普通である)。さすれば、言語構成の上から見た種々の問題は、語法に關するものと語彙に關するものとの二つに纏める事が出來る。この語法と語彙との二つは、どんな言語にも必ず存するものであつて、同じ國語の中でも、或る一種の言語と他の言語との間、もしくは或る一時代の言語と他の時代の言語との間に、少しでも差異があるとすれば、語法又は語彙の何處かに相違があるのであるから、國語中の種々の言語及び各時代の言語に於ては、それ〴〵違つた語法及び語彙があるべきである。以上は文語にも口語にも共通せる問題であるが、文語に於ては、その外になほ文字に關する問題が加はるのである。この方面に於ては、言語の單音・音節・單語・連語等が、いかにして文字に表はされるかが問題となる。さうしてこれにも一々の單音・音節・單語等が、どんな文字でうつされるかといふ箇々別々の事實に關する問題と、數多の場合に通じての寫音又は寫語の方法上の規則法式に關する問題とがある(假名遣上の規則、送假名法、分別書法などは後者の例である)。さうしてこれ等も、言語の種類及び時代の相違に應じて相違があるから、それ〴〵の時代のそれ〴〵の言語に於て、如何なる狀態にあるかが問題となるのである。

【史的研究】各時代を通じて史的展開を明かにするもので、國語全體、又は國語中の一種の言語、又は語法或は語彙に屬する或る事項が、いかにして生じ、いかに發達し、又はいかに變遷し、衰滅したかを探づけるのであつて、その推移の跡を究め、且つこれを起した事情や原因をも探求しようとするのが目的である。かやうな態度を以て、國語音聲上の事實に臨めば音聲史の研究となり、語法上の事象に臨めば語法史又は歷史的文法の研究となり、箇々の單語に臨めば語源の研究となる。又國語中の諸種の言語については、各地の方言史・標準語史・婦人語史・書簡文史その他の研究がある筈である。さうして國語全體については、國語史の研究となるのであるが、國語が如何にして生じたかの問題は、卽ち國語系統の問題であつて、これについては、日本語の祖語は如何、日本語と同じ祖語から分れ出た國語が他に存するか等の問題がある。これがためには研究を日本語以外の國語にも及ぼさなければならない。また國語又は國語內の或る一種の言語は、他の國語又は他の種の言語の影響を受けて變化する事が多い故、かやうな他の國語又は言語との交涉についての研究も必要である。國語史の中、かやうな對外關係の歷史を國語外史とし、これに對して國語內だけでの變遷を論ずるのを國語內史として區別する事がある。以上の外、國語整理問題・文法改善問題・國字問題・假字遣問題などの所謂國語問題があるが、これは、現在行はるゝ國語又は文字を整理し又は改善して、世に行はうとするものであつて、現在及び未來の社會を改善しようとする運動の一のあらはれであるから、社會問題として取扱ふべく、純粹の國語の科學たる國語學とは趣を異にするものである。無論これが解決には國語學の知識を要するが、その上に更に社會政策等に關する知識を必要とする。

【研究法】【記述的研究を目的とする場合】現代の國語の場合と過去の國語の場合と多少趣を異にする。現代の國語は、現に何處かで使用せられてゐるのであつて、研究者自ら直接に經驗してゐるか、さなくとも、使用者について學び聞き質す事が出來、又或る程度までは實驗する事も出來るのである。それ故、現代語については、直接に委しくこれを觀察し、性質や用法の異同に從つて分類し、その結果を統序正しく記載する(無論、違つた言語では同じ事項でも互に違ふ點があるから混同してはならない)。然るに過去の言語は、文字に形を殘してゐるだけであつて、これをいかに發音し、いかに理解したかは、直接に經驗する事が出來ず、現代語から類推して知るの外ないのであり、又宮料の不足缺如のために、これに關する知識は、多少不完全不確實である事を免れないが、或る一時代の言語に關する資料を出來るだけ集めて、互に比較して觀察し、その結果よりして當時の實際の狀態を推定してこれを叙述する。すべて言語は、これを要素に分解して、いかに構成せられてゐるかを觀察する時、あらゆる言語上の事象は、語法に關するものと語彙に關するものとの二つにわけることが出來るのであるが、現代の國語でも過去の國語でも、或る一時代に於ける語法と語彙とのあらゆる問題を研究した上は、これを文典と辭書とにまとめ得べきものであつて、この二つによつて、或る時代に於ける或る言語の狀態が記載し盡されるべき筈である。

【史的研究を目的とする場合】これには三つの方法がある。(一)歷史的研究法。一國語又は國語內での一種の言語を出來るだけ古い時代まで溯つて、その國語又は言語の推移の跡を明かにし、出來れば、その原因をもきはめようとする方法である。これには、出來るだけ古い時代から現代まで續いて研究すべきであつて、これに用ひる資料は各時代に於ける言語の狀態を研究する時に用ひたものと違はないが、時代時代の狀態を明かにするのが目的でなく、一の狀態から次の狀態にうつる過程を明かにし、いかなるものがその原因になり契機になつたかを明かにしようとするものである。それには、統計的研究を必要とする事もある。さうしてかやうな變化は、多くは徐々に引續いて起るものであるが、その變化の各段階を示す各時代の資料が、悉く存するといふことは、實際上不可能で、その間に缺陷があるべきであるから、一般言語學の理論によつて、前後の時代の狀態から推定して、これを補つて說明しなければならないのである。かやうにして、現存の資料では不明な時代の狀態を歷史的研究法によつて明かにし得ることもあるのである。(二)比較研究法。同じ系統に屬する他の言語と比較して、共通の祖語の狀態を明かにし、これより各々の言語に分れ、歷史的研究法で知り得る最古の時代の狀態に至るまでの史的展開をきはめる方法である。かくすれば、國語內の歷史では溯る事が出來ない古い時代に溯つて、國語の起原を明かにし、先史時代に於ける國語發達の經路を推測する事が可能になる。又國語內の種々の方言を比較して、歷史時代、或はそれ以前の國語の狀態を明かにし得る場合もある。さうして國語と同系統の言語が見出され、その祖語の狀態が明かになるのも亦、比較研究の成功によるのである。(三)一般的研究法。系統上の關係の有無にかゝはらず、他の國語又は言語の歷史に類例をもとめて、國語又は國語中の或る言語の發達の經路を推定する方法である。これはまた言語に變化の起つた原因を考へる場合にも用ひられる。

【國語研究資料】(一)現在行はれてゐるあらゆる種類の日本語。卽ち、各地の方言、標準語その他各種の口語及び各種の文語は、現代國語の狀態を明かにする時に研究の對象となると共に、過去の國語の狀態を知り、史的研究を行ふ場合の基礎となる。なほ特殊なものとしては、現に傳はつてゐる謠物、語物(平曲・謠曲・浄瑠璃など)、能狂言の詞、歌舞伎の科白、佛敎の聲明や讀經法などがあつて、中に過去の言語の面影を傳へてゐるものが少くない。(二)日本語で書いた內外の文獻、及び日本語に關して記した內外の語學書その他の文獻。時代時代の國語の狀態を明かにするには最も大切な資料である。資料としての價値は樣々であるが、概して製作年時、著者又は筆者書寫又は刊行年代などの明かなものが價値が多い。今歷代口語の狀態を明かにすべき資料として最も重要なものを擧げる。(奈良朝及びその以前)最も古くは「後漢書」「魏志」以下の支那の史籍に存する日本(卽ち倭)の人名・地名等があり、我が國でも推古朝以來の金石文があるがその量は甚だ少い。續つたものとしては、「古事記」「日本書紀」の中の歌謠があり、更に「萬葉集」がある。「續日本紀」の中の宣命、「歌經標式」「琴歌譜」なども亦これを補ふ資料とすべきである。(平安朝)漢文に、假名で訓や音を附したものは初期以來のものがある。全文を假名で書いたものとしては、三代集以下の勅撰集や、種々の私撰集や家集の類、「竹取」「伊勢」「うつぼ」「源氏」「狭衣」「浮雲」などの物語類、「土佐」「蜻蛉」「紫式部」「和泉式部」等の日記類や「枕草子」など。語學關係のものとしては、當時作られた、あめつち・いろは歌・五十音圖等。(院政時代・鎌倉時代)「今昔物語」「打聞集」「宇治拾遺物語」、無住の「沙石集」「雜談集」の如き說話集・說經集の類、法然・日蓮・親鸞等の消息類、「平家物語」等の戰記物語類が有力である。「鶴林玉露」の如き支那の書に日本語の錄せられたものもある。語學關係のものには、悉曇學者の著書、中にも明覺の「悉曇要決」「梵字形音義」、心蓮の「悉曇口傳」、著者未詳の「八囀聲抄」等。(室町時代)謠曲中の人物の對話の語などは、室町初期の口語に近いものであらうが、當時の作が、その儘傳はつたものとして確實なものは極めて稀である。中

期以後には、漢籍佛書の講義筆記である所謂抄物の類がある。(別易抄・史記抄・愛求抄・三體詩抄・百丈清規抄・臨濟錄抄その他)。末期には西洋人が羅馬字綴の日本語で書いた基督教義書や日本語讃本がある。その中でも「伊曾保物語」と「日課平家物語」とが著しい。又西洋人の作つた日本語學書では、ロドリゲス(Rodrigues)の「日本語典」(Arte da lingoa de Iapam)、耶蘇會士編「日本辭典」(Vocabulario da lingoa de Iapam)が最も優れてゐる。又この時代には、朝鮮で出來た「海東諸國記」中に、日本の地名・人名がある。支那で出來た日本語學書なる「日本寄語」「華夷譯語」の日本の部、「日本風土記」に、日本語に當時の支那語で音譯を附したものがある。なほ平曲や謠曲の譜本や語り方謠ひ方を記したもの(經竹集・謠岡合假名遣・音曲玉淵集・平家正節・平家指南抄等)も亦有力な參考資料になる。(江戸時代)初期から引續いて出た笑話の書、「醒睡笑」「きのふは今日の物語」「戯言雙氣集」以下のもの、元祿前後からの歌舞伎の脚本、元祿以後の浮瀞璃、ことに世話浮瀞璃、浮世草子、好色本の類、文化・文政以後の洒落本、黄表紙の類、ついで起つた滑稽本の類、川柳には口語がまざつてゐる。文學書以外では、佛教の說教書の類、心學書、神道講釋書等には、口語のものが少くない。この時代に出來た語學書の中で、假名遣や音韻や、てにをはに關するものの中には、當時の發音や語法を知るべき資料となるものがある。又外國人の作つた日本語學書の中には、朝鮮の崔遇源の「捷解新語」、同じく洪舜明の「倭語類解」、西洋人では、コリヤード(D. Collado)、キュルチュウス(D. Curtius)、ホフマン(J. Hofmann)、アストン(W. G. Aston)、チャムバレン(B. H. Chamberlain)などの日本文典の類が參考になる。(三)他の國語中に輸入せられた日本語。古くアイヌ語に輸入されたものがあつて、過去の日本語の狀態を知り得るものがある。その他は、スペイン・ポルトガル語の中に二三の語をとどむるに過ぎない。(四)日本語と系統を同じくする他の言語。これは日本語と同じ祖先から分れ出たものであるから、そのうちに、極めて古い時代の日本語の狀態を殘してゐる所があるからである。今日のところでは、大隅種實に同系の言語と言ひ得るのは琉球語だけであつて、これは、近來日本の方言と見るのが普通になつた。

【國語研究略史】國語の研究が、それ自らの目的を有する獨立した學問として認められるに至つたのは明治以後の事であるが、國語に關する研究は、既に古く始まつたのであつて、その初は言語に關する意識又は自覺といふ程のものであつたのである。

『第一期の國語研究』元祿の頃、契沖の出るまでを第一期とする。

〔鎌倉時代まで〕〔上世の言語意識〕上世に於ても、言を忌み、咒詛卜占に言語を用ひ、殊に言靈の信仰があつて、言語に靈妙な力を具したと考へ、又同音の語を言ひかけに用ひ、音の類似した語で、地名・人名の由來を說明するなど、世人一般に言語に對して或る意識を有してゐた事は確かであるが、或は宗教的傳說的であり、或は常識的興味的であつて、思想としては甚だ幼稚なものである。國語の科學的知識の萌芽は、一は外國の文字言語に接し、一は古典を考究するにつれて自ら萌したのである。〔漢字漢文の渡來〕應神天皇の時、漢字漢文が傳はつて、支那の言語文字を學び、後、佛教が傳はり、更に隋唐と交通するに及んで、益々その學が盛んになり、詩文を作るもの多く、隨つて漢字の韻(別項)や四聲(別項)を知り、反切(別項)の方法をも學んだであらう。又一方漢字を以て日本語を寫し、殊にこれを萬葉假名として日本語の音を示す方法も廣く行はれた。かやうにして奈良朝に至つては、日本語のアクセントの違ひを四聲の名目を用ひて註するものも出來(古事記)、日本語の音韻を音節に分解して、萬葉假名で書く事も常となり、又宣命の如く、漢文には相當するもののない日本語の語尾や、助詞・助動詞の類を小書する習慣も生じて、日本語の音韻や、語法上の特異の點について多少の自覺を生ずるやうになつたものと思はれる。(あめつちと伊呂波歌)平安朝初期に於ては、萬葉假名が益々多く用ひられるにつれて、遂にこれを簡略にした平假名・片假名を生ずるに至つたが、同音の假名で、文字の異なるものがなほ多かつたのを、異音のもののみを集めて一の詞とした「あめつち」(別項)がその頃作られて、初めて假名を習ふ手本に用ひられた。これは平安朝の半以後には廢れて、伊呂波歌(別項)がこれに代つたが、かやうなものは、日本語に於けるあらゆる違つた音節を列擧したものとして、日本語の音韻組織についての自覺を與へたものと考へられる。これに似て一層重要なのは五十音圖であるが、その出來たについては、悉曇學と關係があるやうである。(悉曇學と五十音圖)平安朝の初、密教の傳來に伴つて、悉曇(別項)の學が興り、爾後、悉曇學者が輩出して多くの著書も續々現はれた。當時の悉曇學は、支那から傳へたものである故、發音の說明にも漢字の發音を基礎としたために、梵語學の知識は悉曇學者にも必要であつて、悉曇學者はいつも同時に漢語學者の知識を具へてゐた。この漢語學と悉曇學との結合から五十音圖が生れ出たのである。五十音圖は、多分日本化した梵字音の反切のために起つたものと考へられ(五十音圖參照)、その源をなしたのは、漢學者か悉曇學者かわからないが、悉曇學者の手で完成したものらしく、その後も、音韻の說明や、反切の場合に用ひられて、梵語學及び漢語學には缺くべからざるものとなつたが、これは一方日本語のあらゆる違つた音節を含む音圖と見られ、また音相通表とも見られて、日本語の音韻や音相通その他音變化の說明に用ひられ、爾後の國語研究に多大の影響を及ぼした。(悉曇學者の國語研究)悉曇學者で梵語や漢語の音變化や音脫落その他の現象を說明するに當つて、日本語の事例を擧げたものがある。明覺(院政時代の人)の「悉曇要訣」に於けるものが最も著しいが、なほ梵語の名詞變化なる八轉聲を日本の動詞の語尾變化と對照したものもある(八轉聲抄)。これ等は、日本語を主としたのではないけれども、日本語について新しい觀察をなしたものとして注目すべきである。さうしてこれ等の學者は、梵語・漢語・日本語、共に同一の原則が行はれると信じてゐたのであり、遂にはその根本原理は五十音圖の中にあるとする思想さへ起つたのである(了尊の「悉曇輪略圖抄」(仙覺十年長)などに見ゆ)。(字書の製作)漢文漢字を學ぶために必要な辭書は、初めは支那のを用ひ、日本で作つたものも漢文で音義を註したが、平安朝に於ては、處々和訓を加へたものも出來(昌住の新撰字鏡など)、又物名集をまとめて和訓を註したものも出來たが(源順の和名類聚抄)、後には、一層日本化して漢文の註を略し、和訓のみをつけたものが出來(類聚名義抄)、遂に平安朝末には、訓から漢字をひくものがあらはれた(色葉字類抄)。この最後のものは、伊呂波順に國語の語彙を排列したものとも見られるが、因よりこれは漢字漢文のためのものである。(古典研究)日本の古典研究は、朝廷に於ける「日本紀」の講究に始まり、その中の日本語の釋義などもあつたが、平安朝に於ては、まだ語義解釋に或る原則を見出すには至らなかつたやうである。然るに平安朝に於ける歌合の流行から和歌の學が講ぜられ、歌に用ひる古語の解釋に關する研究が起つて、院政時代以後、歌集や古歌の語の註釋書が作られるに至つたが、(仲實の「綺語抄」、範兼の「和歌童蒙抄」、教長の「古今集註」、顯昭の「古今集註」「拾遺抄註」「後拾遺註」「詞華集註」「散木集註」「日本紀和歌註」「袖中抄」、上覺の「和歌色葉集」等)、その釋義の場合に、悉曇などで言はれた音の相通・轉化・省略などの原則により、また漢文の助辭の類を呼んだと思はれる「嗚呼」「助字」(やすめ字)などの名を用ひて說明したものがある。仙覺の「萬葉集註釋」(別項)には、一層多く悉曇の原則を以て語義乃至語源を說明して居り、また語を假名に分解して一つづつの假名に意味を說いてゐるのも亦、悉曇の字義說(悉曇參照)の影響らしく考へられる。さうして鎌倉時代には、「日本紀」の註釋に於ても、歌の註釋書に於けると同樣な原則を用ひて說明したものがある(釋日本紀など)。さうして、日本紀や歌書の註釋類に(漢文の訓にも)、語に朱で擧點を附して日本語のアクセントを示してゐるも(アクセント參照)、また漢文の法式を日本語に適用したもので、平安朝末には、同語でも場合によつてアクセントの變化する事まで觀察してゐる(袖中抄卷三)。又この時代には歌を詠むために、國語の語彙をあつめたものも出來た(能因の「歌枕」、清輔の「和歌初學抄」、上覺の「和歌色葉集」、順德院の「八雲御抄」など)。(定家假名遣)鎌倉時代に入つて始めて假名遣の問題が起つた。その最初は藤原定家らしいが、定家は假名文の古寫本を多く見て、近來假名遣の頓に亂れたのを知り、これを統一させようとして、私案を立てたものらしい。それが歌又は册子を書く時の問題であつたことは、歌や册子の書式を示す「下官集」(別項)中の一項として說かれてゐるによつても知られる。源親行が作つたと云はれる假名遣の書も、定家と同樣の主義方針であつたと思はれる。これが定家の名によつて永第に世に行はれたが、吉野時代に親行の孫行阿がこれに大坪補を加へて語數も多くなりはなはだ便利なものとなつた(假名遣參照)。(てにをはと作歌)國語の助詞・助動詞・活用語尾などの類が、夙に注意をひいた事は宣命書などによつても知られるが、平安朝に入つて、漢文の訓讀を示すに乎古止點を用ひるやうになつては、かやうな語は、いつも乎古止點によつて示されたので、遂に乎古止點の四隅にある「て」「に」「を」「は」の四つで代表せしめて、これを「てにをは」と總稱するやうになつたらしい(てにをは參照)。鎌倉時代になると、てにをはが歌を作るには大切であると考へられるやうになつたが(八雲御抄・阿佛尼和歌口傳)、これに對する研究は、まだ起らなかつたやうに思はれる。

〔吉野室町時代〕〔語釋及び語源說〕語釋語源については、國文學書の註釋に於ては、釋義を主として語源にまでは及ばないのが常であつたが、「日本紀」を中心とする神道家に於ては、神名などの釋義に語源說に入り、五十音圖に基く諸原則を適用し、或は濫用し、附會に陷ることさへあつた(潤岡の神代紀註、忌部正通の「神代口訣」、一條兼良の「日本紀纂疏」、清原宣賢の「日本紀神代抄」など)。(假名遣研究)假名遣は、吉野時代に、長慶院の定家假名遣の根據に對する根本的な疑ひが提出され(仙源抄跋)、成俊の定家假名遣と萬葉集の假名の用法との相違などの指摘があつたが、定家假名遣は益々行はれた。そしてこの時代には筒々の語に於ける假名の定まりの間に何等かの規則を見出すに至つた(假名遣參照)。(てにをは研究)てにをは研究は、この期にかなりの進歩をしたのであつて、定家の作といはるる「手爾波大概抄」も鎌倉末か或はこの時代に入つてのものらしく、「姉小路式」の根究とおもはれる「手耳葉口傳(永和二年の奥書あり)」も亦同樣である。これ等の講書に於ては、てにをはが和歌に大切な事を說き、和歌のきれ所と、てにをはの切れつづきとの關係や、おもなてにをはの種々の用法や、詞のとまるについての條件(中に、係結に關する事實もある)などが說かれて、はじめて實際に研究されたのである。これは恐らく、この時代になつて、口語と文語との差異が甚だしくなつたためであらう。これ等の研究は、後に多少整理せられ增補せられて「春樹顯秘抄」(別項)の如きものが出來た。(連歌とてにをは等)この時代には連歌が盛んに行はれたのであつて、連歌にもてにをはは大切とせられたが、宗祇の時代以後は、てにをはの用法や、切字のてにをはの發音の說明にも漢字の發音を基礎としたために、梵語學の知識は悉曇學者にも必要であつて、悉曇學者はいつも同時に漢語學者の知識を具へてゐた。この漢語學と悉曇學との結合から五十音圖が生れ出たのである。五十音圖は、多分日本化した梵字音の反切のために起つたものと考へられ(五十音圖參照)、その源をなしたのは、漢學者か悉曇學者かわからないが、悉曇學者の手で完成したものらしく、その後も、音韻の說明や、反切の場合に用ひられて、梵語學及び漢語學には缺くべからざるものとなつたが、これは一方日本語のあらゆる違つた音節を含む音圖と見られ、また音相通表とも見られて、日本語の音韻や音相通その他音變化の說明に用ひられ、爾後の國語研究に多大の影響を及ぼした。(悉曇學者の國語研究)悉曇學者で梵語や漢語の音變化や音脫落その他の現象を說明するに當つて、日本語の事例を擧げたものがある。明覺(院政時代の人)の「悉曇要訣」に於けるものが最も著しいが、なほ梵語の名詞變化なる八轉聲を日本の動詞の語尾變化と對照したものもある(八轉聲抄)。これ等は、日本語を主としたのではないけれども、日本語について新しい觀察をなしたものとして注目すべきである。さうしてこれ等の學者は、梵語・漢語・日本語、共に同一の原則が行はれると信じてゐたのであり、遂にはその根本原理は五十音圖の中にあるとする思想さへ起つたのである(了尊の「悉曇輪略圖抄」(仙覺十年長)などに見ゆ)。(字書の製作)漢文漢字を學ぶために必要な辭書は、初めは支那のを用ひ、日本で作つたものも漢文で音義を註したが、平安朝に於ては、處々和訓を加へたものも出來(昌住の新撰字鏡など)、又物名集をまとめて和訓を註したものも出來たが(源順の和名類聚抄)、後には、一層日本化して漢文の註を略し、和訓のみをつけたものが出來(類聚名義抄)、遂に平安朝末には、同語でも場合によつてアクセントの變化する事まで觀察してゐる(袖中抄卷三)。又この時代には歌を詠むために、國語の語彙をあつめたものも出來た(能因の「歌枕」、清輔の「和歌初學抄」、上覺の「和歌色葉集」、順德院の「八雲御抄」など)。(定家假名遣)鎌倉時代に入つて始めて假名遣の問題が起つた。その最初は藤原定家らしいが、定家は假名文の古寫本を多く見て、近來假名遣の頓に亂れたのを知り、これを統一させようとして、私案を立てたものらしい。それが歌又は册子を書く時の問題であつたことは、歌や册子の書式を示す「下官集」(別項)中の一項として說かれてゐるによつても知られる。源親行が作つたと云はれる假名遣の書も、定家と同樣の主義方針であつたと思はれる。これが定家の名によつて永第に世に行はれたが、吉野時代に親行の孫行阿がこれに大坪補を加へて語數も多くなりはなはだ便利なものとなつた(假名遣參照)。(てにをはと作歌)國語の助詞・助動詞・活用語尾などの類が、夙に注意をひいた事は宣命書などによつても知られるが、平安朝に入つて、漢文の訓讀を示すに乎古止點を用ひるやうになつては、かやうな語は、いつも乎古止點によつて示されたので、遂に乎古止點の四隅にある「て」「に」「を」「は」の四つで代表せしめて、これを「てにをは」と總稱するやうになつたらしい(てにをは參照)。鎌倉時代になると、てにをはが歌を作るには大切であると考へられるやうになつたが(八雲御抄・阿佛尼和歌口傳)、これに對する研究は、まだ起らなかつたやうに思はれる。

〔吉野室町時代〕〔語釋及び語源說〕語釋語源

し、五十音図を基礎とした仮名遣の もの と し て 扱 が 国 の 文 字 と し て 使 用 し た 言 葉 を 国 語 と 認 め ず、文字が系統のつった者を他国に使用した語とも認めず、「一般にアタラシイ」を国語の資格とする。又国名語は アタラシイ の 国 語 と 認 め ず、「古今記」の国名には漢語と国音とを 区別してあること。又国名語はア

ラ ゝ の 仮 名 を 参 考 し た ら よ ろ し い。 古 代 の 音 韻 に 関 し て は 、 橋 本 進 吉 博 士 の 「 古 代 国 語 の 音 韻 に 就 いて」（『 国 語 と 国 文 学 』 昭 和 三 年 一 月 ）、 金 田 一 京 助 博 士 の 「 上 代 の 音 韻 に 就 いて」（『 国 語 と 国 文 学 』 昭 和 三 年 一 月 ）、 新 村 出 博 士 の 「 上 代 の 音 韻 に 就 いて」（『 国 語 と 国 文 学 』 昭 和 三 年 一 月 ）、 山 田 孝 雄 博 士 の 「 上 代 の 音 韻 に 就 いて」（『 国 語 と 国 文 学 』 昭 和 三 年 一 月 ）、 小 倉 進 平 博 士 の 「 上 代 の 音 韻 に 就 いて」（『 国 語 と 国 文 学 』 昭 和 三 年 一 月 ）、 金 沢 庄 三 郎 博 士 の 「 上 代 の 音 韻 に 就 いて」（『 国 語 と 国 文 学 』 昭 和 三 年 一 月 ）、 橋 本 進 吉

で、あらゆる文法上の形式を説く著書群である。リ、歌謡に関する説明の部類で、各地の方言の相違やその発音をも挙げ、宗門行はれた各種の文書や文体についても、説明を加へてゐる。以上の二種は真に当時の日本語研究の双璧等であつて、今日に於ても頗る多いものである。なほ右の他「口語文法和訳」や「伊呂波和語」の又、Manuel Barreto の「和日辞書」(同書)も出来たが刊行せられなかつた。一六二〇年には、耶蘇教徒のために、ロ氏の語彙を要約した小辞書が刊行され(Arte breve da lingoa Iapoa ヤポンガ語参照)、一六三〇年には、耶蘇教徒十講の英訳書「日葡辞書」の西班牙語がメキシコで刊行された(Vocabulario del Japon)。一六三二年にはトーマス系の教文、西班牙人 Diego Collado の「日本語彙」(Ars Grammaticae Iaponicae Linguae)と「日本語書」(Dictionarium sive Thesavri lingvae iaponicae)とがメキシコで出版せられた。ロ氏の語彙と長崎版の「日葡辞書」とに基づき、これを簡約にしたものの様であるが、なほ多少これを補つてゐる所もある。又あらゆる日本語にアクセントを示したのも有益である。これからも十九世紀の初に至るまで、凡そ二百年間の間は、日本語研究は殆どなかつた。唯一の例外は、一七三八年メルヒヨル・ロヨヤンゲン(Fray Melchior Oyanguren)の「日本語書」(Arte de la lengua Jopona)であるが、主として長崎の語彙は主として北丁文彦の書に基づいてゐる。ロ氏の語彙は主として北丁文彦の書に基づいてゐる。日本語の特質を挙げて、「品詞」(Parte de Oracion)を立てて、名詞、動詞、形容詞、副詞、接続詞、間投詞、代名詞、分詞、前置詞、後置詞、冠詞、感嘆詞、文法上の形式を説く著書群である。リ、歌謡に関する説明の部類で、各地の方言の相違やその発音をも挙げ、宗門行はれた各種の文書や文体についても、説明を加へてゐる。以上の二種は真に当時の日本語研究の双璧等であつて、今日に於ても頗る多いものである。なほ右の他「口語文法和訳」や「伊呂波和語」の又、Manuel Barreto の「和日辞書」(同書)も出来たが刊行せられなかつた。一六二〇年には、耶蘇教徒のために、ロ氏の語彙を要約した小辞書が刊行され(Arte breve da lingoa Iapoa ヤポンガ語参照)、一六三〇年には、耶蘇教徒十講の英訳書「日葡辞書」の西班牙語がメキシコで刊行された(Vocabulario del Japon)。一六三二年にはトーマス系の教文、西班牙人 Diego Collado の「日本語彙」(Ars Grammaticae Iaponicae Linguae)と「日本語書」(Dictionarium sive Thesavri lingvae iaponicae)とがメキシコで出版せられた。ロ氏の語彙と長崎版の「日葡辞書」とに基づき、これを簡約にしたものの様であるが、なほ多少これを補つてゐる所もある。又あらゆる日本語にアクセントを示したのも有益である。これからも十九世紀の初に至るまで、凡そ二百年間の間は、日本語研究は殆どなかつた。唯一の例外は、一七三八年メルヒヨル・ロヨヤンゲン(Fray Melchior Oyanguren)の「日本語書」(Arte de la lengua Jopona)であるが、主として長崎の語彙に基づいてゐる。ロ氏の語彙は主として北丁文彦の書に基づいてゐる。日本語の特質を挙げて、「品詞」(Parte de Oracion)を立てて、名詞、動詞、形容詞、副詞、接続詞、間投詞、代名詞、分詞、前置詞、後置詞、冠詞、感嘆詞、文法上の形式を説く著書群である。

(文法)　日本語の文法は、Grammatica da lingua Japoneza を作り、ラテン語の順序に従つて動詞変化、前置詞、文章法等を述べて、西洋人の参考に供したといふ。(以上の諸書は何れも今日は伝らない)。その後、耶蘇教の文書や辞書が作られたが、西紀一五九〇年、洋式活版術が日本の教会に輸入されてから、ここ四年間には、アルバレス(Alvares)の拉丁文典に、動詞変化の部に日本語の実例を説明することを附加したものが、教手には拉丁・葡萄牙・日本語の対照辞書が刊行せられ、日本語を葡萄牙語で説明した人名辞書が刊行せられて、日本語を葡萄牙語で説明した人名辞書が刊行せられて、日本語を葡萄牙語で説明した人名辞書が刊行せられて

Pages : *Bibliographie Japanese*. Paris. 1859. ‖ W. Schmidt : *Die Sprachfamilien und Sprachenkreis der Erde*. Heidelberg. 1926. ‖ E. Denekamp : *Was wissen wir über die Herkunft der japanischen Sprachen?* (Die Wahrheit. 7 Jahrgang No. 2. Tokyo. 1906.) 〔番丘〕

国語書史 こくごしょし 国語学【解説】国語研究の歴史。又はこれを叙述したもの。古代から現代に至る間に、国語に関して如何なる研究が起り如何なる説が行はれたか、その研究と説の間に如何なる関係があり、その間にどれだけ発達したか、歩んだ道は進歩したか、国語のいかなる事実について問題が提出されたか、その研究がどこまで問題が解かれたか明かにすべきである。

【国語学史の時代区分】古人の言語学を分類するに、これを大別して、(一)国語学初期の時期、(二)国語学発達の時期、(三)国語学完成の時期の三期に分つたのに対し、(一)国語学初期の時期を、(二)国語学発達の時期の三期に分つたのに対し、(一)国語学初期の時期を、(二)国語学発達の時期を、(三)国語学完成

右の調査方針によって決定事項を定め、大正11年六月、同会の委員を以て同会に於て調査したものは左の如くである。

○国語音韻文字及音韻表記法（一部）○片假名平假名字母（一部）○方言調査法（一部）○口語法（一部）○口語法（一部）○口語

ドイツ語に統一したというふうで、これは、ドイツ語の影響の大きさを物語っている。又同国の北東の地域は、ポーランド語を話すものと、ルーテニア語を話すものとが、ほぼ半々に住んでいるが、前者は、ポーランド語を用ひ、後者は、ルーテニア語を用ひるのであるが、ポーランド人は、ドイツ人と、ルーテニア人は、ロシア人と、それぞれ、ドイツ語、ロシア語を共通語として、ポーランド人とルーテニア人とは、互に、ドイツ語、ロシア語を用ひて、相手の言語を理解しないのである。

【人口】右の外、国土防衛の為に、強制的に移住させられたものは、ドイツ人、ルーマニア人、ユダヤ人、ポーランド人、ルーテニア人、ロシア人、ハンガリー人、ユダヤ人、ルーマニア

の時代に、[中略]に対して、[中略]の[中略]の[中略]の

（山田九二郎）

蝶は紅を流す。（浪花）流れに紅を引く和藤内は、母を案じて家内に踏み入つた。（浪内）紅と見たのは實は蝶蝶女が白菊上でありつた。それと知つた主君は改めて和藤内に敬意を表した。

國書

【作者】〔刊行〕〔年代〕〔分類〕〔名稱〕〔別名〕〔内容〕〔特徴〕〔参考〕

〔作者〕〔刊行〕〔年代〕〔分類〕〔名稱〕〔別名〕〔内容〕〔特徴〕〔参考〕

國枝岩合戯

代物【作者】〔刊行〕〔年代〕〔分類〕〔名稱〕〔別名〕〔内容〕〔特徴〕〔参考〕

〔作者〕〔刊行〕〔年代〕〔分類〕〔名稱〕〔別名〕〔内容〕〔特徴〕〔参考〕

〔作者〕〔刊行〕〔年代〕〔分類〕〔名稱〕〔別名〕〔内容〕〔特徴〕〔参考〕

〔作者〕〔刊行〕〔年代〕〔分類〕〔名稱〕〔別名〕〔内容〕〔特徴〕〔参考〕

知行相違に全を別ける件は、天明元年の大飢饉に於ける藩政の利益政策を指摘し、又農村骨肉に於ける家族方法とそれに伴ふ人口の変遷を明示してゐる。作品は政治時の人物の百姓には家族を表して扱ひ口碑の中から人物の百姓には家族を表して扱ひ、なほ巻末で結びとして知られる通りである。行商農者山三郎は同じく田沼時代の作品であるが、本書と同年の作である。

【史的背景】本書は寛政七年十二月の初刊版絵入本の「国文学問答」に収録したものである。天保の「国文学問答」に収録したものである。作品は幕末に手直しの跡、正月をは幕末に手直しの跡、正月をは幕末に手直しの跡、正月をは

は、多くの相違が生ずるのであるが、前に云つた国語の有する性質が共通基礎となり、国語に関して国文学の上に及ぼした影響は強いと云はねばならぬ。その他関係の作品・作家・時代・流派・傾向・思潮・事件・事蹟・書籍・雑誌・日記・文学・歌・俳句・文学・書簡・書籍・日記・文学・歌・俳句・文学・書簡・書籍・日記・文学・歌・俳句・文学・書簡・書籍

国文学全史（平安朝篇）

【内容】国文学史 一冊【著者】藤岡作太郎【刊行】明治三十八年大倉書店。

大正十二年以後、岩波書店刊行【解説】著者の全盛した国文学界に、更に二・三歩を進めて「藤森博士時代文学史」と称すべき書として、「行文流麗」今以て国文学者の先づ愛読すべき書とされてゐる。

【土井】

国文学講本（ことばとしらべ）

【内容】国文教科書 一冊【著者】芳賀矢一・立花銑三郎【刊行】明治三十三年冨山房【解説】上田萬年・芳賀矢一の下に、国文学の沿革を講じ、「言語」「文学」「文法」「文体」「文字」「音韻」「文学史」の項目を講述してある。

【土井】

国文学大観

【内容】国文教科書 一冊【著者】丸岡桂・松下大三郎【刊行】明治四十年十二月冨山房【内容】本書十項、外に序言・解説がある。【本書の】（一）古語音韻概説——日本国民にとつては、母国語は カ・ヨ・ヤ・キ・ヤ・マ・ヤ・ヤ・ヤ

やうに見えながら、その奥に基本的性質の暗示があり、立體的機構の萌芽が見える。これは著者の國民性に對する把握の確かさを示すものであるが、更にくだけた觀察と行き屆いた思索とは、その表現に的確且つ巧妙な趣を與へて、眞に日本人的性格の所有者である著者の風丰を想はせるものがある。この種の論は既に近世國學者の著書中に散見する所であるが、それ等は排他に急な傾り、國なり國民なりの特性を客觀的に闡明しようとする態度に缺けがちであつた。この點で、本書がわが國民性を考察した最初の著であるといふ一般の評は當つてゐる。

（西尾）

國民之友　雜誌【刊行】明治二十年二月十五日創刊。民友社。犀來十二年、即ち三十二年八月、三百七十二號を以て廢刊。【解說】社會評論を主とした雜誌で、その清新

國民之友（第一號）

於て文學作品を編め、當時に於ける力作を紹介するに至り、遂にそれは文壇的登龍門の觀を呈するに至つた。事實また本誌によつて紹介された名作も甚だ多い。後、民友社はこれ等の諸作を集めて、國民小說叢書（八卷）と題して刊行した。この叢書には、逍遙・鷗外・美妙・紅葉・露伴・思軒等の諸家を網羅してゐる。殊に、三十七號の新年附錄に於ける山田美妙の「蝴蝶」（別項）は、その挿繪に、作者の希望によつて、當時として正に驚異であつた女の裸體畫を挿入して、社會問題を惹き起したことは有名である。

（壺篠（昌））

國民文學　【名義】歐羅巴に於ては十六世紀以來、上代希臘・羅馬の文藝が復興して、各國に於てそれ〴〵それを修得し、攝取し、近代國家組織が確立すると共に、そこに初めて中世紀以來の共通傳統とは異つた各國それ〴〵の特殊な文藝表現を持つやうになつて來た。これが歐羅巴に於ける國民文學といふ如き稱呼の起原である。【解說】希臘及び羅馬に於ては、近代歐羅巴に於ける如き國民文學といふ觀念は殆どなかつた。自國に對する外敵はあつたにもせよ、自分等と文化を爭うて飽くまで對立を持續する國民は考へられなかつた。希臘はペルシヤの侵攻を打破して自國の文化を世界に敷き、羅馬はカルタゴを滅ぼして後は、天下はただ羅馬帝國あるのみ。從つて近代歐羅巴諸國が對立的に自國の文化現象として文藝を意識的に持つといふ事はなく、自國の文藝は直に世界の文藝であると考へられた。然るに十六世紀以來、近代の歐洲諸國は對立したる國家關係からして、文學そのものには國民的意識が自づと加へられて、西班牙及び英國の十六世紀、佛蘭西の十七世紀、獨逸の十八世紀末の如き、國民古典（National Classics）と呼ばるゝ文藝が作り出さるゝに及んで、國民文學なる觀念は一層明瞭になつて來たのである。日本文學に於ては明治以前、支那との交渉が屢々あつたとはいへ、一國民としての對抗意識を持つといふ機會は稀れであつて、それだけ國民意識が文學全體に表現せらるゝといふ現象も顯著ではない。大和心の現はれは詩歌に於てこそ見らるるが、一般散文文學に於ては深く表現せられてゐることは少い。明治以後國民意識の擡頭は屢々持つ機會があるけれど、外來思想及び文藝の感化・影響・刺戟が複雜多樣であつて、いまだ綜合的な國民文學といふ如き文藝表現を持つ暇はないのである。概說的に言つて、日本の文學は、明治以前に於て支那との關係を除いては、凡そ希臘文學とほぼ同じ發生相を示し、明治以後は未だ歐洲の文藝復興期に於ける如く、諸種の刺戟・影響を感受しつゝ習得攝取しつゝあるのであつて、その綜合せられたる文藝表現は、今後暫くを待たねばならぬと言ふべきである。

（吉江）

國民文學　短歌雜誌【創刊】大正三年五月【解說】明治三十九年十月、窪田空穗を中心に門下の牛田良平・田中宏治（今の對馬宛治）・植松謙樹・川崎左右（今の川崎杜外）・宗藤一郎（今の磯工不早）・松村英一等相集まつて、十月會を結んだ。同會から選集「白鷺集」「黎明」を出した。「國民文學」が同會の機關雜誌として發刊されたのは「黎明」刊行以後である。そして十月會といふ小團體を擴充する必要に迫られて遂にこれを解散し、新しく國民文學派なる名稱の下に、團體が結成された。而して「國民文學」は、歌壇の主潮とはならなかつたが、その質實な歌風は空穗が推重されると共に、漸次歌壇の重要な位置を占むるに至つた。

（松村（英））

國民文庫　叢書　三十六册【編者】國民文庫刊行會【刊行】明治四十二年から四十四年【解說】當時刊行された諸種の國文關係の叢書の中で、本文庫は最も廣い範圍を採めて少い分量の中に集大成したものと云へよう。例へば、第一・二編に「萬葉集略解」、第三・四編に「八代集」、第五編は「山家集」以下の私家集、第六編に俳諧俳文集、第七・八編に「源氏物語」、第九編以下は王朝文學、或は「方丈記」「徒然草」等の隨筆・謠曲・狂言、第十五編「源平盛衰記」以下の軍記物語數篇、第二十編以下は「元祿時代小說集」を初め、「近松戯曲集」「里見八犬傳」「浮世風呂」に至る近世の小說・戯曲等を收めてゐる。校訂者の明示がないために多少の不安はあるが、一讀直ちに日本文學の大系を感得されるやうに材料を選んだ點は、大なる容量を要しない點と共に特徴のある編輯である。第三十七編は「總目錄」であつて、これ亦使用者に便である。（樋編

として「續國民文庫」十八册が、同一刊行者の下に、明治四十五年から大正三年に亙つて出版された。正編に比すれば統一性のない取材である。「川柳集」「浮穢本集」「狂歌狂文集」等は、正編に漏れたものを集めたと見られる。「眞書太閤記」「水滸傳」等に力を注いで、挿繪までも怠せにしない態度は、この文庫の性質から見ていかがと思はれる。校訂者をやはり明示してない。

（土井）

語彙　「語族」を見よ。

古契三娼　酒落本　一册【作者】山東京傳作、山東鳥居傳閲とあるが、山東鳥居は門人であるやうに見せるために設けた假號である。【書工】北尾政演（京傳）【名稱】虎溪三笑のもぢりで、雲嶺の角書がある。【刊行】天明七年【題材】陶淵明・慧遠・陸修靜の三人に擬した吉原の遊女上り、深川の遊女上り、品川の遊女上り、即ち古傾城三人が相會して物語をする體裁になつてゐる。【梗概】江戸にさまざまの横道ある中に、きんご新道と云ふのは、閑ひ者の多い故にかく名づけたので、そこに三人の遊女上りが住んでゐた。吉原出はおよし、深川出はお仲、品川出はお品と云つた。合借家同士の心安さ、折節は昔の思出話を樂しみにしてゐた。丁度四月なかばの事、三人が寄り合つた。先づ髮のよく結へた話から、遊里三ケ所の髮の比較話が出る。續いてお品が品川の遊女の噂、年中行事の通を聞かせる。問ゝおよしは吉原、お仲は深川のそれに因んだ話をする。ついでお客の噂になつて、お品は品川の大店松阪屋野風と、芝の通人介との虚々實々の歴の諸分けに就いて語つた。次にお仲は、深川に於ける墨さんと云ふ籌客の不男を、遊女の意地で寄ひ合つたお腹・お腔の話をすると、およしは吉原の客の噂をした。松賀屋の初鳥が、色男と大籌客と落ち合つた時、大籌客に心中を見せると云つて指を切つた。両も指の行方が見えなくなつたので、更にもう一本切らうとした。居合はした人々が留め、大籌客も納得した。而も屢返りされた營の色男も前より熱心に通つて來る。皆不思議に思つたが、初鳥が身請けされる時種を明かして行つた。實は行方不明と見せた指先は、新造が手巾で隱して、色客の方へ屆けてゐたのであつた。話のうちにやがて夕暮近くなつた。

【構想】本書以前に、京傳は「令子洞房」「客衆肝胆子」「通言總藝」（各別項）を發表してゐるが、皆吉原を描いて、品川・深川に及んでゐない。それで本書に於て、辰巳・南江にも赤通であることを見せたのであらう。吉原その他の遊里の比較をなすものが、酒落本中に一系統をなしてゐる。本書はこの系統に屬するもので、明かに優劣まで論斷してゐるものもあるが、比較以上には及んでゐない。

（山崎）

虎溪の橋　俳諧集　一册【編者】井原西鶴【負書】西鶴【名義】虎溪三笑の義であるが、本文には直接關係がない。「西鶴名殘の友」卷之三に、「或日智恩院の門前、那波徘宿の庵に好人寄合ひ、三吟三百韻取立、何か珍らしき事いふにもあられば、世の笑ひ草になれるは、それ〴〵より合點して、虎溪橋と題號するなり云々」とある。【刊行】延寶六年【諸本】新選西鶴全集（石川謙編）俳諧集・談林俳諧集（日本俳書大系）所收。【解說】田代松意が江戸から上洛したので、一日西鶴が彼を智恩院門前なる那波徘宿の庵に伴ひ、一日中に西鶴・松意・徘宿の三吟三百韻を卷いたのである。なほ末に對馬の人河野定俊と西鶴との兩吟歌仙一卷を添へてゐる。京・江戸・大阪の談林派の俳傑の作である點に於て、談林派の作中注意すべきものである。

（荻原）

湖月抄　【名稱】紫式部が、石山寺に籠り、湖上の月を見て源氏物語の筆を執つたといふ傳說に基いて命名したもの。明治以後「湖月抄」の上に、「源氏物語」の四字を冠した活字本も出たが、季吟の自說にはもとより、木版本にもこの四字はない。【成立・刊行】延寶元年十二月成。自序同二年七月、林和泉等外三名によつて刊行。【諸本】前記木版刊本の外、小田清雄校の「訂正源氏物語湖月抄」八册、猪熊夏樹校の「編輯源氏物語湖月抄」八册、吉澤義則・宮田和一郎校の「湖月抄」七册がある。【內容】發端一卷、系圖一卷、年立二卷、表白一卷、雲隱說一卷、本註五十四卷より成る。本書は、著者が三條西家の學統たる箕形如庵・八條宮に弟仕）から「源氏」の講說を聞き、秘訣口傳を受け、更に松永貞德に師事して、九條家の學統を受け、「細流」「孟津」の兩抄を充として、「河海」「花鳥」の要をとり、「弄花」「明星」を參考し、師說を交へ、私考を加へて完成した「源氏物語」の全註である。先づ發端の卷に、（一）此物語作者事。（二）紫式部系圖并傳居惹所等。（三）紫式部廣才事。（四）式部廣才事。（五）物語之發起。（六）文法。（七）大意。（八）物語准據。（九）物語時代之下意。（一〇）物語述作之時代。（一一）此物語故人稱美事。（一二）題號稱光源氏物語事。（一三）源氏字事。（一四）源氏姓事。（一五）物語册數事。（一六）卷々次第。（一七）諸本不同。（一八）諸抄。（一九）凡例。（二〇）卷々付名事。（二一）此物語有并之拳事等の條々を網羅し、凡例には數項目を出して編述の用意を示したが、（二〇）以下は恐らく追補として記されたものであらう。この發端の說は、「明星抄」を中心とする舊說の集大成と見るべきである。系圖は奥に「此一冊、依ゝ桂藏主所望、以ゝ家本一加ゝ書寫ゝ者也、天文十九年六月日、桃華宋尖」同月二十七日一校合」とあつて、一條家の本である。季吟はこの系圖の人名及び註に存する不審につき、河內本・青表紙本の差異に依るかと疑つてゐる。次に年立は、俊良の作で、奥に冬良の永正七年の跋と、一本奥書とで、桃花宋業の跋とを有する本である。次に表白は從來安居院法印聖覺の作と稱せられたもの、雲隱說は、古來の諸註を集成し、自案を加へたものである。註釋は先づ本文を揭げて、その傍、又は上欄に古註もしくは著者の考按を標註してゐる。右のうち傍註は、人名・人の應對・文意・略解等を記し、頭註は、考證を要するものを集めた。【價値】本居宣長が、「玉の小櫛」に「今の世の中にあまねく用ふるは湖月抄なり。げにこの抄はさきざきのもろもろの抄どもをあまねくよきほどに頭と傍とに引出で、師說今案をもまじへ、すべてよるにたよりよきさまにかき書きなしたる」と云つてゐるが、適評である。本書は、廣く古註を集成し、適當に取捨し、本書一册にて、古註の大要に亙らしむる便がある。註釋もまた親切禮儀であるが、新說は比較的少い。併し、本書は未だ古典研究の初期の時代に成つたもので、句點の誤り、清濁の不當、假名遣の不正等があり、本文の吟味不足で校訂もたしかでなく、且つ「河海」「花鳥」等より孫引して、原典をきはめないやうな不用意も少くない。「河海」「花鳥」に出た說は、これ等

の間行をなすべきであるのに、却つて後の秒
の「所」「場」等を誤記したもの少くない。こ
れ等の誤謬は、「三天の小橋」に於ける已に
し、石川淡水が「淡江遊覧」に云つたとこゝで
ある。しかし本書は寛政二年二月、山科道治
門等に命じて新撰遊覧に新らたに、手代は二名
を未来として「句を入れてゐる。慶安前後頃
はそれほどではないけれども、最も便利な註釋
書として流布し、「源氏物語」を「般に普及さ
せた。【実録】湖月抄別記 二巻（著者不詳）本書八
「湖月抄」を補正しこれを「天の小橋」「遊覧」の二
書の別註とも云へべきもので、源氏中の歌詞を註
して理解なる為の参考を特に、文章を省略し、文章の意
を記すを所が多い。但し湖月抄の誤謬を正に止まる
ものの。〔原田〕

若の友（こけ）　物語　四巻【作者】未詳

【名称】右大将が、人道しようとして詠んだ歌
「色々に咲かり花を今は上と下若の衣にたちそ
かへつる」から来てゐる。【価値】四巻本と元
四巻本とがあるが、後者の四と元は四巻本の巻
四巻が分れたものである。前田家本は四巻
巻、佐佐木信綱氏蔵本は四巻本の写本で元
巻、宮内省図書寮本には一の巻のみがあり、内閣
文庫には四巻本一部と寛政の二巻本があり、
東大図書館蔵本には内閣文庫本の写しと鈴三
巻のみの書写があり、帝室図書寮には黒川春
村本系統の十冊にした一本及び四巻本があ
る。又文学大図文献学会本は四巻本の第一及び
第三巻のみで、帝室文庫本は同じく第一・第
四巻はかりである。刊本としては【成立】「風葉
集」の詞書に「若の友」の名が見えるから、鎌倉時代
以前の成立とも考へられるが、「源氏物語」の影響
を受けて成立したものであらう。【内容】右大将
は北の方の姫君を失つた悲嘆の余に、冷泉院に移り給ふ。西院の上は亡き
人の姫君の面影を慕ひ、東院の上は亡き
北の方を忘れ給ふ。内大臣の娘子は中納
言になる。主上は東宮の由を面白しとして不快
に思ふ。翌年大納言方では若君が生れる。や
がて内大臣は右大将になる。〔三の巻〕大納
言は重ねて右大将になり、姫君も産んで東宮子子
る。北の方との仲いと睦しく、他の妻達には冷
ややかでもあり、北の方の父右大臣は
死に、心細い身となつた上、冷泉院は入道遊
ばそうとされたが、右大将は御覧ずを止めない。
北の方はそれをそこれを聞く。〔三の巻〕
なり、遂に三十人歳の若い身で亡くなる。姫
君は中宮に定まれる。右大将の嘆きは他の見
る目も哀れである。翌年内裏に弘徽殿の姫宮を
迎へ、右大将はひたすら東宮に問ち
慰めつゝある。けれど姫君の日は十一月遂に
産まれる。右大将は半ばはふたゝび出家せんとし、
しまは秘蔵に左右冷泉院によそなから慰ひび
し、北の方の小倉の宮に問で、長男の日参
内して中宮と姫君に仕り、姫御前に家を出で
新川の東の谷院へ隠居子る。都では人々嘆き
悲やとも、一回に行方がわからなかつた。〔四の
巻〕国白は右大将用法がわからなかつた。
老の身を嘆きながらも、前子に国白を養ま
で以と思つて以前とその姫君を待つてゐる。弘
徽殿の女御も同じ事をはかなみ、姫御の院
に移つて入道する。東院の上の弟中納言に春
は北の方の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。
こゝに弘徽殿の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふ

北の方を失つた悲の余に姫君を慰ぼ
ず。主上は東宮に姫君を面白しとして不快
に思ふ。翌年大納言方では若君が生れる。や
がて内大臣は右大将になる。〔三の巻〕大納
言は重ねて右大将になり、姫君も産んで東宮子子
る。北の方との仲いと睦しく、他の妻達には冷
ややかでもあり、北の方の父右大臣は
死に、心細い身となつた上、冷泉院は入道遊
ばそうとされたが、右大将は御覧ずを止めない。
北の方はそれをそこれを聞く。〔三の巻〕
なり、遂に三十人歳の若い身で亡くなる。姫
君は中宮に定まれる。右大将の嘆きは他の見
る目も哀れである。翌年内裏に弘徽殿の姫宮を
迎へ、右大将はひたすら東宮に問ち
慰めつゝある。けれど姫君の日は十一月遂に
産まれる。右大将は半ばはふたゝび出家せんとし、
しまは秘蔵に左右冷泉院によそなから慰ひび
し、北の方の小倉の宮に問で、長男の日参
内して中宮と姫君に仕り、姫御前に家を出で
新川の東の谷院へ隠居子る。都では人々嘆き
悲やとも、一回に行方がわからなかつた。〔四の
巻〕国白は右大将用法がわからなかつた。
老の身を嘆きながらも、前子に国白を養ま
で以と思つて以前とその姫君を待つてゐる。弘
徽殿の女御も同じ事をはかなみ、姫御の院
に移つて入道する。東院の上の弟中納言に春
は北の方の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふので、弟
の中納言に姫君を奪ひ取ろうとする。と
こゝに冷泉院の上は姫君を嫌ふ

図等に関する図書で、歴史・国語・国文・古典に関しての考察が多い。上代・中世・近世・近代・現代・古代文学・説話・説話文学・伝記・歴史・地理・地誌・地図・地名・人名・年号・年表・年鑑・辞典・事典・人文科学・社会科学・自然科学・哲学・宗教・教育・教育書・教科書・教授法・教育法・教育史・教育制度・教育行政・教育指導・教育課程・教育実践・教育評論・教育論・教育学・教育心理・教育社会学・教育哲学・教育史・教育思想

[illegible]

[illegible]

[illegible]

が、現今は、田辺南鶴・山下国重・吳山嘉一・春蘭斎・東原雅子・佐佐天寿子等の諸輩に継ぐ。

【作者】

心の闇 こころのやみ　小説　【作者】尾崎紅葉

【発表・刊行】明治二十七年四月、博文館刊。

【梗概】宇都宮家一の美麗子美庭くず之こと浦子と来る百姓娘佐の市は、そこの一人前お久米と知れず暮らす内、十年以来、お久米の手から十年以来、お久米の手から日をあけられて大者な金を借りとしてゐる彫師宗右の、而も名に立つ程に美麗なる、その美麗故が、自分のやうな貧しい不具者にとこうにもならないのは知りながら、それでもひとりで「会ふ会ふ」と絶えず思ひ詰めて、「生きてゐて甲斐無なし」と切つて、庭石に腰を掛ける。そこへ、同じ宗右の弟子の竹彫の清吉が、自分の恋の成らぬ事を、自分の苦しい事を、自分の苦しい事を、自分の苦しい

今日では、東京帝國大學附屬圖書館所藏本（狂歌堂真顔・古野亭・林忠正・宮武外骨・渡邊鴎亭等舊藏）この外に存するを聞かぬ。これは稀書複製會から覆刻出版されてゐる。なほ摘藻珍書刊行會から官撰版として刊行されたものもある。

【解説】美濃判。性慈軒四泥子の序、頓作庵四藤鼠の跋が前に付き、以下萬治以後當時までの俳優百人を選び、鳥居清信筆の肖像畫に添へて、小倉百人一首に擬してそれ〴〵狂歌を記す。例へば、市川段十郎の項は「頭やけでつれなく見えし我かれいの、あかつちばかりよき物はなし」の如くで、更に上段には、その説明的意味をこめた戯文風の所謂「ほめ言葉」を載す。終りに遊樂軒の後序がある。はじめ「古今四場異百人一首」の書名について、河原者を小倉の撰に比するとて、當時の書物寄行脇部其太夫の呉詩に觸れたので、「古今四場異色撰」と改題したが、なほ町奉行能勢出雲守より發賣を禁止され、絶版の上、版元は輕追放に處せられた（「役者評判記年表鶴本」中の明和只誠の考證、宮武外骨の「無論史」等による）。「花江都歌舞伎年代記」には、著者鳥馬所藏本中の挿畫を摸刻してあり、その他本書については「近世奇跡考」「さへづり草」「鳥居畫系譜考」等に記事が散見する。鳥居派繪畫史上の價値は説くまでもないが、中に採はれた各俳優に關することの外に、當年の風俗史演劇史の研究資料として貴重な文獻である。

【守屋】

古今詠學類聚鈔　ここんたんがくしふ　俳諧言語　二冊【編者】大参庵毛起【刊行】寶暦二年【成立】寶暦元年冬【由來】叙によると、發句の新古の姿を傳へて新風の手鑑たらしめようとして古今の短冊を集めたので、古人の言語鑑定の資料たらしめようとして編んだのではないとある。寶暦元年臘八日附編者の自叙と寶暦辛未（元年）冬附谷口雀村の跋とがある。【諸本】古俳書文庫の編外として複製本がある。

【解説】本書は松永貞德以後寛延・寶暦頃に至る間の田色の俳家二百八十人に就き、その言語を短冊に求めて、これを集成したものである。松永貞德・安原貞室・北村季吟・西山宗因・井原西鶴・上島鬼貫・松尾芭蕉・谷口雀村等、古今名流の手譜もさながら勁くが如く收められてゐる。本書以外には見られないものも少くない。かく古今に亙つて廣く諸家の言語を一書に收め得たのは、蓋し俳書中の一條觀である。さて本書はこれ等の内容を乾坤二冊に分載したのであるが、編者の自叙・雀村の跋、共にそれぞれ眞筆を以てしてある。

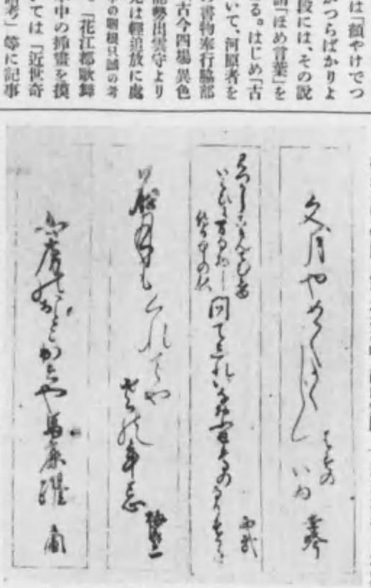

【諸本】宮武外骨・渡邊鴎亭舊藏

古今著聞集　ここんちよもんじふ　説話　二十卷【著者】橘成季【成立】建長六年【諸本】宮内庁書陵部・内閣文庫・帝國圖書館等に藏せられる。前二者は同系のもので、東洋文庫のには筆寫者の跋文と、寛文十三年の目附があり、流布本と異なる。流布本には元禄三年と明和七年の鐫入二十冊本がある。なほ東京帝國大學附屬圖書館の元禄三年刊本は、東洋文庫本同系のもので校合して、その跋文をも載せてゐる注意すべきものである。史籍集覽・國史大系・日本文學全書・國文叢書・有朋堂文庫・日本文學大系等に所收。

【出典】本書の説話の出典は明記してあるものには、宇治左府日記・往生傳・北山抄・しらら物語（亀存せず）・李部王記・小野宮記・中右記等があるが、なほ明記しないものには日本紀異聞・本朝法華驗記・拾芥抄・江談抄・三代實録・扶桑略記・袋草紙・今昔物語・宇治拾遺物語・古事談・十訓抄等がある。

【内容】全卷を三十篇に分けて、主として日本の説話を收録してゐる。第一篇は神祇で、神の示現夢託靈驗の説話がある。日吉神のやうに神佛混淆を示す説話もある。第二篇は釋教で、聖德太子・行基・禪祝等の名僧の説話、三井寺や當麻の曼荼羅の緣起譚、雞鳴を觀音に救はれる靈驗説話等がある。第三篇は政道忠臣で、延喜聖主と菅公、村上帝と老翁、匡房、頼朝の旗上等の説話がある。第四篇は公事で、朝廷の行事としての節會・舞樂・宴會等故實の話がある。第五篇は文學で、漢詩に關するもの多く、文時が白氏文集第一の詩を選ぶ話、菅然の蒼波の詩、都良香の竹生島の詩、顯基や道眞の詩、尚齊會の詩等の話である。第六篇は和歌で、歌合・尚齊會等の歌・連歌を集め、人麿・和泉式部・能因・伏柴の加賀等、著名な説話と歌とが出てゐる。第七篇は管絃歌舞で、胡飲酒・採桑老・萬歳樂・神樂等の舞踊の説話と、器樂に關連する博雅三位・源義光・福天神・廉承武等の話がある。第八篇は能書で、嵯峨帝と弘法大師の能書競べ、道風や行成の能書、樂音寺の能書の靈異等の説話がある。第九篇は術道で、陰陽道等の説話。第十篇は孝行恩愛で、奏老孝子・武則公助・赤染衛門等の説話。第十一篇は好色で、二柱神より和泉式部・小侍從・爲家等の情話、紫金臺寺の男色等。第十二篇は武勇で、頼光・頼義・義家・義經・眞綱等の武勇譚。第十三篇は弓馬で、季武・貞等の弓に達した話。第十四篇は馬藝で、經家・久清・高遠等の話。第十五篇は相撲强力で、大狛・永泉女・金女・重忠・伊成等の强力譚。第十六篇は畜獸で、金岡・鳥羽僧正・良覺等の繪、或は繪合の話等。第十七篇は雜事で、成通と鞠の精等の話。第十八篇は博奕で、花山院の時七年の話、天竺・冥者・法華房等の話。第十九篇は偸盗で、有名な釜盗人、大殿小殿、滑稽な强盗談等。第二十篇は祝言。第二十一篇は哀傷で、詩歌を配して哀傷を述べてゐる説話多く、宗行の菊川の話、義懐惟成の話等。第二十二篇は怪異で、大井川行幸の話等。第二十三篇は宿執で、西行、啄木の曲の話等。第二十四篇は闘爭で、静賀法師の馬允の話等。

第二十五篇は無言利口で、家成の家臣の馬の話、實綱の試聞會、藤士忠定茂の行脚や夏の抱の話、外宮權禰宜、宮腹の女房と法眼師、名僧と泣尼、蓮馬等の卑俗な過稽談が多數載せてある。第二十六篇は怪異で、旋風・流星・海草・幽魂等の異變の話。第二十七篇は變化で、鬼魅・唐鬼・天狗等の靈異譚、古狸狐猫等の化ける話。第二十八篇は飲食で、三條中納言の水飯の話、實貫付正の餅の話、或は食物の名をもぢつた歌等を載せ、第二十九篇は草木で、菊・櫻・根合等、植物に關する有職故實を取扱つた話があり、第三十篇は魚鳥禽獣で、家斉・猿・鳳凰・蛇・人魚・鳥等を人格的に觀異視した話が多いが、殊に狐や龍と婚姻する話、蟹が蛇を殺して娘を救ひ報恩する話等が注目を惹く。なほ本書の内容から判斷すると、成季一人の手に成つたとは思はれない點がある。

【参考】古今著聞集研究標註者不明○鎌倉室町時代文學史藤岡作太郎○鎌倉時代文學新論野村八良○國文學通史坂井衡平○日本文學史潮外本敏夫○宜證今昔物語集芳賀矢一　【為邑】

古今亭しん生　ここんていしんしやう　落語家【初代】【経名】未詳【號】壽耕【生殺】文化六年に生れ、安政三年（二五一）六月二十二日病殺した。享年四十八【法名】古今院宣生日條【墓所】本所瓦表町本久寺【履歴】初代三遊亭圓生（前項）の門人となり、圓太と名乘り、後、古今亭圓生と改め、ついで宣を假名に改めて古今亭しん生となり、古今の名人と稱せられるに至つた。【二代】【姓名】福原常吉【生殺】天保五年に生れ、明治二十二年十一月二十四日下谷仲徒町の自宅にて殺す。享年五十六【法名】新生院古今日說信士【墓所】初代と同じ。【履歴】大兵肥滿で、膂力も衆に勝れてゐた關係上、最初は力士を志願したが、それを止めて本所相生町の餅菓子屋の職人となつた。その頃近所に初代しん生が住んでゐたため、その門人となり、治六或は壽六と名乘り、前座から修業し、やがて古今亭亭輔と改め、後、師名を相續して古今亭しん生となり、噺打に進んだ。【藝風】お角力と綽名されて人氣を得た。力士の話や、田舍の婆さんや、その他往くとして可ならざるなき有樣であつた。殊に藝道熱心の後は、演出上にも特に注意し、與三郎島破りの話をする時は、わざと髭も剃らず、薄鼠色の着附けで、島破り者らしい氣分を濃はしたり、夜の話には蠟燭の心を切らずに暗くし、夜明けに至ると心を切つてパッと明るくするなど、高座に氣分を出すことに力めた。無邪氣な性質と偉大な體軀と、藝道熱心とによつて人氣を得、大噺打としての名を辱しめなかつた。得意は「九州攻居」であつた。門人に五明侵今輔・五明侵玉輔がある。【三代】【経名】未詳【生殺】生年未詳。大正七年五月十日殺。【履歴】二代目古今亭今輔の門人となり、貴屋今松と名乘り、又綽名をしやもと言はれてゐた。軍噺屋に今松といふのがあつたからである。聲色が得意であつた。後、雷門助六となり、ついで、しん生を襲いだ。

【小熊】

故混馬鹿集　こがしんばかしふ　狂歌集　二冊【編者】朱樂管江【刊行】天明四年【解説】初め「狂言発鉢集」と名づけたのを、朱樂館の狂歌會席上で六歌仙を題として詠んだ狂歌を巻頭に載せたために、そのよみ人中の馬場金埒・鹿都部眞顔の頭字をとつて、「馬鹿集」と改めたといふのである。四季・戀雜・羇旅・賀・釋教・神祇その他二十部に分類し、歌數千百餘首を掲げ、赤良の「萬載狂歌集」（別項）、「後萬載集」には見えない狂歌師の作歌も多く、所謂天明調の特徴を示したものである。

【野崎】

古今化物評判　ここんばけもののひやうばん　草雙紙　合卷　五册合二册【作者】談洲樓燕馬【畫工】歌川國貞【名稱】古今の有名な化物と歌舞伎役者の化けくらべを意味する。角書には、「大和屋音羽屋、成田屋狂言奇話」とある。【刊行】文化十一年、永壽堂板。【題材】文化十年中村座の三津五郎の十二月所作事、森田座の團十郎八景所作事、森田座・市村座の松緑の「洗濯話」「累淵」及其後、及び大江山酒呑童子傳説等。

【梗概】（前編）大江山の酒呑童子、このほど化物の世界が甚だ退廃したのに困り、恢復の途を講ずるため江戸行を決心し、うぶめ・長壁の二怪を下して樣子を探らせる。二怪共に歌舞伎の人物に脅されて逃げかへる。（後編）酒呑童子が蘇生させた淺草四番堂の繪馬の鶴が童子の命によつて樣子を見る。鶴は三津五郎の所作十二變化に驚を消し、その果ては人間に捕へられて見世物にされる。きうと知らぬ童子は大勢の化物どもを率ゐて、江戸に下る。化物共は團十郎の所作八變化に驚き、童子もまた松緑のろくろ首の芝居に惑れ入る。童子は館林の茂林等の狸に相談に行く。その狸も松緑の果の怨靈の役に仰天する。童子も狸も狂歌師四方赤良類を呼れて行き、松緑の化物盡しの裏め言葉を教へて貰つて、市村座の切おとしの中の間に立つて裏め立てる。

【構想】馬琴は、當時評判の歌舞伎役者の當り藝を適當するために、酒呑童子その他の化物を語りて來たのである所作事の十二變化・八

古寫本「古今著聞集」（澁田鑑氏藏）

判詐婚化今古

[illegible]

[illegible]

[illegible]

く、教訓的短篇集ではあるが、多少異つた點がある。「他我身之上」が、咏と聖語と世話との義理の説明に終つてゐるに對し、「小扇」は半ば、いろ〳〵の説話から成つてゐる。例へば夢物語の如き、又吉休といふその道に通じた宗匠が、ふと戯に眼が眩んだばかりに、鑑定を誤つて偽物を掴む話など、作者の空想や悲談めいた題材も交つて、「他我身之上」よりは面白くなり、文も大に圓熟したのは、逸境を示したものといへる。参物語といふは、或る人の夢に、鶯と雀とが、巣を造らうと厨前の梅の木を爭ひ、聖鳥鳳凰のところに訴へ、理非の裁斷を仰がうとしたので、鷄鳴が出しやばり、兩鳥の系圖を調べた上、正しい方に梅花の受領を許すと申渡す。鶯と雀とは、互ひに主張を曲げず、古書や詩歌を誦して、有利に導かうと爭つて、いつ迄しても巣しがつかぬから、鳳凰が出て裁定を下し、兩鳥が相聴するといふ話。卿ち利慾の為に爭の止まないのを戒めた寓話である。

小扇挿畫

その他鉦の顧立、風鐸先生の頓作、山寺の御兒の才覚、寺の上人ぬけ句の事等、鶴川答又は經口明に類するのもあつて、老莊又は禪学の影響を受けた點が、著しく目に着く。而も一貫する思想は教訓主義にあり、又故實の來歴を頗はしく説くことは、依然衒學的であるが、「他我身之上」に比すれば、遙に優れた作である。併しそれほど行はれなかつたものと見え、傳本が稀である。

〔水谷〕

小坂部誼の段　おさかべぎのだん　「蝶花形名歌島臺」を見よ。

小櫻縅　こざくらおどし　「雅誌」【刊行】明治二十五年十一月、江見水蔭の江水社より發行、二十六年七月、第五號で廢刊。【解説】四六版、瀟洒の小册子。硯友社の作風に倣らずとも、詩趣豐かに、新味あるものに志してゐた江見水蔭・田山花袋・太田玉茗等、主として筆を執り、なほ宮崎湖處子・松岡（柳田）國男等の詩歌を載せた。〔齋藤（昌）〕

小櫻姫風月奇觀　こざくらひめふうげつきくわん　讀本

（役割）小扇七之助（市川左團次）、鶴の屋お鶴（新柴秀満）、細打の七藏（市川中車）、お鶴の母お勢（市川紅若）等。

【梗概】〔序幕〕（其一）水代橋下船中の場。淺草廣小路の藝者お濱は、御守殿と綽名に呼ばれ男嫌ひで通して來たが、どうした緣でか山谷の小舟乘七之助と驅伸となり、一人船頭一人藝者の法度を犯した船の中で、夜をも持たで樂しい首尾を交す伸になつた。と舷に流れ寄る溺死體があるので、引き揚げて呼び生かすと、それは新川の酒問屋の手代宗吉であつた。損先を集めての歸り、乘合船で不正博奕に手を出して八十兩巻き上げられ、口惜しさ面目なさの投身であつた。しかも段々の話のうちに、その鶴りの相手が細打の七藏だと分り、證據の發覚を怖れて宗吉を川中へ蹴込み板木を振り上げて打殺す。（其二）深川相川町七藏内の場。暮六つの丁度その時刻、七之助の妹お幸は、佛壇の灯の丁子がねて眼目に入りひどい苦しみをしてゐる。やがて七之助は久々で訪れて來て、宗吉の投身した一條を語つて七藏に地道な稼ぎを勧め、惡事はよしてくれと諫める。七藏は耳にも留めずうるさいとばかり追立てて一寝入りする。七之助は佛壇にある財布に目をつけ、忍び入つて探り取らうとすると、後の壁を破つて別の手が出て一息草く引きさつて了ふ。（其三）翌日、深川元町河岸通の場。七之助は前場で金を奪んだ巾着切白旗の金太の後を尾けて來て奪ひ合ひとなり、遂に金太を刺して金を手に入れる。〔大詰〕（其一）木下川村淨光寺梅林の場。その翌日お濱は七之助と夫婦氣取りの隠れ遊びに、梅見がてらの藝師參りに來て、掛茶屋で身の上ばなしをしてゐるところへ、母親のお勢もやつて來る。今朝七之助がお濱に與へた八十兩の大金と云ひ、また腹懸にあつた血だらけの手拭と云ひ、不審に堪へず訴人したところ、昨夜の人殺しが七之助と極つたからとお濱に因果をふくめるためだつた。（其二）同境内藝師堂の場。捕手がかゝるので、七之助は事態を知り「お濱、手前は今になつて命が惜しくなつたか、ウム、もうかうなりやアこの遣逃れだ」と匕首をかざして大立廻りとなり、お勢を斬つて遂に縄にかゝる。

【批評】親のためにした殺虎が鏡を合圖に妹に報つて行く因果ばなしや、一筋の手拭が各場を縫つて行く手法等、古い歌舞伎脚本の舊套を脱し切つたとは云へないが、その簡勁な筋立と洗ひ上げられた臺詞に、よく塊方的手節的な景物詩を配し、すつきりした江戸前の佳作を成してゐる。作者の代表作の一つであると共に、從來單に四五の試作に筆を染めるに過ぎなかつた作者が、實際的脚本家として立つに至つたその第一作として、特に留意に値するものである。〔水木〕

湖山　こさん　漢詩人【姓名】小野長愨。字は仙霞、一字は懐之。【別號】狂狂道人【生歳】文化十一年、近江國東淺井郡高畑村に生れ、明治四十三年四月十日歳す。享年九十七【閲歴】江戸に遊び、梁川星巖に從つて詩を學び、後、三州豐橋城主大河内家に聘せられて落政に參した。維新の後は詩酒に隠れて仕へなかつた。大沼枕山・鱒松塘と名を齊しうした。【批評】その詩は豪宕潔雅、毫も修飾がない。故に奇氣が紙上に横溢してゐる。その論詩絶句に、「詩人本意在ニ箴規一、語要ニ平常一不レ要ニ奇、莫就ニ免貧一論ニ風格一、看山樂府是吾師」とある。卿邪を求めずして眞性情を吐露しようと期した彼の本領を示したものである。〔湖山樓集〕の著がある。〔佐久〕

御傘　ごさん　俳諧式目　三冊【編者】松永貞徳【名稱】本名は「誹諧御傘」、御傘は略稱である。御傘の二字は「ごさん」とよむが、古來或は「おからかさ」又「きよさん」とよんだ例もある。【名義】自序によると、本書は初め編者が題名に窮し、「そなた次第」と名付けようとして、侍童の非難にあひ、その侍童の授じた「各案」「めんめんさかづき」と、他の侍童の授じた「うへさまのおからかさ」とに就いて神慮にはかり、その結果「うへさまの」の五文字を略して「御傘」と題し、これを「ごさん」と音讀することにした。「御傘」と題する心は、この書物があれば、上樣の御傘に損合のない如く、俳諧にもその禁制たる損合をする人はあるまいといふのである。【刊行】慶安四年初秋。なほ萬治二年中秋版は十册になつてをり、その他彼刷が多い。【由來】當時は京も田舍も、賞賤老若を問はず、齊しく俳諧に耳を欹て心を悅ばせてゐたが、損合や去嫌・指合等の禁制に惑ふことが多く、隙つてこれに關聯した評論が絶えないので、二條良基の「連歌新式」（別項）に準據し、私の新法は設けないで係かに一座一句に限られたものを二句に、七句のものを五句にする程度の改訂を加へて、門弟のために本書を著すことになつたといふことが、その自序に誌されてゐる。【諸本】若例併載機集（俳書大系篇外）所收【解説】上にも述べた如く、本書は俳諧に論議の多い損合と去嫌とを連歌に於ける場合と對照して、それぞれの語また事物に關して詳細に制定し説明したものである。例へば「いにし〈」といふ語は連歌では一座一句のものであるが、俳諧では二句までは詠んでも差支なく、太古・上古・中古・往古・古代・古今集などの「古」は「いにしへ」の義であるから、「いにし〈」と同じく一座に二句までは差支ないといふやうに、先づ連歌の制式をゆるめて一座の句數の限度を定め、或は「命」と「玉の緒」は折を變へるべく、「蟲の命」と「玉の緒」とは二句去とすべきであるといふやうに、その去るべき句數を示し、或は家至再興のため一千巻の宮經を志して餘念がなかつたが、計らずも義臣水二郎と再會し、佛眼禪師の法力にて毎夜小櫻姫を惱ます妖怪が、お梶に憑いた金鯉魚の傀儡であることが顯はれ、金鯉魚は禪師の法聞に感喜して志賀之助の寫經を乞うて消えた。時に北條義時唐崎に來り、佛眼・志賀之助に對面して清玄復讐のことを許す。又、細六の造酒之系が救つた彌生の方・玉琴を出し、母子主從の對面をさせた。かくて彌生・小櫻姫は出家し、志賀之助は清玄を討ち、義時の命により玉琴を娶り、本領に安堵した。

【構想】教訓的因果應報物語で、その趣向とするところは支那小説に據る怪異にある。それは、文化二年に出した京傳の讀本「櫻姫全傳曙草紙」が、浮瑠璃脚本に據つて趣向を立てたのに對するものである。特に外題に小櫻姫の名を用ひたのも、この趣向に據る所があつたからであらう。併し支那小説流の妖怪味を盛つた事に一種の興味はあるが、作意の跡が露骨で決して優れた趣向ではなかつた。未完のままで終つたのも、さしたる評判がなかつたからであらう。その後十一年經つて琴魚が後編を編いで始めて完結はしたが、取り立てゝ言ふほどの事もない。ただ趣向の矛盾もなく筆致も同一人の手になつた如く思はせる點に、その苦心を認めねばならぬ。〔笠巻〕

御屋敷歌　おやしきうた　「御殿歌」を見よ。

小猿七之助　こざるしちのすけ　「細繰模樣燈籠菊桐」を見よ。

御屋敷歌　おやしきうた　「御殿歌」を見よ。

小猿七之助　こざるしちのすけ　脚本　二幕　五場【作者】岡鬼太郎【刊行】世話狂言集・鬼太郎脚本集第一卷所收。【興行】大正九年一月、明治座にて初演。

御傘（文庫）

の詩人は、その時代に存在したものか、又は後の同名の詩人としたものか明らかでない。そこで本書に載せた作品の制式は、しなければならぬ。しかし、これを表題したものの表題に載せた作品の制式は、のみでなく、表題に表現制定されたものとも作品の表式としてあるべき筆者の表題に載せたものとしてあるべき筆者の表題に載せたものとしてあるべき筆者の表題に載せたものとし

古事記	一巻	太安万呂	712
古事記伝	一巻	本居宣長	1798
古事談	六巻	源顕兼	1212
古今和歌集	一巻	紀貫之ほか	905
古今和歌集目録	一巻	藤原定家	1205
古今和歌集仮名序	一巻	紀貫之	905
古今和歌集真名序	一巻	紀淑望	905
古今和歌集序	一巻	紀貫之

しめられた。然るにこの事は、天皇の御在世中には完成されなかつたが、御遺志は元明天皇によつて繼承せられ、天皇も舊辭の誤忤と先紀の謬誤とを憎しみ給ひ、和銅四年九月十八日に太安萬侶に對して、稗田阿禮が誦習した勅語の舊辭を撰錄して仔細に採り捷ひ、古意古實の保存に努めて三卷を錄して和銅五年正月二十八日に獻つたとある。（私仁私記序）天武天皇の帝紀・舊辭の制定の御事業は、一に天皇の復古的精神と敬神崇祖の大御心、即ち日本主義的精神に基くものである。この事は序に、「聞海濱諸國、淳樸猶擅、探賾鉤深、上古之心、鏡燭炤明、撮要錄實、帝皇之業、煥然自著」とあるのによつて知られる。然るに、河村秀根は、天皇の修史の目的を壬申の亂に關聯せしめて、「夫天武天皇以戰伐、即位、史筆褒貶非無所疑、欲令後世、其世、而定史書」と論じ、飯田武郷も大體これに贊してゐるのは、當を得たものとは言ひ難い。當時大陸文化は遺隱なく我が國に押し寄せ、これに慣れた結果、大化の改新が斷行せられ、一方には佛教思想が朝野に浸潤して、固有の精神を尋からず歷迫した。こゝに於て愈邪正義の天皇が、外にあつては國家の獨立と尊嚴とを宣揚し、内にあつては皇室並びに諸氏族公民等の由來と國土の起原とを明かにして國家的精神を高調し、日本主義的精神を貫徹せんと、舊記の制定を企て給うたと見るべきである。

誦習者稗田阿禮に就いては、弘仁私記序の註及び齋部氏家牒に、天鈿女命の後と見え、又西宮記に「猿女依二饗殿宴解一内侍奏補之」とある條の裏書に、「貞一猿女二事。弘仁四年十月二十八日。猿女公氏之女一人。迫二饗殿宴一。延喜二十年十月十四日。昨尚侍令奏。饗殿宴申。以二稗田鳴貞子一講一爲二藤田海子死闕替一」とあるのによつて、女性説をとる學者（平田篤胤・本野戶野瑞・井上頼圀・吉田穂麿・柳田國男等）がある。これに反して、男性説を主張する學者（佐藤信淵・池邊義象・筑谷清文等）は、舍人といふものは男子の職名と解するのが普通であること、女にかやうな誦習の能力があるとは思はれないこと、阿禮には女に適はしい稱呼がないこと、及び稗田氏の者は必ずしも女子のみが朝廷に奉仕するとは限つてゐないこと等を理由としてゐる。然し舍人の文字は、公に奉仕する男女の總名なるトネを漢文に書かんがための文飾であり、稗田氏が猿女君であつたことは、「西宮記」を以て明白なる證據とすべく、猿女君が女系相續の家であつた事は、上卷に「是以猿女君等、負二其獲田毗古之男神名一而。女呼二猿女君一之事是也。」とあるによつて明かであり、この猿女は多くの御巫と共に、大嘗祭以下の宮中の晴の儀式に必ず參列すべき公の職分を持つてゐたのであるから、これ等によつて稗田阿禮は女子であつたと見るのが穩當であらうと言つてゐるのに從ひたい。次に、阿禮の誦習に就いても、（一）誦誦説（本居宣長・田中穎康・上田萬年・井上頼圀・飯河道雄等）、（二）回讀説（平田篤胤・上田萬年・津田左右吉・安藤正次等）に説が分れてゐる。（一）は宣長が序に、「勅二語阿禮一。令二誦習一。帝皇日繼及先代舊辭」とある誦習を誦誦の意に解した（古事記傳）のによるものであるが、既に皇室や諸家の舊記が多く存してゐた當時に、不確實なる誦誦による必要は無く、天武天皇も、諸家に傳ふる帝紀・本辭なる古記錄の虚僞を改めようとせられたのであるから、誦習を調習、即ち漢字で記されてゐる古記錄の調み惡いのを、誦み習ふ意と解するの優れるを思ふのである。殊に序に、「於二姓日下一誦二玖沙訶一。於二名帶字一誦二多羅斯一。如二此之類一。隨二本不一改」とある以上、阿禮の誦習した勅語の舊辭は、紛ふ方なき記錄であつたことを知るのであるが、誦誦説も必ずしも捨てられない。

安萬侶の撰錄に就いてもまた異説がある。宣長が阿禮の口述を安萬侶が筆錄したといふ意に解いてゐるの誤なることは勿論である。安藤正次氏は從來誤傳の多かつた調み惡くかつた舊辭の、既に天武天皇の御代に修正され、調み解かれてゐたものを、更に當時の普通文風に書き改めたのが安萬侶の撰錄であると說き（日本文化史、古代）、これに反して、高木敏雄氏（日本神話傳說の研究）、松本芳夫氏（史學六ノ三）は、多くの材料を取捨して編纂した意と解いてゐる。想ふにこれ等の說は、既に津田左右吉氏も指摘してゐるやうに（古事記及び日本書紀の新研究）、阿禮の誦習した材料が、一であつたか多であつたかによつて決せらるべきであるが、この撰錄に費された月日が、僅々四ケ月餘であつたことを見れば、阿禮の誦習した帝皇日繼と先代舊辭とを仔細に採り捷つて一篇の「古事記」に纏め、調み惡い所を書き改めて調み易くし、又註など多加へたのが安萬侶の撰錄であると見るのが最も穩當であらう。勅語の舊辭のみを撰錄したやうであるが、帝皇日繼をも併せ爲したことは、「古事記」の内容を見れば明かである。又、序の「勅語舊辭」の勅語に就いても、口勅（澤田淳、國學院雜誌二八ノ七）、親撰（古史徵開題記）、勅命（澤田淳、國學院雜誌二八ノ七）、帝紀の誤（古事記及び日本書紀の新研究）等と說かれてゐるが、天皇親訓（世界聖典全集・古事記解題）の意と見るべきであらう。

【諸本】（一）眞福寺本三卷。名古屋市眞福寺寶生院に傳ふる現存最古の古寫本且つ善本。一名大須本と稱し、明治三十八年四月に國寶に指定された。上中二卷は慶安四年に、下卷は同五年に眞福寺の僧實瑜が書寫したもの。中卷下卷には奥書あり、中卷の奥書については安藤正次氏の「眞福寺本古事記中卷奥書の研究」（史學雜誌三三ノ一一）があり、下卷の奥書については菅政友の「眞福寺本上下事記由來考」（全集所収）がある。なほ本書の體裁その他については山田孝雄氏の「眞福寺本古事記解說」（古典保存會本）がある。近時古典保存會から複

製印行せられた。（二）伊勢本上卷一。應永三十一年に沙彌道祥の書寫したもので一名應永本と稱す。（三）伊勢一本上卷一。道祥の本を應永三十三年に僧恭瑜が寫したもので、右二書共舊鶴寺本上卷と大同少異である。（四）前田家本三卷。前田侯爵家所藏本。三卷共に奥書がある。それによると卜部兼永が大永二年に家傳本を以て書寫校合せしめたものを、慶長十二年に春日の社家祐範が勅本を以て校合書寫したものである。（五）紅閣本三卷。慶長の寫本で吉田の神龍院梵舜の遺獻したものである。古版本では寛永二十一年刊の古事記三卷が最も古く、度會延佳校の豊原古事記（享和三年）、訓古事記（文政二年）、訓古事記三卷（本書は初め「新刻古事記」と稱した。本居宣長の門人長瀬眞幸が「古事記傳」の說によつて、本文と訓法を正して編んだもの。出版後は「古事記」の標準書となつた。世に古訓本といふ。）、新訓古事記正文三卷（前者の無訓本。慶應三年仙鶴堂で飛鳥書として上木。佐佐木信綱）等がある。明治以後のものでは、古事記三卷（三輪田元綱校、明治三年）、合本古事記三卷（名古屋嘉藤版で校者は植松茂岳、その子孫・木野戶野瑞・井上頼圀・吉田穂麿・柳田國男等）が

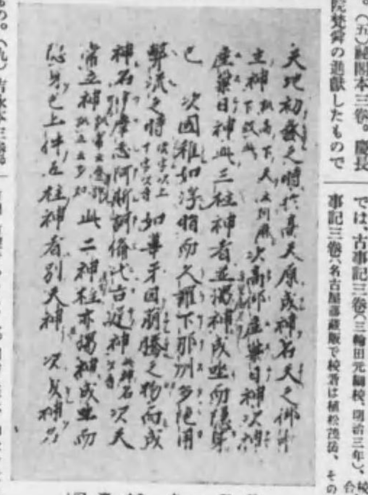

伊勢一本「古事記」

有隣・有經であるといふ。明治八年）、神字古事記四冊（藤原政興、明治五年）、訓古事記三冊（大鹿安・西野古海・西治七年）、假名古事記三冊（大鹿安・西野古海・西治七年）、校訂古事記三冊（田中穎康、明治二十年、蓍編寺本をはじめ諸本を以て校訂し、新訓を附した注目すべきもの）、校定古事記三冊（本居豐穎・井上頼圀・上田萬年）、三輪古事記一冊（益川玄耳）、校古事記一冊（次田潤）、校訂古事記一冊（藤村作。蓍經寺本を底本とし諸本を以て校訂した注目すべきもの）等があり、又、有加堂文庫・日本國粹全書第七編・國史大系第七卷・日本文學大系第一卷等に收められてゐる。

【梗概】（上卷）天地初發の時に高天原に天之御中主神・高御産巣日神・神産巣日神の三柱の獨神が御生れになつた。次に國土は固定せず海月の如く漂つてゐる時に、また二柱の獨神が御生れになつた。次に神世七代の神々が生れ、その最後に伊邪那岐・伊邪那美の男女二神が現はれた。二神は「此の流離してゐる國土を修理固成せよ」といふ天神の使命を帶びて、天の浮橋に立つて天の沼矛を以て滄海を攪き、引き上ぐる時その矛の末から滴り落つる潮は自ら凝つて島となつた。二神はこの島に天降つて、始めて夫婦の交を結ばれる。その結果水蛭子と淡島とが生れたが、女神が先に言葉を發せられたために不完全な子であつた。そこで今度は男神が先づ唱へて、御蛭ひなされて、大八島を初め島々を生み、續いて海川山野木石その他の神々を生み、最後に火の神を生んでほとを燒かれて病臥せられ、嘔吐その他に神々が化成したが、生の裏には暗い死が潜んでゐて、女神は遂に神避り給うた。男神は女神の死を泣き悲しまれたが、妻を死に至らしめたのはこれだと言つて、火の神を斬られると、その血が石の群に飛び散つて、多くの神々が化成し、又火の神の體にも多くの神が化成した。然し死者は再び甦らない。男神は亡き妻の戀しさに堪へかねて、その後を追うて黄泉國に往き、女神を再び現し國に連れ歸らうとされる。が「見るな」の禁を犯されたので、二神の間は遂に爭闘となり、男神は絶妻の誓を立てて這々の體で逃げ歸り、日向の檍原で禊祓をして黄泉の穢を祓はれる。その時、身に着けた物を投げ棄てて十二神が化成し、潜き潜いで住吉三神その他の神が化成する。そして最後に左眼・右眼・鼻を洗はれると天照大神・月讀命・須佐之男命の三貴子が御生れになつた。伊邪那岐命は三貴子にそれ〴〵統治すべき國を割當てられたが、須佐之男命は割當てられた海原を治めず、八拳鬚が胸前に至るまで慟哭し續けられた。その原因は姉の國に往かうとするに在つた。父なる伊邪那岐命は怒つて須佐之男命を高天原から放逐された。放逐せられた命は、姉なる天照大神に暇を乞ふために、山川國土を振り動もしつゝ高天原に上つて行かれる。その物音に驚かれた天照大神は、弟神に邪心あるを疑ひ、男裝して武具に身を固められて、昇天の所由を問はれた。弟神は異心無きを證するために、「宇氣比て子を生む」ことを申し出で、天安河を中に隔てて誓ひをされた。その結果天照大神の物實によつて五柱の男神生れられ、須佐之男命の物實によつて三柱の女神生れられ、命の清明の心は證された。勝に乘じて弟神は畔放・溝埋・屎戸等の亂暴を敢てなし、終には忌服屋の棟を穿つて天斑馬を逆剝にして墮し入れ、ために服織女が死んだので、宣容なる天照大神も流石に見かねて、天石屋戸にさし籠められた。そこで世界は暗黑となり、あらゆる災が一時に沸き起つたので、八百萬の神神が集まつて、天照大神を招き奉る計を凝議し、思金神の提案に從つて、雞を多く集めて鳴かせ、賢木に勾玉・鏡・和幣を取り垂らして御幣と爲し、祝詞を禱ぎ白し、手力男神が戸の側に隱れ、天宇受賣命が「胸乳を露き出で、裳緒を陰上に押し垂れて」踊り狂つた。その樣を見て八百萬の神達は、高天原も鳴動するばかりに笑ひ崩れた。大神は不審に思はれて、

語が續く。[illegible]の剣に乗り、[illegible]の皮を衣服と
して旅路から帰る[illegible]犬の前に来た少名毘古那は、
大國主を助けて國土を作り堅める後、常世國
に渡った。大國主は嘆き悲しんでゐると、海
原を照して近寄って来る神があった。その神
は「我を斯く厚く祀るならば、國土の経営を助けよ
う」と言った。大國主は、何様にして祀るかを
尋ねられると、「我を大和の青垣東の山の上に
斎き祭れ」と答へた。その後に大分神の神酒
が記されてゐる。

出雲神話が複雑な意図によって繰り返
し、そこに突如として、「倭葦原の手弱の民五
百万の水穂の国は、汝が御子正勝吾勝速日天
忍穂耳命の知らさむ国」といふ天孫降臨の
命令によって、高天原の物語が始まるとする。
は、地上の君主として新に招き迎へられた天孫降臨
常に繰給として立って水穂の国を見給ふと、非
八百万の神々を集めて令議が開かれ、
神の意思が議決された。が、この神は地上に
降る。大国主に朝貢が行はれ、三年に至るまで
復奏しなかった。天上では其の令議が開かれ、
その結果天穂日が弓矢を賜はって降る事に
決った。給るに天若日子も亦大國主の女下照
比賣を娶り、又水穂の国を奪はうと企み、八
年に至るまで復奏しなかった。天上では三度
令議が開かれ、雉名鳴女を天若日子の門前に
として遣はした。雉は天若日子の門にある桂
の上に降りつって、つぶさに天神の命令を
いって、この神の鳴音は地上に
聞こえた。所が天若日子の妻が雉の鳴音を聞
いて、この雉の鳴音は悪いから射殺しなさ
いと言った。弟命は天若日子の手に渡された
天の羽羽矢を射て雉を殺した。矢は雉の胸を貫いて、
地上に達した。高天原に達した。
高天原の神々は、天若日子の
矢を見て、「若し我が射る矢に当る事あらば、
悪き心を持つ者の為に射られよ」と言って、
矢を取って投げ下した。矢は天若日子の
胸に中って日子は死んだ。
邪心を抱く日子の胸に中って日子は死んだ。
日子の妻や子供達が
大国主を助け国土を作り堅める後、常世国
に渡った。大国主は嘆き悲しんでゐると、海
原を照して近寄って来る神があった。その神
は「我を斯く厚く祀るならば、国土の経営を助けよ
う」と言った。大国主は何様にして祀るかを
尋ねられると、「我を大和の青垣東の山の上に
斎き祭れ」と答へた。その後に大分神の神酒
が記されてゐる。

出雲神話が複雑な意図によって繰り返
し、そこに突如として、「倭葦原の手弱の民五
百万の水穂の国は、汝が御子正勝吾勝速日天
忍穂耳命の知らさむ国」といふ天孫降臨の
命令によって、高天原の物語が始まるとする。
は、地上の君主として新に招き迎へられた天孫降臨
常に繰給として立って水穂の国を見給ふと、非
八百万の神々を集めて令議が開かれ、
神の意思が議決された。が、この神は地上に
降る。大国主に朝貢が行はれ、三年に至るまで
復奏しなかった。天上では其の令議が開かれ、
その結果天穂日が弓矢を賜はって降る事に
決った。給るに天若日子も亦大國主の女下照
比賣を娶り、又水穂の国を奪はうと企み、八
年に至るまで復奏しなかった。天上では三度
令議が開かれ、雉名鳴女を天若日子の門前に
として遣はした。雉は天若日子の門にある桂
の上に降りつって、つぶさに天神の命令を
いって、この神の鳴音は地上に
聞こえた。所が天若日子の妻が雉の鳴音を聞
いて、この雉の鳴音は悪いから射殺しなさ
いと言った。弟命は天若日子の手に渡された
天の羽羽矢を射て雉を殺した。矢は雉の胸を貫いて、
地上に達した。高天原に達した。
高天原の神々は、天若日子の
矢を見て、「若し我が射る矢に当る事あらば、
悪き心を持つ者の為に射られよ」と言って、
矢を取って投げ下した。矢は天若日子の
胸に中って日子は死んだ。
邪心を抱く日子の胸に中って日子は死んだ。
日子の妻や子供達が

石百の内から[illegible]び[illegible]の[illegible]わけを問はれる。
宇志毘古が、「天神よりも尊い神が弟子と名乗
へ、大王命が魔を見せると、大神は金々不審
に思はれて、戸口から少し出てました時に、手
力男命が引き出し奏った。かくて世界は再び
明るくなった。この弟命の結果として、須佐
之男命は八百万の神の決議により、千位置戸を
科せられ、手足の爪を抜かれて高天原から
追放された。その冰の神は新潟県である。須佐之男
命は出雲の国に降り給ふ。大蛇の犠牲として
の人身御供として、毎年一人宛の生贄を出す
ことになってゐた。その年は最後の一人
の番であった。須佐之男命は、
「汝は何者か」と問ひ給へば、
「我は国つ神、大山津見の神の子、足名椎と
手名椎と妻の名は櫛名田比賣といふ。
今年は最後の一人の番であるから、
生贄として差出す。
八人の娘は皆々
食はれてしまった。
残りの一人の
櫛名田比賣を
今年は差出す。
須佐之男命は、
「汝の娘を我に与へよ」と
言ふ。農夫は
「貴方は何者か」と問ふ。
須佐之男命は、
「我は天照大神の弟である。
今、高天原から
下って来た。
汝の娘を我に与へよ」と
重ねて問ふ。
農夫は
「貴方は

比のことの神を祈むことによって難を免れるべき事を告げ、彼の出雲に行って大神を
祭ることを命じた。命は出雲大神の女子所と婚があるべきを告げ、彼の
人が、愛の神を怒らせて死刑に處せられた。そもそ
の家に本妻を中心とした雷が神を生む話と
の女の神を生む話が別にあるが、三
柱の神を生むことによって婚

[illegible]

【参考】 [illegible]

【研究・評】 [illegible]

【[illegible]】 [illegible]

【[illegible]】 [illegible]

【[illegible]

記研究の二方法として、本文そのものの研究と別の方面から得た標準とを比較によって研究を進め、同四年度にまた「古事記」上代人の思想と言語としての、上代人の思想と言語としての「古事記」の研究を発表し、同年度に「古事記」の成立の研究を発表し、同年度に「古事記」の研究を発表し、同年度に「古事記」の研究を発表し、同年度に「古事記」

字音・訓・仮名・漢字等の用法を表明するものとも出来る。しかし、次に古言を記す四種のものとも出来る。（記紀歌の第一）「古事記」の字音は、天武記に「記定帝紀及上古旧事」とあるように、帝紀に関連する旧事、即ち、歴代の天皇の事績を記したものであるから、当時の人々の間に通用していた音・訓・仮名・漢字等の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二）「古事記」の字音は、天武記に「記定帝紀及上古旧事」とあるように、帝紀に関連する旧事、即ち、歴代の天皇の事績を記したものであるから、当時の人々の間に通用していた音・訓・仮名・漢字等の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第六十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第七十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第八十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第九十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百二十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百三十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百四十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百五十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百六十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百七十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百八十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第百九十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百二十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百三十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百四十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百五十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百六十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百七十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百八十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第二百九十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百二十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百三十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百四十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百五十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百六十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百七十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百八十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第三百九十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百二十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百三十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百四十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百五十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百六十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百七十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百八十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第四百九十九）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百一）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百二）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百三）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百四）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百五）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百六）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百七）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀歌の第五百八）以上三種の用法を表明するものとも出来る。（記紀

現はれたとし、かつ、その点を言語学的の「民族」を日本国家の「民族」と同視せしめ、国家学的・国民的所産の実質なりと説く。「古事記」の研究は、その時代と信奉の性質を考慮して、その研究の方法に、「それぞれの民族の特質を明かにし、その民族の文化の発達の過程を考究し、その民族の特有の思想・信仰・言語・神話・伝説・歌謡・文学・宗教・政治・法律・道徳・美術・工業・商業・農業・牧畜・漁猟・交通・運輸・衛生・人口・人種・言語・宗教・文学

る。実は後文だけで成るに至らなかったものか。【刊行】文政元年刊。後考。内容は田中道雅著。平田篤胤全集所収。【内容】古伝説の考いの天孫降臨の説話を、「古事記」「日本書紀」「風土記」「古語拾遺」「延喜式」等から、「古事記」「日本書紀」「風土記」等の記事を比較して、「古伝説の考」を試みたもので、一巻には天孫降臨から天照大神の誕生まで、二巻には天孫降臨から神武天皇に至るまで、三巻には天孫降臨から神武天皇の誕生まで、全巻を合せて六十五項に分ち、「古事記」の文に従って記したものである。なお注文は六十五項(百十八箇)を、六十二に分ち、「古伝説の考」(同巻)その他と共に明治三十年刊。【価値】著者自身「古伝説の考」に対して、「伝説の考は、古事記・日本書紀・風土記・古語拾遺・延喜式・祝詞・神代紀・神代巻・神代文・古事記伝・古事記伝・古事記伝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

訳語にしてゐる事が多い。樂言葉は、樂國の意義を云ふために、樂國故事の說を立てゝ、樂言葉の意義を云ふ事が多い。樂言葉に於ても、樂學三行說、古音學の說は、現行の說とは、多くの點で異なる。國語研究の基礎は、現行の說に於て、正鵠を失する點少なく、國語研究の基礎は、現行の說に於て、正鵠を失する點少なく、こゝには出來ないものである。（三篇）

小倉長水 おぐらちょうすい 國學記行文家【本名】

久太【職業】明治八年十二月生れ。【經歷】明治八年十二月生れ。國學記行・國學の事を研究した。記行文はその中心。【著作】「日本山水記」「日本山水名勝」「日本山水名所」「日本山水名所」「日本山水名所

は、いずれも赤々動けてゐる。次に区切の事、延び音の事も記し、次に五十音図の十行の大意及び用事について記し、「母」に「たとへて言はば」、ア行は赤土也、カ行は井戸也、サ行は山下水也、タ行は雷也、ナ行は稲妻の総名也、ハ行は風也、マ行は海也、ヤ行は山也、ラ行は雷也、ワ行は海也、ガ行は雷也、ザ行は雷也、ダ行は雷也、バ行は雷也、パ行は雷

が多い。〔書目〕

五十三雛の座敷（ごじゅうさんびなのざしき）　浄瑠璃。五十三段。

五十女三代記（ごじゅうおんなさんだいき）　浄瑠璃。三段。半太夫節。【作者】近松門左衛門【名称】

【成立】初演年月不明。本曲の興行は宝十四年頃と伝承されている。【梗概】「五十三雛」の座敷で五十年以上を経てきたものが、或る女を化け物に誘惑する。その女は実は化け物に誘惑されて、その女の正体を見届けようとする。その女の正体は、

方若殊今治では、伊達家時代の文武顕彰と治政、分功記録を綜いて百年ほど後くられ、新撰国史略記事略日誌では藩士日記という多数歴史によつて、天王寺の大鉦が焼失されたと云ひ、四国遍路文殊院では手水の会銘のゆふりのある鐘名和という美文が入来したと伝へられてゐる。後者に国しつて手水鉢は弁慶寺の鉢で、寺内に弁慶の鉢の一つが、実は別行基のものは、数く上げることの出来ぬほどであつた。

【参考】 後者の伝説は文に乗じて、「鐘山之井」（河内）がある。

【参考】 当時伝説者云ふ（後者文献参照）（仲）人文天保図（寺内井戸）（後者文献参照）（仲）人文天保図（寺内井戸）（後者文献参照）（仲）北村天保年間（寺内井戸）（後者文献参照）

【参考】 ※ 「日天」を見よ。

【参考】 ※ 「浦島伝説」を見よ。

古狸説

【参考】 ※ 「狸説」

【参考】 ※ 「狸説」

【参考】 ※ 「狸説」

佐竹義重（さたけよししげ）【人名】

佐竹義重の子。

佐竹義宣（さたけよしのぶ）【人名】

佐竹義重の子。

佐竹氏（さたけし）【人名】

佐竹氏。

佐竹義宣（さたけよしのぶ）【人名】

佐竹義宣

九年「文藝倶楽部」に「二人の女」を発表した。翌年から「文藝倶楽部」に「完璧主義者」（同年）を発表した。翌年から「文藝倶楽部」に「二十年後

久兵衛殿と一人に成る家なた。兵庫殿子孫の
事より多数したので、久兵衛を出つて一貫だ
けでも返してくれと願の上久兵衛殿子、却
つてこれを怒る。兵庫殿は久米にて死なた。
三日目に久兵衛殿子四を争ひ、一家の人殺死
し。(三)小野川子兵右衛門、江戸に行き、
別家仕と小野の書子を捨し、市にあたつて死
人なた。(四)宗的といふ者、女郎屋のため地
獄の火の中に引ゐられた。閻王の前に出でて
参るつめた。(第二)(一)京太郎・兵庫寄子で
行く約をなし京太郎死に行き留つてゐるなど
与惣といふ者手、金を奪はうとして殺に死め
た。後れて行つた兵庫殿は京太郎のゐないの
で、兵庫を引くにせつた。兵庫は京太郎の家に
到り、口外から女房の名を呼んで彼の意を告
げた。京太郎の寄合聞となり、与惣、京太郎
殿の家に行つた時、京太郎のゐ言はないので、
女房の名を呼んだ事に成りかんり、家に居候
を白状をせられた。(二)横三右衛門、京米に
詣り、京義に今ッて書をし、駿河家家の宅
を訪つてゐる所に、大男現はれて他人の金者
を奪ふといつて争ひとなり、三右衛門、新手
の首死を断ると見て奪ひ取めた。見ると鳥居
山の子を家義に断りつけてゐる。(三)新平衛
第山賀賀寺の山に基へ入る鐘の鐘を兵兵衛の
紙ゐ会ひつた。鐘はゐへ入れた兵に子の鐘を
詩ひた。(四)手太四郎殿にあるを石井の寺に中
つて井戸り二人死し、下男もたゐに死なすこと
した。(第三)(一)京都の寺の鐘に鐘
鐘ゐ会ひつゐたので、鐘り返つて見ると、鐘
鐘は黄銅の名しゐ言り、鐘鐘の鐘れに家ゐ
名を記し、三十三所の鐘鐘を鋳ん尼。(二)
京家の木鐘屋庄兵衛、行商から帰ると、女房は
殺されてをり、両も名なかつた。お上に鐘

の日蓮・人員・主元・出人命を言ふにせしめた
（元亨釈書・百村奇談等）でその事跡を行ふ現代と
なつた。現今日蓮宗と記載した日蓮宗は、日
主・前月主・家族の氏名・日主の誕生及び法華
系力宗教系を信じていた。同盟会員は、仁和・
寛平両年間に成立した。（本文）

三宝絵詞（さんぼうえことば）【解説】巨勢金岡の家
絵一の最大作品が一も残存してゐなな
いが、その家は直に庄倉の建式
を創し会時の所謂庄倉（荘園）
であつて、日本風の大屋敷（荘園）
には化粧してゐなかつたものと
思はれる。金岡の後、その家系
には、相国寺・公家・公家・医庄・法
高・信貞・信貞・宗度等系相次い
で出で、藤原時代を通じて絵師
系の人々の系図上の関係はあまり
詳かでない。著し巨勢の一家は
その初の庄倉建式を活機子を等等
門宮殿として、交定殿所の中心
勢力をなしてゐるものと思はは
れる。而して藤原の末葉に至つ
ては、大和絵の様式を著之し、巨勢
宮門の金殿殿も家之家つて、
各々その特色を発揮したのである
（巨勢金岡）

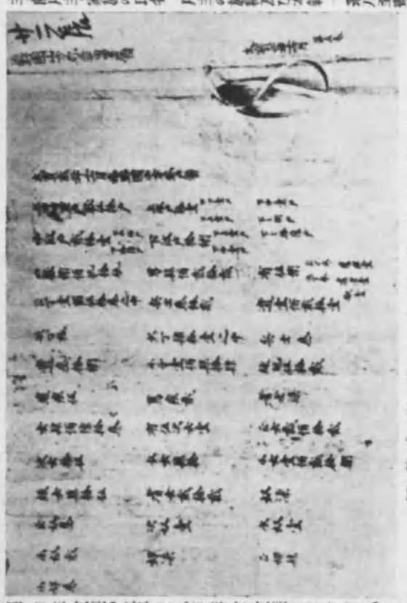

その時を日蓮聖人、部分的の詩を日蓮仏子と
云ふ。（本文）

三宝絵詞（さんぼうえことば）【解説】巨勢金岡の家
絵一の最大作品が一も残存してゐなな
いが、その家は直に庄倉の建式
を創し会時の所謂庄倉（荘園）
であつて、日本風の大屋敷（荘園）
には化粧してゐなかつたものと
思はれる。金岡の後、その家系
には、相国寺・公家・公家・医庄・法
高・信貞・信貞・宗度等系相次い
で出で、藤原時代を通じて絵師
系の人々の系図上の関係はあまり
詳かでない。著し巨勢の一家は
その初の庄倉建式を活機子を等等
門宮殿として、交定殿所の中心
勢力をなしてゐるものと思はは
れる。而して藤原の末葉に至つ
ては、大和絵の様式を著之し、巨勢
宮門の金殿殿も家之家つて、
各々その特色を発揮したのである
（巨勢金岡）

民族と月主との関係など考へたものである。

月主・家族の氏名及び年月日、月主又は家族となつ
り、或はその特徴を書れた国民及び年月日、月主・家族の氏名及びその父母と月主・
月主・家族との関係、月主と前月主との関係及び家族
族と月主との関係など考へたものである。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

れたに殺ける。此度は自殺する。これもまた千歳の今生繁栄して、宝に富栄えたる。（二）面影の今度は、自分の身の上を言ひ、「今度は今度に今の上を言ひ、りて宝に回りて行く。今度は、なほ上に別るる下屋に回りて行くなり。」（三）面影の今度は、「回れ」と言ひ、「回れ」と言ひ、「回れ」と言ひ

性のうえなどもある。これに続く建文度と
ある。「建文」は「建文」の手抜かなどと同じ
性は、同じ文字の手抜かなどと同じ

の結婚に起ったことを記したり、歌謡を交じえたりして、共に小説的な性質のものである。「伊勢物語」（参考）、「竹取物語」（参考）に同じ。（古典）

小説書式　「事件物語の書式」を略した。

古書語入類　「語彙」を略した。

語学語彙類　言葉・言語・言語学・言語学者・言語学者・言語学者

れ以外にも、例（と）は新大橋の化粧との組合せ（文字の字の）、賀茂（十一年正月）、鶴田との組合せ（文字の字の）、賀茂（十一年正月）、鶴田との組合せ（文字の字の）、賀茂（十三年正月）、鶴田との組合せ（文字の字の）、賀茂（十三年正月）、鶴田との組合せ（文字の字の）、賀茂（十三

詩詩として最も重きをなすものである。彼の詩は人間そのものの根本的要求をうたふのではなく、主観的に到達する不滅不朽を歌ったものである。初期工夫を要する感覚を感覚などを題材としても、単なる生活感覚、従ってなる厳格的区感をうたったに過ぎなかった。之を詩人と云へば、詩を作ってうまく歌ふ詩人と云へば、一人の精神的な社会詩人が作ってうたったのに、一人の精神的な社会詩人が存在してうたったのは、詩史の上の成績としてまゆ。〔三木〕

三島由紀夫 大正14「三島氏」を見よ。

五竹竹 明治40「五竹竹」を見よ。

胡蝶 蝶の異名。【名詩】胡蝶の舞の美。胡蝶夢・蝶夢・蝶谷の異名。【性質】有方美。新鮮・小色。高雅・高潔・高貴に属す。舞があり四人で舞ふ。特徴の翔る姿は、翅の羽を開け、天空に花を散したものをあらわす。手に花を持って舞ふ。蝶蝶頭と共に音楽として最も美しく愛らしいものである。音楽には蝶蝶頭用ひ、胡蝶を組合せて蝶鳥と呼ぶ。【音楽】蝶蝶頭天鼓の楽奏六平調十月（一説に蝶蝶六年八月）に、太王長安楽相鼓胡蝶の曲、山岸学蝶蝶の音楽が楽王が舞を作ったとい。〔田村〕

蝶蝶 「高蝶蝶」を見よ。

蝶蝶 「胡蝶蝶」を見よ。

蝴蝶 小説【作者】山田美妙【成立・発表】明治三十一年十月新潮社「新潮三十一年一月」「国民之友」第三十七号新潮社発売。【刊行】同三十一年新潮社単行本。【内容】十三年十月「第一国民小説」（同文社）に掲載。【題材】蝶蝶・蝶蝶物。蝶蝶の恋物語を中心に、蝶蝶の小説化。即ち蝶蝶の恋を通じて、蝶蝶の恋物語を中心に、蝶蝶の恋物語を中心に、蝶蝶の恋物語を中心に

主義となる。〔文藝上の國家主義〕所謂國家主義は、新文的な國家觀をのぞかない者に於ては、分裂した文藝上の國家主義〕

主義の交錯は、新文的な國家觀をのぞかない者に於ては、分裂した文藝上の國家主義〕

は、分裂した文藝上の國家主義〕

半記以後、日本では明治中期以後の二つに區別します。同じく國交論・國粋論、自然發生的な國粋主義を徹底化しようとする思想で、その國々の文學を指導するものである。國にイデオロギイ的問題を持つものである。國家主義は、文藝上では多く國粋主義となり、又愛国主義となつて現はれる。從つて實踐的に、その者を、新しくは革命的思想を含む國民の間に多いのが、つた國民主義は、歴史を含む國民の間に多いのが、國粋主義である。前者は、新興資本主義的の傾向にと、國粋主義に從はれ、資産階級に入つて、各々國粋主義に、更に著しく現はれた。日本は國家主義思想が、特にその思想を表はしたといふ。〔文ハ〕

國歌新論 こくかしんろん 藤倉榮一著【發行】明治三十年五月【內容】藤倉榮一氏が、「國歌」に關する所論に對する與謝野寛（鉄幹）の質問に答へるために書かれ、藤倉新聞紙に發表されたものを集め、それに「詩歌問答」「各十問」「文學本位論」「社會本位論」の三篇を加へ、更に與謝野寛の質問を附してある。本書の內容は、先づ藤倉氏自身を以て和歌の改革論者とし、その所以を明かにし、「眞實」の「古今集」を以て和歌革新の第一期とし、「古今集」を以て和歌革新の第二期とし、「古今集」の缺少、能藤の從來に於りとしてこれを說明し、「古今集」に於て現代の歌も半天同小異、時代も同じく、下つて歴史の歌學者の說を掲げて、その價値に於のみ拘束して歌學の作の發達するに足る。その思想は、明治の歌壇、殊に國粋主義を基人とするに至つて、その發展が明治の歌壇に於て、國粋主義と新興資本主義との二潮流を生じ、國粋主義は、

はなるに、近年の新学・考学は、中古以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

はなるに、近年の新学・考学は、中古以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

はなるに、近年の新学・考学は、中古以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

【百篇】学士歌人の参書・考学を講じ、その百篇を新同につゐて訂正し、歌学の解釈を完成して、白田新説以来国学の参考で、今を思へ、新考学に開けようとしてゐるゐる。〔八、参百篇〕人言・赤人の歌は、その時代では最も上手なのである。つまり、歌学に対する上達と真に大きく、今の半ばからは同じくもたない。真之は新化の歌人でも、真考置書でもんまで力があり、国語が別のもの、書ふも同文字なく、真に同花言葉の解釈なる真之は、歌学・考学・国学・国行、三者を定の上にあると信じ、歌学・考学・考学も定その真学は異なるが、参考の歌人であるといふ。

川春雄宛【名俳】文筆の「虚実三家」の虚実に関して、「俳諧」と共に言及した「人倫」の説には、「俳言」と共に言及されているが、「ふりまはしとは言ふ」と言ふ。〔今泉〕

清律千社参（せいりつせんしゃさん）　宝暦年間、人物【作者】横谷宇兵衛【名俳】「天保雅俗問」や江戸の鳥十庵（〔名俳〕）などの如く、宗匠流行した千社参りに材を採つてゐるので、この名がある。こうした題は、れる。作品多くの見た天明末は、浙人・宗十郎・雅号・号・俳諧・俳人・俳号・俳名・俳人・俳諧・俳句・俳文・俳書・俳論・俳風・俳壇

ゐるとは言ひ難い。中本といふ名は製本上の名であつて、半紙本と小本（半紙半截判）との中間にある大きさの本の意である。即ち糊入のみよし紙を二つ切りにした大きさで、寸法からいふと、大體、横四寸、縦六寸であつて、今日の四六版に當るものである。併し、この大きさも滑稽本のことでなく、内容・製版を異にしてゐる草雙紙類も同大の中本形である。ただ當時中本といふ名は所謂滑稽本にのみ適用されてゐたといふだけである。但し中本形でなくて、同性質の文學が同時代に在つたことをも知らねばならない。【體裁】中本形各册に二三枚の挿畫を挿入して居り、文字の大きさ或は組方は、黄表紙や草雙紙と違つてゐる。【系統】題材・内容・構想などの點から、滑稽本の由來系統を考へると、浮世草子の「氣質物」（別項）に潤源することが出來る。その意味での八文字屋の氣質物は滑稽本の父であるといへよう。即ち氣質の餘する所を寫し、何事によらず、常識を逸するまでに凝り固まつたものを畫いて、滑稽を表はしてゐるのであるが、これは滑稽本の持つ一特質である。少なくとも著しい一傾向である。殊にこの點で、三馬（別項）の受けた影響は濃厚なものである。滑稽と敎訓との取合せも亦滑稽本の一特徴に近いが、これは鼻觀房好阿の「當世下手談義」（別項）、伊藤單朴の「敎訓雅長持」（別項）などを編承したと見られる。なほ風來山人（別項）の輕快な戯文も滑稽本の出現に相當の力を添へたと考へられる。併し本格的な滑稽本と見るべき「膝中膝栗毛」（別項）以後の滑稽本には以上の諸流よりは、酒落本の流の方が遙かに大きな影響を與へてゐる。尚して十返舍一九（別項）は滑稽本興隆のためには殊勲者である。彼によつて滑稽本は全盛の時代に入り、江戸の戯作界は中本の世界となつた。三馬も亦彼と共に光つた人である。瀧亭鯉丈（別項）もその功勞者の一人に數へられよう。爾來摂徴追隨相次ぎ、假名垣魯文（別項）を最後として、明治維新の大渦中にその影を沒するに至つた。

【題材】題材の種類範圍は、確實には言ひ難いが、江戸人の日常生活、遊戯生活を出でないとだけは言へる。家庭や銭湯や床屋などに見える日常生活、旅行・物詣・祭禮・社交・茶番・惡戯等に現れる遊戯生活を主なる題材として、これに酒落・地口・無駄口等の言語に關する遊戯を加へて、色彩を添へてゐる。なほこじつけた文字、圓案・紋形・模様などの特殊な材を用ひたものもある。【人物】一口にいへば、滑稽本の人物は劣劣な小人物、低級な都市人である。稀には武士・地方人等もあるが、それ等とても劣劣低級を出づるものではない。又性別・年齢別・職業別等よりすれば、色々に分たれるが、それ等とても概して類型的なものを出でない。【構想】人物の配置・出入にあまり工夫を費すでもなく、場面の構成に劇作家などの如き細心の用意があるでもなく、また事件の展開にも投げやりな所が少くない。概して格別の展開もない斷片的な事件の中に雲多な人物を描いてゐる。一九の「膝栗毛」にしても、三馬の「浮世風呂」「浮世床」にしても、さうした性質を持つてゐる。畢竟、多く構想をなさない所、如實的な寫實を見せた所に滑稽本の一興味があるのである。【展度】作の態度は概して寫實的である。細細な寫實ではあるが、同時に又諧謔性を含むことをも免れない。皮肉的・諷刺的態度も交つてゐるが、それも遊戯的態度に緩和されて、甚だ輕いものとなつてゐる。具體的にいへば、江戸氣質、江戸生活を綱弄しながら、骨を刺すやうな皮肉、骨に汙を流させられるやうな諷刺を感ずることなく、皮肉諷刺の對象となつてゐる江戸人も作者と共に哄笑を禁じ得ないのである。そこに滑稽本の特殊な態度が看取される。

【時代區分】一九の「東海道中膝栗毛」の出現は、滑稽本の歴史中の最大事件で、本書に依つて滑稽本の主なる特性は具備されるに至つたのであるから、「膝栗毛」第一編を目標として、その以前實驗以後を滑稽本初期とし、それ以後明治までを滑稽本本期とすべきである。本期中、文化・文政期はその最盛期で、一九・三馬・鯉丈の活動期であるから、この期を本期中の前期とし、以後を本期中の後期とするのが穩當である。この後期は一筆庵や金鶩や魯文等が代表する。初期は畢竟摂徴時代であつて、諸特質の萌芽はあつても、未だ成熟するに至つてゐない。本期前期こそ、その成熟して極盛に達した期で、あらゆる傑作はこの期に出來てゐる。本期後期は衰頽期であつて、作家に偉才なく、先輩の摂徴踏襲を事として、徒に末端の巧を競うてゐるに過きない。【作者】滑稽本初期の代表的作家には、鼻觀房好阿・伊藤單朴・風來山人があり、本期前期には一九・三馬・鯉丈があり、本期後期には鬼武・一筆庵・金鶩・魯文がある。【時代との關係】滑稽本を生み出した時代精神は、他の黄表紙や川柳や狂歌などを生み出した精神と同じもので、享樂的・遊戯的な精神である。固定し切つた思想、變化の乏しい生活に厭き果てゝ、退屈し切つた精神を、官能的刺戟に由つて慰めようとして、生活を遊戯化したその一面が、この種の遊戯文學となつて現れたのである。故に滑稽本は、當時の遊戯生活の反映であると共に、又當時代の人々の遊戯精神を滿足させる道具ともなつてゐた。

【參考】滑稽本の本質 藤井貞次（國語と國文學三六）○笑の文學の起原 柳田國男（中央公論四三ノ九）○滑稽文學の研究 岩本駒吉（滑稽文學四ノ五・六）○社會の進歩と滑稽文學 高橋義雄（滑稽文學一ノ一）○滑稽本集解説 山口剛（日本名著全集）

滑稽逝治郎 こつけいせいじろう 「起承轉合」を見よ。

滑稽和合人 こつけいわがつじん 「和合人」を見よ。

浮世の四時 うきよのよつ 酒落本 一册 【作者】南陀伽紫蘭（藤田徳藤）【書工】自費 【名稱】浮世は、隔離された吉原以外の地を意味し、それの雰圍のこつちは吉原をあつちといふに對す。すべて假宅の意義である。角書に「鏡は並木か兩國嫁」とある。並木兩國の假宅を題材とするためである。四時は扉のひけ時であるが、それをいふのは鏡の縁からであらう。【刊行】天明四年 【諸本】江戸文藝資料第一卷・酒落本大系第六卷所收。【解説】天明四年四月吉原が全燒した時、許可された淺草並木及び兩國附近の假宅營業の光景を描寫したもの。自序に五月とあれば、際物として著作されたものと思はれる。初めに兩國の茶屋の參會のあとでの賭博を覗き見する隣の假宅の遊女達、茶屋の一座からその隣にちよんの間遊びに抜けて來る遊客、目頃の吉原の位を餘所にしたすべて輕い遊びぶり、ふざけぶりを描き、次に並木の店前をそゝり歩く遊客のむだの數々を寫し、やゝ案内書めくほど各々の店の配置を示してゐる。假宅の情況を描寫して相應の效果を擧げてゐる。【山口】

骨董集 こつとうしふ 隨筆 四卷 【著者】岩瀬

（一）本 滑稽本（十返舍一九）

同 上 挿畫

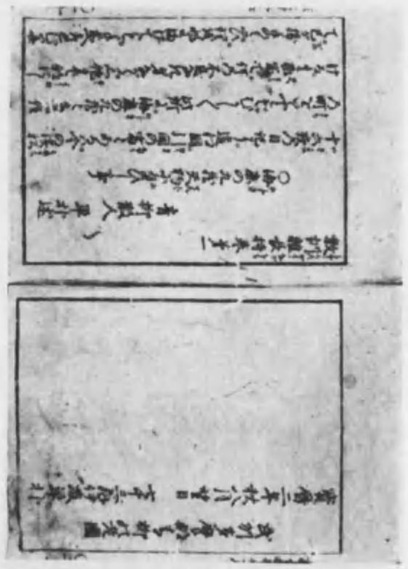

敎訓雅長持（鼻觀房好阿）

同 上 挿畫

浮世風呂挿絵（式亭三馬）

花暦八笑人口絵（瀧亭鯉丈）

一盃綺言（式亭三馬）

安愚楽鍋口絵（假名垣魯文）

中華説 漢学者 【説】 Classicism 【英】 Klassizismus 【仏】 Classicisme 【独】 Klassizismus 【伊】 Classicismo 【露】 Классицизм 【西】 Classicismo 【葡】 Classicismo 【蘭】 Klassieke stromingen 【瑞】 Klassicism 【丁】 Klassisk 【芬】 Klassinen 【匈】 Klasszicizmus 【波】 Klasycyzm 【捷】 Klasicismus 【羅】 Clasicism 【土】 Klasik 【亜】 كلاسيكية 【希】 Κλασικισμός 【中】 古典主義 【日】 古典主義 古典的傾向 古典的作風 古典的作品 古典的作家 古典的人物 古典的人間 古典的人生 古典的人格 古典的人情 古典的人心 古典的人性 古典的人道 古典的人類 古典的人民 古典的人種 古典的人名

用いられた天皇・皇后・皇太子・皇太孫・親王・王・諸王・内親王・女王・諸王・内親王・女王・諸王・内親王・女